





り込まれておりますように、代表理事、常勤理事等の経営専念体制の確保、員外監事、常勤監事の設置、中央会監査の義務づけ等を図っていくとともに、経営執行体制の面におきましては、機動的な理事会運営や学識経験者の理事への登用促進を図る観点から、新しい業務執行体制の導入について取り組んでまいりたいと存じます。あわせて、これらの農協を担つていく人づくりも重要な課題でありますので、連合組織からの人的支援や役職員の再教育対策等を講じていくこといたしておられます。また、自己資本の充実対策いたしましては、早期に正措置の導入に対応しまして、自己資本、内部留保の増強を強力に推進していく所存でございます。

なお、中央会監査の法定化に対応いたしまして、中央会の監査機能の充実、監査の独立性の強化、監査要員体制の整備と監査能力の向上を図つていきますとともに、外部からのチェックの目を導入するため中央会に公認会計士を設置し、活用を図つてまいりたいと考えております。

第二には、事業二段、組織一段対策についてであります。農協合併の進展等、条件が整つた県から逐次合併農協と全国連との直接利用を進めてまいっております。また、多くの県におきましては県連と全国連の組織統合に向けての検討が進められておりまして、合併構想の達成を目前に控えております一部の県におきましては、連合組織の統合について既に個別協議に入っているところであります。この場合、信連と農林中金の統合につきましては、それの根拠法が異なるために現行法制度のもとでは事業譲渡や合併が困難でありますので、今回制度改正の措置をとつていただきますようお願い申し上げます。

第三はJAグループ全体の経営の合理化、効率化を図るために、人、物、金の三つの改革を進めることであります。

人の面では、平成十二年に向けまして三〇%の労働生産性向上を目標として、JAグループ全体の職員数を現在の三十五万人体制から三十万人体

制へと五万人の削減を図ることといたしております。このため、採用調整や早期退職優遇制度の導入等によりまして、職員に雇用不安を起こすことなく円滑に進めいく所存であります。

物の面についてでありますと、支所、施設の機能の見直しと統廃合を進めていくこととあります。

す。農協合併によりまして本所の数は急速に減つ

てきております。したがいまして、今後合併

によるスケールメリットを生み出していくため

に、組合員の理解を得ながら対策を強化していく所存であります。

それから、金の面につきましては、事業管理費等の経費節減を徹底する。欠損金の解消や不良債権の処理を計画的に進めていくこといたしておられます。

以上、農協改革の取り組み方針と重点対策につきまして要点を申し上げましたが、農協を取り巻く昨今の厳しい情勢を踏まえまして、早急かつ確実な実践を進めるために、JAグループの組織が平成八年度から平成十二年度を計画期間とする経営革新五年度計画を策定しまして、組織ぐるみで當面の課題と対応方向について所見を申し上げて、御批判を仰ぎたいと存じます。

まず、系統信用事業の課題を申し上げます。

J A改革の全般につきましては、先ほど来、全

中の松旭専務理事から陳述がございましたので、私からは農協系統の信用事業に関する、その諸課題と対応方向について所見を申し上げて、御批判を仰ぎたいと存じます。

JA改革要綱に基づいて、組織決定権の処理を計画的に進めていくこといたしておられます。

それから、金の面につきましては、事業管理費等の経費節減を徹底する。欠損金の解消や不良債

権の処理を計画的に進めていくこといたしてお

ります。

それから、金の面につきましては、事業管理費等の経費節減を徹底する。欠損金の解消や不良債

&lt;p

てまいりたいと考えているところでございます。

今般、行政府におかれでは、こうした農政審議會農業部会の報告を踏まえまして、農林中金と信連との合併等に関する法律案及び農協法等改正法案を今国会に提出されましたことはまことに時宜正

私のお話しします柱としましては、第一に農協の組織及び金融をめぐる状況の認識です。それから第二番目に農協改革の必要性と基本方向。この二つに絞ってお話ししさせていただきます。

農協改革の必要性と基本方向ですけれども、そのうちの一、組織再編、これは農協合併、組織二段ということですけれども、私の認識も、従来の全国組織がいろいろ指導していくという状況あるのは政府が指導するというところから、今の段階では広域合併をしまして単位農協がみずからその方

農林中金といたしましても、今回の法改正により、組織整備への取り組みに全力を傾注いたしましたとともに、付与された機能を十全に発揮し、農協系統資金の効率的かつ健全な運用を行い、これらを通じて農業・農村の発展に寄与してまいる所存でございます。

終わりに当たりまして、系統信用事業は、今回の法改正に伴いまして、従来にも増して経営健全性の確保、機能の強化、経営の効率化を進め、組合員、利用者サービスを充実し、農業農村・地

域の発展に貢献してまいる所存でございます。  
先生方におかげましては、どうか我々農協系統  
の取り組みにつきまして御理解をいただきまし  
て、特段の御配慮、御支援を賜りますようお願ひ  
申し上げます。

御清聴ありがとうございました。  
○委員長(真島一男君) どうもありがとうございました。

次に、白石参考人にお願いいたします。白石参考人。

○著者／白石正彦 東京農業大学の白石と申します。よろしくお願ひいたします。

の意見を述べさせていただきます。

いう協同組合の国際組織がございますけれども、そこで協同組合の原則改定の検討委員をしており

ましていろいろ各国の協同組合の皆さんとも議論する機会がございました。そういうふうな少し国際的な視点と、それから日常的に私は東京農大の方で協同組合それから農協論を講義しておりますので、いろいろ各地の実情を調査したりする機会がございました。そういうことで、その辺を踏

まえまして意見を述べさせていただきます。

私のお話しします柱としましては、第一に農協系統及び金融をめぐる状況の認識です。それから第二番目に農協改革の必要性と基本方向。この二つに絞ってお話ししさせていただきます。

第一の農協系統及び金融をめぐる情勢認識ですけれども、既に系統農協では平成三年の第十九回全国大会で今回出されております組織二段の方針を打ち出しております。既に六年たっているということで、ある面で私は若干遅過ぎているのじやないか、もつと早くこういう法律を通さなきやいけなかつたのじやないかという感じがしております。系統では平成三年の十九回大会、それから平成六年の第二十回のJA大会、ここでもそれを強力に進めるということで方針を打ち出されており

向を決めていく、組合員に支えられながら取り組んでいく、そういう舞台、枠組みをつくる上で非常に重要なと。しかも、それは今のように非常に厳しい状況、川下といいますか、スーパーなり消費者に接近した流通業界の力が強くなっていますから、それとのバイングパワーをつける意味でも、自分がみずから自己責任を持つてやる意味でも、やはりこういう改革、単位農協を軸にして連合会がパックアップしていく、こういう体制をつくる必

課題は大規模化、これは流通業界、生産体制もそうですが、その中でやはり資本の充実というものが極めて重要だという点は各国とも共通です。例えばカナダあたりでは、最近向こうの先生から聞きますと、サスカチュワンという小麦地帯、それからアルバータ、ブリティッシュコロンビア、そういうところで広域の酪農協をつくったりする。それは何が目的かといいますと、やはり自己資本の充実だということを皆さん言つております。

要があるというように考えております。  
もつ一つは経営の健全化、これも今までは、私  
の認識では、農協の経営は信用事業、共済事業の  
黒字である部分を、基本的な部分である例えは、  
営農指導事業等もそのいわば収益でもって指導を  
やつてきたなどがあると思いますけれども、  
これからはそういう特定の分野に依存して経  
営をやるということではなくなってきたわけです  
ね。しかも既に食管法も廃止されております。み  
ずから取り組まなきゃいけない、こういう段階に  
なりますと、従来は組織代表を軸にしてやってい  
けたと思うんですけども、だんだん今の厳しい  
専門的な機能が求められる段階においては、この  
業務執行体制の中に今回選択肢という形で提案さ  
れておりますけれども、經營管理委員会がそ  
う専門的に日常の経営に責任を持つ理事を選任  
していくと、こういうふうな選択肢も非常に注目  
されるところだと思います。

これを導入するかどうかは最終的には農協の総  
代会等で決めるのですから、選択は個々の農協  
だと思いますけれども、そういう新しい枠組みを  
提示したとすることは私は大いに評価しております  
す。また後ほど質疑がございましたら触れますけ  
ど

課題は大規模化、これは流通業界、生産体制もそうですがれども、その中でやはり資本の充実というのが極めて重要な点は各国とも共通です。例えばカナダあたりでは、最近向こうの先生から聞きますと、サスカチュワンという小麦地帯、それからアルバータ、ブリティッシュコロンビア、そういうところで広域の酪農協をつくったりする。それは何が目的かといいますと、やはり自己資本の充実だということを皆さん言つております。

そういうふうに、このためのバックアップの体制が今回でできている、またミニマムのそういう点を導入するということは、そういう経営の健全化を促進する上で非常に注目されると思います。それから、経営監査体制、これもやはり経営者をチェックしていく、こういう力がますます私は求められていると思うんです。これはヨーロッパの協同組合等を見てもそうですし、またヨーロッパでは、ここで触られている以外に社会的監査といいますか、協同組合あるいは農協が社会的にどこまで貢献しているか、こういう点をチェックするような、これはむしろ法律というよりも内部的なことですけれども、そういうことまで含めて監査体制をどう拡充するかということが大きな課題になっております。

さらに、この部門別損益、これは先ほど申しました。やはり農協の組織基盤がかなり変わつておきます。従来の同質的な農業者だけではなくて、かなり兼業化している農家、あるいは准組合員という形で地域に住んでいる方々の組織も少しずつ変わっており、そういう状況に対応して、やはり信用事業、共済事業で得た利益をつかの分野に回すという時代は既に終わっていると思

うんです。それぞれの分野が独立して透明性を持つて損益をきちっとしていくことがありますます求められる。それをバックアップする今回の

体制も注目すべきではないかと思います。

以上で参考の方々からの御意見の聴取は終わりました。これより参考の方々に対する質疑を行います。

し切つてこれらかたどうか。この辺を私ども検証し、総点検をしてみる必要があると思います。十分な対応が図れなくて、その間にかなりギャップが出ているというのが私どもの課題認識であります。

ませんでした。したがいまして、農村社会、農業生産に必要な資金をどう供給するかというのが我々に課せられた課題でございました。それからいろいろ歴史を経まして、各種制度資金が拡充されました。そして、高度経済成長の時代を経まし

り農協の場合、協同組合金融ということいろいろな規制がたくさんございました。それを少しづつ緩やかにしていこう、最終的にはこれは自分の責任ということになりますけれども、情勢の変化に

昭和二十二年は農協法が施行されまして、本年ちょうど五十年の節目に当たるわけでございます。農業協同組合法が、「農民の協同組織の発達

協同組合らしさを生かしたこういう資金運用と  
いうのは、やはり地域に密着した循環だと思いま  
す。そういうことを農協という、総合農協の形態で  
事業をいろいろ改革しながらやっていく意味  
で、それを資金面での運用もやれる体制づくりを  
バックアップするという意味でも今回の改正は非  
常に重要なと思います。

けでござりますか、車の両輪のように我が國農業とともに農協が発達してまいりました。

うな感慨をお持ちか、三人の参考人にはほんの一、二分で結構でござりますので、御意見をお聞かせ下さい。お聞きたいと思います。

社会は今までの効率中心から、むしろ効率と効果といいますか、持続型といいますか、要するに本当の意味での心の豊かさ、経済だけに偏重しない方が求められていると思います。

とも、農協改革というような側面から今後の農協はいかにあるべきかというような観点での感想を

で導入しておりますけれども、それは無医村の中でもやっているという、こういうふうな人を大事にすることによって組織になるためにも、もつとそれを充実するためにも今回の改革法案は重要であるとい

うふうに考えております。  
以上でござります。

し、戦後はやや問題点といえば、職能型になつたためにどうしても視野が、軸はあくまでも農業でいいんですけれども、もっと地域的広がりで取り組んでいくという点が若干法制度の枠組みの中で弱かつた点があるんじゃないかな。

心課題にもなったわけでございます。そして、こ  
とし一月から六月まで行われました百三十六通常  
国会が本当に住専国会と別名言われたようなこと  
で、不良債権処理方策をめぐって激しい論戦が行  
われたところでござります。

用事業につきまして、「貸出業務が制約される中で、住専等特定業種への資金集中がみられた」ということが指摘され、また「住専問題を契機に、我が国金融システム全体の再編とともに、農協系統金融機関の再編・合理化の早急な実現が強く要請されているところである。」ということが指摘されたわけでございます。

と、恐らく今回の金融にかかる法律も地域の中  
でいろいろ拡充あるいは利用できる。  
ある農協では最近、薬王園という、いわば健康  
を軸にした、地域資源を活用した公園をつくって  
おります。そして都会の人たちに来ていただい  
て、そこでリフレッシュしていただく。そこでも

膨大な資金投資を農協でやっておりませんけれども、都会の人たち、消費者にも来ていただく。そういう誘客型といいますか、今までではどつちかといいますと都会に物を持っていくという発想が強かつたんですけども、むしろ都会の人たちに来ていただきながらそこで自分たちの所得も上げていく、そしてまた設備投資もそういう中でやっていける。こういうふうないわば有機的な、むしろ協同組合らしい地域の個性に合った農協づくりが課題ではないかというふうに考えております。

○松村龍二君　ちょうど一年前の十二月十九日に住専スキームの決定を見まして、それまで日本が大変に金融信用の不安をシステムとして抱えているといった中で、何が何でも住専の問題を解決しようと、そしてその住専の問題を解決する際に、農協系統が五兆五千億住専に金を貸し込んであるということが昨年の住専スキームの解決の中

心課題にもなったわけでございます。そして、同じ一月から六月まで行われました百三十六通常国会が本当に住専国会と別名言われたようなことを、不良債権処理方策をめぐって激しい論戦が行われたところでございます。

ことし八月の農政審議会報告でも、農協系統信託事業につきまして、「貸出業務が制約されている中で、住専等特定業種への資金集中がみられた」ということが指摘され、また「住専問題を契機に、我が国金融システム全体の再編とともに、農協系統金融機関の再編・合理化の早急な実現が強く要請されているところである。」ということが指摘されたわけでございます。

なお、このたびの農林中央金庫と信連の合併の道を開くこととされました法律、また農協法の改正に関する法律によりまして、農協の信用事業を行なう業務執行体制の強化、自己資本、内部留保の充実、監査体制の強化、資金運用規制の緩和等がまさに改正されようとしているところでございまして、

私は、時間がございませんので、これと関連いたしまして、松旭参考人にひとつお伺いしたいことがあります。このたびのこのよくな信用事業を中心とする他金融機関と同様の法整備をする、体制を整備するといううことの裏に、先ほどお話をございました農協の合併ということが裏打ちされまして初めてこのこともなし遂げられるんではないかというふうに思うわけでございます。

現在、二百三十三の農協の合併が実現しております。将来五百四十八の農協構想であるといつて先ほどのお話をござりますけれども、地域による差が大きい、また合併が進展しない事例も見られるところでございます。また、合併の実現農協におけるとおきましても、一部農協が合併参加を見送る例もあるとされております。このように合併が進まない要因はどこにあるのか、また今後どのような構想で推進していくのか、お伺いしたいわけでございます。

そして、あくまでもこの農協の合併は労働生産

性の向上や施設効率の改善を図るということが大切であるかと思いますけれども、三段階が二段階を目指しておなじがら、事実は、中央または県連そして四段階にむしろなっているような現実もあるような感じがするわけでございますが、その辺の合併の問題について松旭参考人の御意見を聞かせていただきたいと思います。

○参考人(松旭俊作君) 先生御指摘のように、今農協合併の現状といいますのは大きく分けて三つの流れがございます。私さき二百三十三農協会ができ上がったと申し上げましたが、合併といふのは通常、研究会とか協議会を地区で持って合併協議に入るわけですから、その研究会、協議会もまだできていないという地区が実は百近くあります。残りが今、研究会、協議会をつくって平成十二年までにやろうというような三つの流れがある。確かに、御指摘のように地域格差といふのはかなり残っているという認識をしております。

それはいろいろな原因があると思いますが、私はややマクロ的に言いますと、環境格差といいますか、地域の格差ということにもなるかと思うんです。ですが、一例を申し上げますと、私はよく農協合併の風景というのを西高東低である、西日本が進んで東日本が余り進んでいない、こういういわば冬型の気圧配置みたいなになっているわけです。それは何かということを考えていきますと、どうも米に依存している地帯、それは制度に依存しているということにもなるのかもしませんが、そういうところはえてして進んでいないような気がいたしますし、また他業態との競争関係の中でも、そういう風に強く当たっているところと当たっていないところでまた取り組み格差があるというふうなことが原因であろうと思います。それから、一般的には、経営格差といいますか、地区内にいい農協と悪い農協というのが併存していくなかなか一緒になりにくいというようなことがこれまでにはネックだったと思います。

そういつた合併阻害要因は今後どうやつて除去するのかという先生のお尋ねでございます。私は思いますのは、個別の問題を解決する手法といふのもこれは必要なんでしょうが、私は農協合併全体の流れ方といふのは大きな川に例えておりまして、真ん中の流れを速く動かしていくは周囲のよどんだ水は必ず動く、そういう運動方針を持つております。したがつて、今私どもが合併の進んでいない地区にも小まめに回りましていろいろ訴えておるんですが、何よりも大事なことは真ん中に速い流れをつくることといふふうに考えております。

つまり、それはどういうことがありますと、今全国の農協合併で、もつ一地区合併をすれば県内の合併構想が仕上がるという県が五県あります。それから、平成十年度に県連と全国連を統合しようという方針を決められておるところが四県あります。

そうなりますと、私どもはそいつた速い流れをきつちり流していく、そこにいわば事業・組織の改革メリットといふものを生み出していくような努力をする、そいつたものが組合員の目に、視野に入ってくる。そうすれば、組合員もうちの農協はこのままじゃいかぬというようにならぬのではないか。

つまり、言葉を言いかえますと、これまでの合併推進といふのは御指摘のように全中が旗を振りました、県中が旗を振りました、農協はまた理事になり組合員の段階を説得するという上から下へ向けた合併推進の手法だった。それで本当の改革になるのかと言わればそうではなくて、やはり組合員が自分たちの農協をこうしていきたいといふことを考えていくことが大事であつて、そのため我々の農協は合併が必要だというようなことを組合員なり農協の職員の方がやはり考え出していくといふことが私は本当の改革につながつていいと、そういうふうに考えております。

ちよつとお尋ねと脱線しましたが、そんな感じでございます。

○松村龍二君 終わります。

○常田享詳君 平成会の常田享詳でございます。  
きょうは、参考の方々、本当にありがとうございます。  
まず最初に、白石先生にお尋ねをしたいんです。  
質問をさせていただきたいと思います。

が、白石先生の著書、経歴等を拝見いたしまして  
も、先ほどお披露がありましたように「協同組合

の国際化と地域化」、「協同組合展開提携の戦略的展望」、「協同組合の基本的価値」等々、多くの協同組合関係の著書を物にしておられるわけでありま

すけれども、そういった意味で基本的なことで先生にちよつとお尋ねをしたいと思います。

協同組合組織の母となりますロツチデール公正先駆者組合、ドイツのライファイゼンらの取り組みが基礎となつて農協は今まで伸びてきたわけ

であります。協同組合原則に沿つて今日の農協があるのありますけれども、農協は利益追求、経営安定の方向へ傾斜していく感じがしてならない

だけあります。商法準用の改正があり、今回また経営者には貿外理事、雇われ組合長で運営することになれば、一段と営利団体の方向をたどる危険性があると思

うわけであります。非営利団体であり、相互扶助の精神である農協思想を生かした本来のあるべき姿の実現をどのようにしていったらいいのか、国際的な視野の深い先生の御示唆をいただきたいと

思います。

また重ねて、農業基本法見直しに伴いまして関係法改正の一環として農協法の再改正が必要と考えますけれども、先生の御意見をいただきたいと

思います。

○参考人(白石正彦君) 先生の御質問に簡単に答えていただきたいです。

ね。単なる運動で政府に圧力をかけるということじやなくして、やはりみずから組合員とともに事業を通じてイノベーションを起こしていく、そしてその成果を組合員が確保する。要するに、いわば事業の面でのイノベーション、それをまさにロツチデールは流通過程でやりましたし、それからライファイゼンの場合は金融、そういう面で高利貸しを排除していく、こういう形でいわば経済組織のマクロレベルでの革新も果たしてきたと思うんです。

そういうふうな面からいきますと、それを今のようないくつかの問題がござりますとおさらそういう組織の大規模化をしていかなければいけないという点があります。そうしますと、非営利組織のポイントは組合員参加なんですね、先生がおっしゃいました。それは限りなく分権化、農協の場合ですと、米部会であるとか園芸部会であるとかこういうところの権限、これで運営していく。あるいはまた支所組織がござりますけれども、そういうところで組合員の日常のコミュニケーションを大事にしていく。そしてまた、ある面では大きな決まりはなるほど分権化、要するに支所レベルで決められることはどんどん決めていく。組織が大きくなつた場合に、それに応じていわば権限をどんどん委譲しながら組合員に近いところで物事を決定していく。しかし自己資本などは大きくしないで、こういう時代になつているんじやないか。そして、大きな基本方向を決めていく。

いわば、ストーパーであるとか川下等との対抗関係にしても、刻々と情勢が変化しますので、金融もそうですが、それに対する判断を日常的にやつしていくのはやはり専門化ではないかと。この分権化といわば大規模化といいますか、これは言ふはやすくなかな簡単ではないんですねけれども、それがこれらの課題ではないか。

何点か疑問点を申し上げますので、それらについてお答えをいただきたい。

まず、理事の責任、経営管理委員の責任、そして運営権限等はどうなつているのでしょうか。これらが明らかになつていいわけではありませんけれども、お尋ねをしておきたいと思います。

そして、理事は経営管理委員会が選任することになっておりますけれども、解任は総会に請求することができますけれども、それは先ほどお尋ねましたけれども、今は家の光協会の方で、農業の基本法制の中で農協の課題を書いておりますけれども、それは先ほどお尋ねしたかったけれども、今の農協法はどちらか

といいますと農民あるいは農家というところに焦点がありますけれども、やはりもう少し幅を広げて、農村なり地域の人たちを含めたいわば協同組合組織に、そうはいっても中核は農業者だと思いま

すけれども、今いわば正組合員、准組合員といふあたりのもつ少し運用といいますか、適用の仕方といいますか、これは検討の余地があるんじゃないかなと。

フランスあたりでも、聞いているところによりますと、基本的に農業者の組織だということですけれども、具体的な適用としてはもうちょっと幅広い適用をして地域に開かれた組織に変えているようなんですね。ですから、その辺、先ほど言いましたように、分権化をきちっとしますとその余地は広がるんじゃないかというふうに考えておりま

す。

○参考人(松旭俊作君) 今、経営管理委員会に関するお尋ねでございますが、これ法律事項の範囲でしか私どもちよつとまだ理解しておりませんが、まず経営管理委員と理事の職責の問題、職務の問題、これは定款で定めることになってございましたので、業務の基本方針とか事業計画というようなものは多分その経営管理委員会で基本方針を決めるのであろうというふうに思いますが、それは個々の組合の定款で決めていくことではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○常田享詳君 二年後を目途としております農業基本法の見直しにあわせて、今先生から御示唆いただきましたよな点についてもさらに農協法の見直しが必要であるというふうに思います。

時間がありませんので、各参考人にお聞きしたいのですが、先ほど白石先生のお話の中で、このたびの改正の中で經營管理委員会に期待が大きいというお話をありました。昨日も、我が党の高橋議員が代表質問の中でこの問題を取り上げました。それで、私は、先ほどお尋ねを、これは松旭参考人にお尋ねをいたしたいと思います。

何点か疑問点を申し上げますので、それらについてお答えをいただきたい。

まず、理事の責任、経営管理委員の責任、そして運営権限等はどうなつているのでしょうか。これらが明らかになつていいわけではありませんけれども、お尋ねをしておきたいと思います。

そして、理事は経営管理委員会が選任することになつておりますけれども、解任は総会に請求することができますけれども、また午後にも質問がありますし譲りまして、とりあえず三人の参考人にお尋ねをした

ます。

理事を解任する場合の基準、違反の程度、これはどのようなことになつてているのか、また経営管理委員会の業務基準、権限に私は不安があるといふふうに思いますが、それも少しごくらの点についていかがでございましょうか。

お答えをいただきたいと思います。

○参考人(松旭俊作君) 今、経営管理委員会に関するお尋ねでございますが、これ法律事項の範囲でしか私どもちよつとまだ理解しておりませんが、まず経営管理委員と理事の職責の問題、職務の問題、これは定款で定めることになってございましたので、業務の基本方針とか事業計画というようなものは多分その経営管理委員会で基本方針を決めるのであろうというふうに思いますが、それは個々の組合の定款で決めていくことではないかというふうに思っております。

それから、理事の解任は管理委員会が解任請求権を持っておると。管理委員の解任につきましては、これはちよつと私自身は詳しくありませんが、多分現在の理事と同等な扱いになるんではないか、つまり総会に対する解任請求権ということになつていてくんではないかというふうに承知をいたしております。したがつて、責任の問題につきましては、そういうふうな定款の定めに従つてそれをその区分に応じて責任が出てくるということになります。

されども私ども初めての制度なのですから、私どもは、こういう制度が無理なく農協の方に導入されるように、きちっとした基本的な取り組みの考え方、指針、こういったものを全般として別途これまで、とりあえず三人の参考人にお尋ねをしたうふうに考えております。

○参考人(松旭俊作君) どうもよくわからないのでありますけれども、また午後にも質問がありますし譲りまして、とりあえず三人の参考人にお尋ねをした

内藤参考人にお尋ねをいたしますが、いわゆる信連と農林中金の合併についてあります。

農協では、系統再編で一番要望の強いのは経連と全農の合併であり、特に組合員からは全農との直の取引の要望が強いと言われているわけあります。共済連と全共連の合併は問題は少ないと私も考えております。今回、信連と中金の合併については特に幾つかの点が疑問として残ります。それにお答えをいただきたいと思います。

第一に、今までの信連からの配当や奨励金のメリットはこのことによってより出てくるということがあるのかどうかということが一点目であります。二点目は、金融機関の職員としてのレベルアップのためのその補完、指導面での対応が中金ができるかということがあります。これらについてお答えいただきたいと思います。

さらに、今日では全国信連協会が各信連の指導調整機関としてかかわっておりますが、全国信連協会の存立と機能はどういう再編の中で考えられておられるのか。また、昨日の国井議員からの質問と共通するのでありますけれども、少なくとも中金理事には農協代表理事が過半数を占めるべきだと私も思いますが、このことについてお尋ねをいたします。

○参考人(内藤清夫君) まず最初の信連との統合によりまして農協に対する配当、奨励金等についてメリットがあるのかどうかというふうなことがあります。

組織二段が実現いたしますと、基本的には農林中金が農協の余裕金を預かつて運用するということになります。そして、奨励金、配当等の還元を農林中金が端的に行うということになります。その還元の水準でございますけれども、これは組織整備の目的でござります機能の強化、あるいは事業運営の効率化、要するに合理化等々を実現していくということで、組織を挙げて取り組んでいくことで効果が生じてくるというわけでおざいまして、農林中金といいたしましても、適切かつ効率的な運用に心がけて農協の負託にこたえていかないかな

きやいかな、できるだけの努力をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、職員についてのレベルアップのこと

J A 信用事業人づくり運動というのを展開して取り組んでいるところでございます。それはまず金融部門内的人事のローテーションを確立するということであり、それから二番目には中長期展望に立った人材育成、それから三番目には連合会へトレーニングを派遣するというふうな人材の早期育成、それによる早期育成でござりますけれども、そういうことが内容でございます。

現在でもこうした教育は信連、農林中金が役割を分担しつつ行っているわけでござります。統合が実現した県にありますては、主として農林中金が担うこととなるわけでございます。教育、研修を主要業務とする関連会社等もございます。それとあわせて一緒に対応して万全を期していきたいというふうに思つております。

統合が進んでいくと信連がなくなっていく。すると、信連協会が従来果たしている役割、あるいは今後の位置づけといふことになるかと思いま

る、それから信連協会の問題でござります。

信連協会の役割でございますが、まず第一番目には信連相互間の連絡調整をしております。それから二番目には信連の意見集約、行政関係機関等への意思反映、それから三番目には信連の認可事項等にかかる折衝あるいは連絡、それから四番目には系統金融機関への指導事項の徹底等の役割を果たしているわけでございます。

一方、もう一つ全国機関である農林中金でございますけれども、こちらの方は系統における余裕金の集中、効率運用、そしてその成果の系統への還元等々の役割を果たしておるわけでございまして、農林中金といいたしましても、適切かつ効率的な運用に心がけて農協の負託にこたえていかないかな

定、実施等々をやつておるところでござります。統合が進んでいく中でも信連が存続してその後を発揮している状況というのはかなり長く続いているふうに思つております。

J A 信用事業人づくり運動というのを展開して取り組んでいるところでございます。それはまず金融部門内的人事のローテーションを確立するというふうなことが、この大半は出資団体からの委員が就任しているわけでございます。

信用事業の担当職員の教育、研修でござりますけれども、具体的に申しますと、平成七年度から組織として信連協会は必要だと認識しているところでございますが、組織整備の趣旨を体しまして、極力信連協会と農林中金との分担を明らかにしながら、一層効率的な運営に努めてまいりたい所存でございます。

それからなお申し上げますと、信用金庫とか信用組合等々のほかの協同組織の金融業態におきましても、その全国組織は業態代表機能等を担う協会組織とそれから業務を営む金融機関としての組織、これを分離していることが通常でございま

す。それから、農林中金について理事が過半数を占めるべきだということでございます。先生御存じのとおり、農林中金は農協、信連のみならず、漁協、森林組合、さらにこれらの組合の連合会を出資者とする協同組織の全国金融機関でござります。したがいまして、ほかの農協団体の全国連とちよつと違いまして、その辺のバランスをとりながら運営をしていくということでおざいます。ただ、民意反映のために我々といいたしましてはいろいろ工夫をしておるわけでございます。

まず、その農林中金の業務から申し上げますと、私から申し上げるのもあれですけれども、非常に高度な専門的金融業務への十全な対応をする必要がある、あるいは業務運営の公正、中立の確保という観点から、すべての役員の兼業・兼職が禁止されているわけでございます。これはほかの民間金融機関には見られない非常に厳格な規定でございます。こういう意味で、専門家としての常勤の役員による経営というのが我々の農林中金の状態かというふうに思います。その中でいかに出資者の意思を適切に反映するかということで、いわゆる非常勤の理事を六名、理事に就任していた方で、我々実際に金融業務を行つておる立場から、系統信用事業における全国的な業務推進あるいは企画機能体制の充実強化策の策

は理事長の諮問機関ということでございますけれども、十名以内で委員を選ぶということですが、この大半は出資団体からの委員が就任しているわけでございます。

そういうこととか、あるいはいろんな会長会議とか常務者会議等々を通して出資者の意思を業務執行に反映させていくというふうなことで、今先生が言われたような点について工夫をしているところでございます。

○常田享許君 最後に、時間がございませんので、白石先生にお尋ねいたします。

私は、このたびの改革に伴つてディスクロージャーの問題は重要な問題だというふうに思つておられます。こういった問題は前倒ししても徹底抗があつてそれが公開されないままにするする。最後に白石先生のディスクロージャーに対する御見識を承つて、終わりたいと思います。

○参考人(白石正彦君) それでは簡単に答えていただきます。

住専問題は私の見解では、よく貸し手責任といふことも言われるんですねけれども、これはアメリカでは一般的に貸し手、例えば銀行であるとか農協等が仮にお金を貸した場合には貸すと同時に役員を派遣するとか、そういう介入した結果問題があつた場合に貸し手責任ということが言われるわけで、基本的に今回の農協はそういう形ではなくて一定のルールをつくりながら貸しているわけですから、私はそういう面での一般的に言われる貸し手責任はない。しかし、モラルといいままで、もうちょっとその実態を調べて貸すべきであつたということは結果として言えるのではないでありますから、私はそういう面での一般的に言われる貸し手責任はない。

そういう面では、母体行の実態なり、それから

何よりも貸し手先がどういうふうな形で運用して

あります。

何よりも貸し手先がどういうふうな形で運用して  
いるかがほとんど私たちにも伝わってきておりま  
せん。ですから、やはりその点はぜひ国会議員の  
先生方が中心になりながら、国民の代表としてどこ  
ういうところにお金が使われているのか、さらに  
母体行は役員等を送り込んでいるわけですから  
その実態、まず最初にどこに責任があるかと言ふと  
前に、実態をまさに言われるようにオープンにす  
る、そこから今後二度とそういうことを起さざ  
い教訓が出てくるんじゃないかな。今はまだそこけ  
解明されていないというのが私の見解でございま  
す。

○常田享詳君 終わります。  
○一井淳治君 松旭参考人にお尋ねさせていただ  
きたいと思います。

議されたのがつい先刻なんでございますけれども、今までに金融情勢を見ますと金余り現象があつたり、大変厳しい経営環境の中で、現実に競争に負けないようにしなくちやならないという状況が生まれるわけであります。そういう中で、今後自己責任の原則を基本にしながら農協関係の信用事業が大胆なくやつていけるのかどうかということが一番問題だと思うんですけれども、いかがございましょうか。

○参考人(松旭俊作君) 私、両面あると思うんでありますが、これは他業態の経営の健全化と大体同じ趣旨になりますが、一つはやはり融資審査体制の強化、これをぜひやらないといろんな問題が、まだほかにもございますので、出てくる。ここのことにはやはり大きなポイントだと思います。ただこの中の対策の一環として、農協の場合になかなか

か二審制というのがとれません。つまり、賞業で審査をする、審査部で再審査をするという二審体制がとれませんので、今回の法制度改正の中で二審制が補完措置、つまり信用保証機関の目で審査をしてもらうというような趣旨から、信用補完制度の充実を一方の整備としてお願いしているところです。

監査を義務づける、法定化されるわけでございま

林中金にお金が集まつてまいります。そして、費用

す。そうなりますと、これは中央会にとつても大  
きな責任を伴う、つまり公認会計士に課せら  
れていると同様の法的責任が出てまいります。  
したがって、これからの中中央会監査というの  
は私は今までの延長線上でなかなかやつていけな  
いんじやないかというようなことで、私どもとし  
ては中央会自身の機能体制整備ということを考え  
ております。

その中で特に申し上げたいのは、さつき言いまして経営リスク管理、早期は正位置の中央会版ですね、そういったものを一つノウハウとして入れてください。それから、責任本制なり監査ノウハウ

今監査士は一つの資格でござりますが、それに上級監査士というものを導入してはどうか。  
さらには、おっしゃるようすに中央会監査といふのは外から見ますとしょせん身内じゃないかといふ御指摘もあるわけでございます。これに私、中央会監査の独立性というのも大変重要でござります。したがつて、公認会計士を県中、全中にきちつと置いていて外部のチェックの目を活用するということと、少し将来の話になりますが、全國の中に全国監査機構という機構を設けまして、そこで一元化していくはどうかという将来方向も、研究会レベルでござりますが出しておりま  
す。  
これは大きな課題でありますけれども、私どもが法定監査ということで義務づけられた以上は

○一井淳治君 次に、内藤参考人に質問させていただきます。

なかなか農協が積極的に地域に貸し出しをする力が十分ないわけですから、どうしても借りたいというふうに考えております。

林中金にお金が集まつてまいります。そして、費用

林中金の内容を見ますと、有価証券運用が六一  
二%ということが言われておりますけれども、一  
変運用に困難を来しておられるのじやないかと  
うように思います。今度、法改正もあるわけな  
ですけれども、農協系統から集まってきた金融資  
金の運用をして運用益を十分上げていけるだけ  
自信があるのかどうか、その辺についてお尋ねし  
たいと思います。

○参考人(内藤満夫君) おっしゃるとおり、私は  
も系統の最終資金運用者という位置づけでござ  
りておるわけでございまして、国内外の金融市場  
で活躍を行つて、もつてござります。

有価証券市場で長年の運用で蓄積されたノウハウを生かして効率的な運用をやっているわけでございます。ただ、先生が今おっしゃった農林中金有価証券が六〇・二%というようなことでしたはれども、そういうあれじやございませんで、大体四兆円の資産に対して三分の一ぐらいの有価証券運用かと存じます。そういうことで、有価証券については大変なノウハウを持っているとうに自負しているわけでござります。

それから、企業融資につきましても、都銀等一般金融機関に伍して貸し出しを行つてきていいわけでございます。それから、海外におきましては、ニューヨーク、ロンドン、シンガポール等有力国際金融市場に拠点を持つておりますし、日本券市場における運用もありますし、それから貸出し業務もございます。そこで効率的かつ安全資金運用に努めております。

こういう資金運用につきましては、今回の法正に伴う規制緩和によりまして一層充実すると

うふうに思つております。統合によつて農林中に集中する系統資金の運用についても、十全に応し得るといふうに考へてゐるところでござります。

○一井淳治君 終わりります。

○須藤美也子君 三人の参考人の皆さん、本当

お忙しいところを御苦労さまでございます。私の持ち時間は十分ですので、まず二人の参考人の方々に質問を一括してさせていただきたいと思ひます。

まず最初に、全中の松旭俊作参考人にお尋ねいたします。

各県で果たしてきた単位農協における営農支援あるいは地域振興のための融資、貸出人の拡大への援助など、農家経営に役立つために今度どのよう具体的な施策をお持ちなのか。農林中金の貸出先の一覧表を見ましたら、残高で全体の半分を占めているのが加工業、食品会社等、ここが七兆八

五%も安い肥料をどんどん売っているわけですね。そりすると、やっぱりそういう経済的メリットはどうするのかという問題と二つ方程式を解かなきやいかぬわけです。

ですから、私はそのところを組合員とよく相談していただきて、どちらのメリットを求めるのかという理解のもとで施設の統廃合を進めませんといかぬというふうに思つております。それが一つです。

それから、私は最初、農協合併は西高東低だと言つて、東北は進んでいないと申し上げました

ます、農協合併を行う目的というのは、我々は農協を強くして、組合員あるいは地域の住民等に対する融資機能、相談機能等々を強化していくんだ、それが最大の目的でございまして、まず、そこでそういうニーズに対応していくということをございます。もちろん合併に伴いまして、例えば信連がなくなつて二段階になる、そのときには我々は、法的にも今いろいろ出て来ますけれども、信連の地域産業貸し付け機能等も承継して農協をサポートしていくといふうことをございます。そういうことで対応していきたいというこ

す、私は山形です、山形もかなりのところで広域合併が進んでおります。その父ちゃん方が、農協が合併されたら、もう簡単に農協に行けなくなつて利用できない、困ったもんだと、こういう話であります。それから、支所、施設の統廃合によって、支所の中心が金融の窓口になつて、購買とかそういう生産者にとって必要な仕事がされてない、これにも私は問題があるのでないかといふふうに思います。

お尋ねをしたいと思います。

最後に、白石先生なんですが、経営管理委員会の設置によって正組合員でない理事を選出することとは協同組合の目的と性格に反する、つまり先ほどの来お話ししていましたけれども、原則に反し、協同組合を変質させるものになるのではないかという心配を持っておりますので、この点について

加工で苦しめているそういう業者に多額の融資をして、本当に借りたい地域の農業者に融資できないくなるのではないかというような心配はないのか、この一点であります。

が、実は山形は東北の中では先進県でございま  
す。なぜ進んだのか、ここを申し上げたいのです  
が、実は山形県は平成二年に全組合員を対象にし  
たアンケートをとられました。これは大変なアン  
ケートでございまして、組合員十万人にアンケ  
トをして七万通回収したわけです。そういうこと  
とで、その中にやはり農協活動に対する不満が大  
変強く盛られておった、そういうところから私は  
改革が進んできたというふうに思っていますか  
ら、山形県の農協改革というのは下から盛り上  
がってきた改革だというふうに考えて、むしろ私

それからもう一つは、農林中金について、いわゆる消費者等へのサービスといいますか、独占資本に対するということになるんでしようか、そつて、本来の農業貸し付け等々に対するニーズに対応できないのじやないかというふうな御質問かと思ひます。

私たちの企業貸し付けと申しますのは、いわゆる農林水産関連農業というところに主体を置いております。それはつまり、農家がつくる農産物を

合員は大型合併された農協を利用してその地域の活性化につながると思うんですが、私が今申し上げましたように、だんだん遠く離れて農協離れが進んでいる、それはどこに問題があるのか。上からの方針だからといつて合併させていく、こういうやり方に問題があるのでないかというふうにも考えているんですが、その点が一  
つです。

○参考人(松旭俊作妻) 第一点の農協合併の弊害といいますか、そういう点の御指摘だったと思つてます。

は高く評価をして頂いております。  
それから、二番目の信連の不良債権の問題でござります。これは現実に幾つかの信連におきまして不本意な結果が出ております。これにつきましては県内の農協の御理解を得ながら、可能な範囲での御支援を得ながら再建に努力をしているといふふうに拝察をしております。  
そのことに關いたしまして、信連の經營者の

原料とする加工産業に対してその設備資金を融資するなり運転資金を融資するなり等々、一例を挙げればそういうことでございまして、いわゆる農家のため地域のためを目的とする融資が主体でございます。そんなことで、JA、農林中金挙げて農家そして地域のために機能を發揮していくところでございます。

それから二つ目は、信連の不良債権を県内で処理するということは具体的にどういう内容なのか。まず単位農協、それから農家組合員にその不良債権を負担させるのか。それからもう一つは、信連の経営者の不良債権に対する責任はどのようになっておられるのか。この二点を松旭参考人にお尋ねしたいと思います。

それから、農林中金の内藤参考人に対しては、農林中金は信連と今度合併する、これまで信連が

とであつてはならないといふうに私はかねがね考えております。

そこで、お尋ねの組合員から見て農協合併がどういうふうに映つてゐるかという話ですが、私はこう考へてゐるんです。確かに、施設や何かが統廃合されると利便サービスは低下すると思ひます。それは手元にあつた方が非常に便利だし、いいと思うんです。ただ、肥料、農薬でも価格破壊が進んでいまして、量販店が農協より一

責任をどうするのかということをございます。これも私は個別の問題として言う立場にはございませんが、そういうたたな再建計画を立てるに当たりましては、それぞれの信連におきまして経営責任が明確にされた上で再建計画がスタートを切つていいものとの理解をいたしております。

○参考人(内藤満夫君) まず、合併後の営農支援といいますか農業者に対する貸し付け等々についての問題でござります。

せていた大きさです。

今回の改正は、先ほども説明ございましたように、選択肢としてこういう経営管理委員会と理事会制度を導入するということで、今までになかった一つの枠組みを選択肢として法制度で導入するということです。これが導入されれば直ちにこれになるとということではないというふうに理解しております。最終的にはこれは理事会、総代会等で決定するものだということで、それが前提です。た

だ、こういう制度は日本では今までなかつたものですので、これがどういうふうに育つていくかはやはり農業者なりあるいは各地域での知恵ではないかと思います。

ただ、私が見聞しているドイツ等では、あるいはイギリス等でもそうですけれども、基本的に經營の執行というのはこういうプロに任せると、その形をとっているんです。それは恐らく今のように競争が激化してきますとそれに対応するいわば専門的なノウハウがなくして一刻もやつていけないという、従来の小さな農協で、しかも食管制度その他に支えられておればいいですけれども、そうでなくなつたという環境変化があるのじやないか。

しかし、先生が言われるよう、民主的運営はどうなるんだということは、先ほど申しましたように分権といいますか、限りなく支所に権限を与えていく、あるいは部会組織の意思決定を十分反映させていくと、こういうふうなもう一つの協同組合原則に基づく内部的ないわば仕組みをやっていく。あるいはまた、場合によっては理事会と經營管理委員会が合同で絶えず議論していくというよ

うな運用の仕方もあるんじやないかと。いずれにしても、今の環境激化に対応して持続的に組合員に効率的にサービスしていくためには、一つの選択肢として導入することは意義があるんじゃないかというふうに考えております。  
以上です。

○国井正幸君 民主党・新緑風会の国井正幸でござります。私も余り時間がないので何点かに絞つて御質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、今度の改正農協法等に関する御意見を平成四年にもいわゆる員外理事の拡大ということで、これまでの四分の一から三分の一になつたわけです。法改正がありました。そして、このたびは選択制とはいながら經營管理委員会を導

入するというふうな法改正があるわけございません。それで、いざれもこれは可能規定なんですね。やつてもいいしやらなくてもいい、こういうことなんかが、ただいま御意見を賜ったわけでございますが、全中としてこういう法改正を受けてどういう指導をしていくつもりなのか。

僕は員外理事の問題なんかを見てみますと、仏國へもつて魂入れず、と率直に思います。私は柄木

でございますが、JAなすのという大きな合併農協もできました。組合員二万人、従業員も九百七十人、そして預金の保有も一千三百億、共済なん

かでは保有高が一兆円を超えるわけですね。しか

しそういうところにさえもこの員外の理事とい

うのが置かれてないんですね。いわゆる学経を置いてないんですけど、やっぱりこれは問題があるとい

うふうに思うんです。だから、そういう意味で今度の法改正の趣旨、それを生かしてどのようにやつていくつもりなのかが第一点です。

それからもう一つは、やっぱり今度の法改正の

組合員の意思反映、これも私ども広くとも一人、大きいところでは二、三名置いてお

るところもございます。

ですから、私ども引き続きその面の指導は強化していきたい。特に、今回の法律改正というの

は、私はそういう意味で業務執行体制の面でお取扱上げいただいたことは大きなインパクトになつていて、そのうえに考えております。

それから、組合員の意思反映、これも私ども広くとも一人、大きいところでは二、三名置いてお

るところもございます。

今度の合併農協では平均的にはもう員外理事は

一・一人、これもそれで決して十分とは思つてお

りませんけれども、という状況でありますので、

今度の合併農協では平均的にはもう員外理事は少な

くとも一人、大きいところでは二、三名置いてお

るところもございます。

ですから、私ども引き続きその面の指導は強化

ややサンブル調査でございますが、やつたところでは、常勤理事は平均三人、それから員外理事は三名です。しかし、今度、非居住者向けの融資等も含めておりませんけれども、という状況でありますので、

海外法人等に対しても融資ができるようになるわけですね。そういうことからすると、国際金融の問題とか大変なやっぱり見識が要求されるという

協同組合会員の意思というものは今度の法改正の趣旨に基づくような形で經營管理委員会のよう

なものを持ちつつ設ける、このことが私は必要な

ものではないかなと思つてゐるんです。

そういう意味で、私はさらに中金法の改正が必要だという考え方を持ってますから、午後は政府

にそういうことをやつていただきたいといふに思

うんですが、その辺に対し、十分会員の意思を尊重できるような仕組みになつているのかどう

か。ましてや、今度は改正農協法のもとで農業協同組合組織である信連と合併するんですから、そ

の辺を含めてどのようにお考えか。

○参考人(松旭俊作君) 御指摘のよう、農協の業務執行体制の問題につきましては、私ども大規模合併農協の運営指針というのをつくりまして

かねることが書いてあります。

確かに、員外理事の登用数は農水省の統計によ

りますと平均的に〇・一人ということでございま

どその過渡期に当たるというようになります。

ですが、私ども合併農協だけを取り出して、これも

平成四年の制度改革の趣旨に沿つた指導をいたしました。ただ、御指摘のように、現在ちょうど最初に、松旭参考人にお伺いをしたいと思います。

平成四年にもいわゆる員外理事の拡大というこ

とで、これまでの四分の一から三分の一になつた

わけですね。法改正がありました。そして、この

たびは選択制とはいながら經營管理委員会を導

入れておる制度、あるいは今おつしやいました理

事長の諮問機関であります審議委員制度、それか

ら役員候補の推薦機関である管理委員会、これも

先生おつしやつたとおりでござります。そういう

ものを通じるほか、決算状況とかあるいは総代会

の付議内容等々について御理解をいただくために

全国の本支店を駆使いたしまして総代懇談会を開

備するとか、あらゆる場面で出資団体の意向をくみ上げるために努力をしているところでござります。

それで、農林中金のさらに経営の重要な課題につきましては、随時、全国信連会長会議あるいは全国地区別信連常務者会議等々の諸会議を通じて幅広く相談させていただいております。統合した場合におきましても、これらの仕組みを基本に、出資者の意思反映が十分に図られるよう努めています。

○参考人(白石正彦君) 簡単にお答えさせていた

だきます。

やはり、今のように情勢がどんどん変化してお

りますので、なお検討の余地が十分あると思いま

す。

生協関係ですけれども、イギリスのコープラティーブバンクというのがございます。マンチエスターに本部があります。そこに行きますと、自分の協同組合銀行の場合には、環境に優しいところに融資しますよ、それから動物を虐待したり武器をつくりたり、そういうところに一切やりません、こういう人間らしい金融のあり方、これを本部の壁に書いております。それから、マンチエスターの空港に行きますと支店がありますけれども、そこでもそういうPRをしているんですね。したがって、ですから、どちらかというとモラルかもしれませんけれども、自分の協同組合らしい金融というのはこういうものだというビジョンを明確にすることによって、イギリスのコーポラティブバンクの場合は融資がどんどん伸びているんですね。ですから、そういう形で民間のそれとの違いを出していく、こういう内部的規律みたいなものがこれから課題ではないかというふうに考えております。

○参考人(内藤滿夫君) 私ども農林中金の貯貸率

が低いといいます。かなり多くの県で統合を

決議していただけるものだというふうに考えてお

ります。

○参考人(内藤滿夫君) 私ども農林中金の貯貸率

が低いといいます。かなり多くの県で統合を

決議していただけるものだというふうに考えておりま

す。

○参考人(内藤滿夫君) ありがとうございました。

○島袋宗康君 時間の都合で、参考人御三方に一括して質問をいたしますので、御回答をよろしく

お願ひしたいと思います。

まず、松旭参考人にお聞きしたいと思います。

平成六年九月、全国農協大会において、二〇〇〇年までの組織二段の実現を決議されておりま

す。全中の調査では、二〇〇〇年までに農林中金への統合を予定しているのはわずか十七信連であ

り、なお多くの信連では統合についての態度また

は時期についてまだ決定していないとのことです

か。ありますけれども、その見通しについてお伺

いをしたいと思います。

次に、内藤参考人にお聞きしたいと思います。

農林中金の貯貸率が他の金融機関に比べて極めて低い要因はどこにあるとお考えになつておりますか。一点についてお伺いしておきたいと思いま

す。

次に、白石参考人にお尋ねいたします。

今回の改正の効果についてはどのような見通しをされておるのか、その点についてお伺いいたし

ます。

以上です。

○参考人(松旭俊作君) 第一点の問題は、確かに

先日私どもで調査いたしましたら、現在の統合計画は御指摘の数字であります。ただ、多くの県で検討中とありますけれども、これは来年私ども

J A全国大会をやるわけですが、県大会もそれぞれ各県で来年組まれておるんです。したがって、その来年の県大会に向けて方針を決めようという

のが現状でございます。かなり多くの県で統合を

決議していただけるものだというふうに考えてお

ります。

○参考人(白石正彦君) 先生の御質問にお答えさ

せていただきます。

今回の中改は、一つの器づくりといううそに私

はとらえております。ですから、これがどうなる

かはやはり組合員に支えられた農協にどう内発的

に取り組むかが課題でありますけれども、その器とし

て、農協がともすれば内向きになりがちなところ

を外に向かつて透明性を發揮する、そしてどうい

うことをやっていくかというのをいわば開示す

る、それからまた環境激化の中で、事業の情勢が

変わることに対してこういう専門性を發揮できる

ようなシステムの導入が可能になるという、そう

いう選択幅を今回の改正で大きくしていながら

ないかというふうにとらえております。

○参考人(島袋宗康君) ありがとうございます。委員長(眞島一男君) 以上で参考人の方々に対する質疑は終了いたしました。参考人の方々に一括してお詫び申します。

さいました。委員会を代表して厚く御札を申し上げます。

午前中の審査はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時開会

○委員長(眞島一男君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案及び農業協同組合法等の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題といたします。

ただ、今後、機能体制等を整えまして、組合員の農業資金と生活資金に加えまして、市町村、地場企業等々に対し着実、漸進的に取り組みを進めたいというふうに思っています。

○参考人(白石正彦君) 先生の御質問にお答えさせていただきます。

ただ、今後、機能体制等を整えまして、組合員の農業資金と生活資金に加えまして、市町村、地場企業等々に対し着実、漸進的に取り組みを進めたいというふうに思っています。

○参考人(白石正彦君) 先生の御質問にお答えさせていただきます。

ただ、今後、機能体制等を整えまして、組合員の農業資金と生活資金に加えまして、市町村、地場企業等々に対し着実、漸進的に取り組みを進めたいというふうに思っています。

○参考人(白石正彦君) これより両案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○三浦一水君 自民党の三浦一水でございます。

若干の項目について、質疑をさせていただきました。

○参考人(白石正彦君) いえ、私はこの問題が

農村を取り巻く状況についてはもう話を避けた

いと思いますが、JA改革につきましては、け

き、参考人の白石先生のお話にもありましたが、

JA独自の取り組みとして平成二年あるいは六年

大変積極的な評価をされる一面で、この問題が、

JA独自の取り組みとして平成二年あるいは六年

から打ち出しがあります。この問題が、

JA独自の取り組みとして平成二年あるいは六年

いたしたいと思います。

○国務大臣(藤本孝雄君) 今、三浦先生から御意見を交えまして御質問があつたわけでございますが、農協改革は先ほど言わされました幾つかの前提がござります。

金融の自由化であるとか、他業態との競争の激化であるとか、また住専処理方策の策定を機会にしてリストラを強く要望、指摘されたというようなこと、そういう前提から、今後農業また農協系統の将来の展望を切り開いていくためにはこの農協改革は避けて通れない、そのような認識を持つております。

このたび農協二法案を提案させていただいたわけでございまして、この法律を成立させていただけましたら、この成立を契機にいたしまして改革を本格的に推進する、そのように考えております。

○三浦一水君 次に、合併の問題をお尋ねしたい

と思います。けさ、これも全中の松旭専務さんが若干見解を述べられておりましたが、全中の調査で、今、中金等との統合を希望され構想を持たれている信連につきましては十五県、あるいはまた一県一農協構想を実現すべく取り組みがされているところが二県、そのような状況が伝えられておりました。これらの法案が整備をされました後の今後の見通しについて、ちょっとお考えをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(堤英隆君) 今御指摘のように、信用事業につきましては金融の自由化あるいは住専問題を契機としてのリストラの要請、そういう状況の中では農協自身もこの問題を大変重く受けとめてます。現在のところ、これも法律をこれから御審議いただきまして成立をさせていただきますれば、大臣申し上げましたような本格的な農協改革の軌道にこれから乗るというふうに思ひますが、この法案が出された段階におきましても、現在既に十五

の県におきまして農林中金と信連の具体的な統合をしたいという手が挙がつておられます。さらにもう、今おっしゃいましたように一県一JAといふ県が二県ございまして、これは農林中金と信連の統合という形であります。そういう意味では合わせまして十七の県がそついた意味での農協改革、リストラに手を挙げてきているというふうに私どもも認識しております。

そういう意味では、こういった法案を通していだきますことによりまして、農協みずから農協リリストラの改革の動きというものが本格的な軌道に乗る、そういうふうに理解いたしております。

○三浦一水君 態度がまだ決定されていないとい

うところも、法案審議の過程でありますからそれも当然かと思いますが、随分ある、迷いもあると

いうような話を伺つております。ぜひ進めていた

だくようにお願いを申し添えたいと思います。

それから、これも松旭さん께서おっしゃっていいたんですが、組織としては、信用事業だけじゃなくして経済事業も含めて、系統全体のいわゆる組織再編を二〇〇〇年までにやつていただきたい、平成十二年までであります。そのような目標をお持ちのようでございますが、実現の見通しにつきまして、余りにもこれまでの進捗が悪いという状況を見ながら、大臣にその見通しについて、また大臣としてのその辺に対する決意も含めて、所見を述べていただければと思います。

○国務大臣(藤本孝雄君) 農協系統におきましてもJA改革の取り組み指針、これをことしの七月に決定いたしております。この指針におきましては、二〇〇〇年に向かいまして、農協の広域合併ということによりまして、農協系統では事業・組織の改革のうち実行可能なものから順次着手していくことによって、これを推進することといたしております。こ

また、県連と全国連の統合につきましては、ほど政委員から御答弁申し上げましたように、十五から二十前後の県連、信連が手を挙げている、そういう状況でございます。

○三浦一水君 特にこれは各方面から御指摘があるところでございますが、経済事業の合理化と申しますか、その点についてはもう各組合員例外なく非常に期待の大きいところでありますし、これについては法的な制限もないわけですから、すぐでも取り組めるという状況であります。しかし、事柄的には非常に複雑な内容も多いと聞いております。ぜひこれには積極的な取り組みを今後続けていただきたいと、この点も要請しております。

それから、執行体制について若干お尋ねしたい

とでございますが、私は職業としての農業は当然

これは例外扱いになるだろうと信じております。しかし、行政庁の例外認可というものが述べてあるわけでございますが、これは具体的にどのような場合にその例外取り扱いを行つのか。例えば、

組織再編を二〇〇〇年までにやつていただきたい、平成十二年までであります。そのような目標をお持ちのようでございますが、実現の見通しにつきまして、余りにもこれまでの進捗が悪いという状況を見ながら、大臣にその見通しについて、また大臣としてのその辺に対する決意も含めて、所見を述べていただければと思います。

○政府委員(堤英隆君) この兼職・兼業につきましては、さきの通常国会で、信用組合等につきましても、そついた兼職・兼業規定が導入されております。これまで農協につきましては、そついた兼職・兼業禁止規定はございませんで、御案内の長あるいは全国連の会長を兼ねられるということによつて、県連の会長さん方が幾つもの横の会長さんを兼ねる、あるいは単協の組合長さんが県連の会長であることは、全国連の会長を兼ねられるということによつて、組横の兼職は系統内部においてはかなり常態化している面があるというふうに指摘されております。御案内のとおりでございます。

い金融事情を考えますといふことは、金融業務は非常に高度化し、専門化されておりますので、やっぱり職務に専念をしていくということではないか。そういうふうに、金融機関として国民の皆様それからそれを

したがいまして、農協におきましても、他の金融機関と全く同様の形で兼職・兼業の制限規定を入れていかなければ日本の金融システムの一員として信頼関係にやや欠ける。こういうことから今回兼職・兼業の制限規定を入れているということでおございます。

その趣旨に照らしますれば、今申し上げましたような縦横の兼職というものは好ましくないというふうに私どもは思つております。これは、このことを前提とした上でなお当面の農協の系統の動きとということを考えてみますというと、今御審議いたしておりますように、農協のリストラを非常に大胆に単協の合併、それから農林中金と信連の合併という縦の合併、垂直統合でございますけれども、そういうことを進めいかなければなりません。という中で、縦横の兼職禁止まで直ちに全部だめだということになりますと相当に不安感が生じてくる面が大きいのではないかというふうに考えます。

したがいまして、そついた意味で二〇〇〇年まで大変大胆な縦横の農協リストラが進む過程にござりますので、そういう意味ではある程度実感を踏まえた対応が要るのではないかということとで、兼職・兼業制限規定の趣旨を逸脱しない範囲の中で対応していくことが望ましいと考えております。例えば具体的には、他に組合の職務に専念できる常勤理事あるいは代表理事の方がおられるというような場合には、例外的に兼職の認可を行つていくということは現実妥当な方法ではないか。そういう他に組合の職務に専念できる方、常勤理事、代表理事を置いていただいて、その方が、その別途の方は縦横の兼職をある程度

兼ねていかれる、そういう道が一番現実妥当ではないかなと思っています。

それから、今おっしゃされました県会議員、国會議員についての御指摘ございましたけれども、この点につきましては地方自治法上でも県会議員については常勤という扱いになつております。そういう意味では事業でもございませんので、法律上は兼職することは可能ではないかというふうに見ております。ただ、そういう方々を実際理事としてお迎えするかどうか、これはそれぞれの農協の法律の範囲の中での御判断というふうに思っております。

それから、知事や市町村長さんは、これは地方自治法の規定に基づきまして常勤といつふうになつておりますので、兼職・兼業制限禁止規定に該当するというふうに思っております。

○三浦一水君 農業者はどうですか。

○政府委員(堤英隆君) 農業者の方につきましては、これは条文上は他の事業にという意味での事業の中に観念的には入るというふうに思います。

これは、他の兼職・兼業禁止規定におきましても基本的には同じ考え方でございますが、ただ農協はもともと農業者をもつて構成する組織でござりますので、農業との兼職を全面的に禁止していくということはこれは実態にそぐわないのではないかと思つております。現実に法人という形で大規模に事業を開拓しております場合には、やはり兼職・兼業制限規定に事実上該当すると思いますけれども、通常の家族経営として行われている場合には、農協のそういう農業者をもつて構成する組織であるということとの関係において該当しないというふうに思つております。

○三浦一水君 前段の部分ですが、この例外規定や例外認可ということについては、確認しますと二〇〇〇年まではある程度の過渡的な措置はやむを得ずと、そういう解釈でよろしくござりますか。

○政府委員(堤英隆君) 先ほど申し上げましたのは、そういった農協のリストラが当面非常に農協

系統として大きな課題として進めていかなければいけないかなと思っています。それから、今おっしゃった時期であるということでござりますので、そういうことを配慮していきたいというふうな考え方を申し上げました。二〇〇〇年という期限を限つてはかかるかというのではなく、これからまた農協自体のリストラの状況、組織整備の状況という形の中で現実妥当な方法として対応していくかと思つております。

しかし、いずれにしましてもやはり信用事業ということで、六十八兆円もの受信を受けて業務を展開いたします農協につきましても、それにふさわしい専門化され高度化された知識を持った方がやはりそこに当たつておられるという意味での信頼関係は、これは基本に置いて考えていいかと思います。

○三浦一水君 農協の組織整備の進捗をらみながらというふうな理解をさせていただきたいと思います。

次に、経営管理委員会制度、いろいろと問題提起がなされているようありますが、あくまでこれは各関係農協の自主判断に基づくものということがなっていますが、どのような農協で具体的に入されると見通されているか。加えて、この経営管理委員会の権限の問題がやや明確でないんじや

ありますから、非常に地区が広くて、例えば地区的それがの方から理事を選ばれるというような農協があります場合には理事の数が非常にふえてしまつ、そういう農協につきましても、今申し上げましたような新しい制度を選択される余地があるんじゃないいか。

それから、私としては、その権限と同時に、経営管理委員会が持ちます義務、現行の理事会組織においては、いわゆる善良管理義務と申します

おきましては、いわゆる善良管理義務と申しますが、連帶責任の原則はあるわけでござりますが、この点が新制度の中で経営管理委員会とJAのいわゆる新設の理事会とどういう分担になつておきますけれども、そういう広域合併を契機に、今申し上げましたような形で新しい経営管理委員会制度と理事会制度を導入していく、こうというふうな動きになる、三つが大きなこれから見通しができるというふうに思つております。

その仕事の関係につきましては、経営管理委員会の方は組合の意思を反映するという形になつておきますので、組合の業務の基本方針、それから重要な財産の取得、処分等、要するに業務執行に

それから、その上で日常的な高度化された業務を行います理事ということでござりますけれども、経営管理委員会を置いております組合の理事の方は、当然

その職務を遂行するに当たりましては、法令、定款、総会決議等を遵守していただくということは当然でございますけれども、経営管理委員会の決議を遵守していただく、当然経営管理委員会のもとにある理事会でござりますから、という形になります。

それから、経営管理委員につきましても、法令、定款、総会決議等の遵守義務があります。それから理事会は、その任務を怠りましたときは組合に對しまして連帯して損害賠償責任を負うという

ことになつております。これは法律に明定されております。それから、経営管理委員も同様の責任を負うという形で、それぞれの任務に応じまして任務懈怠等がありました場合の組合に対する責任を負うという形になつてこよいかと思ひます。

○三浦一水君 それでは、行政庁としては手段に指導はしないということか。もう一点は、細かいことですから、経営管理委員会、現在は各単協は月に一回程度は役員会、理事会を開かれておりますが、その辺の頻度は具体的に言うとどのような状況になるんだろうか。

○政府委員(堤英隆君) 経営管理委員会制度は、冒頭申し上げましたような趣旨で導入されるものでござりますので、基本的にそれはそれぞれの地域の実情に応じて、現行の理事会制度を導入されるのか、あるいはこの新しい制度を導入されるというふうな状況になるんだろうか。

ただ、役所いたしましては、やはり今の農協は、経営管理委員会が決定されたところに従いまして、日常的にだれとどういう契約を交わしていくかという形でございまして、全体的にはやはり経営管理委員会の大きな系統としての意思を受けた形で、日常業務を開拓していくだくという形で、日常業務を開拓していくだくという形で、日常業務を開拓していくだくというふうに思つております。

いたいというふうに考えております。

それから、現行の理事会制度等につきましては、それぞれの農協によって違うと思うんですね。けれども、例えばおっしゃいましたように月に一度程度の理事会が開かれているという場合もあるうと思います。これは結局、経営管理委員会制度を導入する農協におきまして経営管理委員会をどの程度の頻度で行つていくか、あるいはそのものにおける具体的な日常業務を執行するための理事会はどの程度の頻度でなければならぬのか、これはそれぞれの組合の中でその意思の疎通あるいは日常業務の達成、その両面から見て御判断になつていく事柄ではないかと思つております。

○三浦一水君 次に、自己資本の拡充と内部留保の問題についてお尋ねします。

最低出資金の額の考え方をまずひとつお尋ねしたいと思いますし、それから出資金の額が一千万でよいと言われております農協、それに対する要件はどういうものか、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○政府委員(堤英隆君) 今回、最低出資金制度を設けました趣旨は、金融の自由化が非常に進展する中で農協の信用事業をめぐりますリスクが非常に増大をしている、そういう中でやはり自己資本をきちんと厚みをつけて一人前としての農協としてやつていただく必要があるのではないかという御指摘が各方面から大変強うございました。そういう意味から、今回最低出資金制度を導入することにしたところでございます。

この場合の、今おっしゃいました最低出資金を定めるに際しての下限となる法定額につきましては政令で定めることになりますが、この制度は他の信用金庫、労金等についても導入されておりますので、その状況を見ながらバランスをとりながら今後検討したいと思っております。今のところ申し上げますと、私どもとしましては、合併構想実現農協の平均賃金量は大体八百五十億ぐらいになつてくると思います。今申し上げました信用金庫、労働金庫につきましては、日々八百億円程度の出資金がございました。そういうことを考えて、最低出資金がその当時一億円で導入されたので、大体横並びを考えますと原則として一億円ということでいいのではないかというふうに思つております。

最低出資金が導入されました昭和五十六年当時、やはり八百億円程度の出資金がございました。そういうことを考えて、最低出資金がその当時一億円で導入されたので、大体横並びを考えますと原則として一億円ということでいいのではないかというふうに思つております。

ただし、今御指摘のように、離島でありますとか山間地域の農協のように正組員が少ない、あるいは地理的条件から必ずしも合併することが容易でないという農協も事実ございます。そういう農協につきましては例外的に、信用組合の場合の一例が一千万というふうになつておりますので、そふうのことを考えながら対応してはどうかといふふうに思つております。そういうふうに思つておりますので、その例が一千萬といふふうになつておりますので、そ

ういうことを決めていかれるということになつてはいるわけですが、それはどのようなものを想定されているかと申しますと、それから、JAにも規模におきまして相当な組合に対しても御議論いただきまして、組合員の方々からの増資、あるいは今申し上げましたような利益が生じました場合の利用高配当を抑えて内部留保を厚くするという形の運用を當面努めていただく。そういう形でほかの金融業態並みに自己資本等が厚くなれば、組合の本来のものに戻りまして利用高配当をやっていただくこと、こういうことで当面対応をしていったらいかがかというふうに考えております。

○三浦一水君 今お話を伺いましたように、農協といふものにおきまして、利用分量配当あるいは出資配当といふものは非常に特徴的なものである、出資配当は一般的ではありますけれども、これらを内部留保を高めるために非常に抑制することになりはしないか。これらのことが農協の指導力の低下につながるならば今後の運営が非常に懸念されるところであります。そのため、お考えなんでしょうか。

○政府委員(堤英隆君) 御指摘の点は、この利用高配当と内部留保の関係をどういうふうに考えるかということであろうと思います。

それは、やはり農協も信用事業をやります金融機関として、私のところは非常に内部留保が薄いんです、利益が上がつたらすべて農家に還元しますのですからということだけでは、これから厳

定の基準を設けるという形にしております。この点につきましては、ほかの金融業態にも例がございまして、例えば配当性向の上限を設定したり、それから利用配当の自粛をしたり、それから出資配当の上限を設定するといったさまざまなものと原則として一億円といふことではないかというふうに思つております。

ただいま、他の金融業態で行われている例示がござります。したがいまして、私どももこれらを参考としながら、自己資本比率の状況に応じて、自己資本比率が低いというところにつきましては、できるだけ内部留保を厚くするような対応をしてほしいと、そういうような形での基準を設定していただきたいと考えております。

それから、農協によりましては自己資本がかなり低いところもございます。そういう意味では、今後増資等をそれぞれの中で御議論いただきまして、組合員の方々からの増資、あるいは今申し上げましたような利益が生じました場合の利用高配当を抑えて内部留保を厚くするという形の運用を當面努めていただく。そういう形でほかの金融業態並みに自己資本等が厚くなれば、組合の本来のものに戻りまして利用高配当をやっていただくこと、こういうことで当面対応をしていったらいかがかというふうに考えております。

○三浦一水君 最後にあります。この点につきましては、非常に客観的で明瞭な基準でもつて農協の経営に対するさまざまな是正勧告、是正指導という制度がもう導入されることがはつきりしております。この点につきましては、自己資本を充実していかなければならぬ状況にあって、非常に客観的で明瞭な基準でもつて農協としての金融業態におきましても金融健全化法で導入をされると、この制度が導入されておりました。したがいまして、一日から自己資本比率に基づきます早期是正措置と、この制度が導入されておりました。したがいまして、非常に客観的で明瞭な基準でもつて農協としての金融健全化法が成立をして、再来年の四月一日から自己資本比率に基づきます早期是正措置と、この制度が導入されることがはつきりしております。

○三浦一水君 最後にあります。この点につきましては、非常に客観的で明瞭な基準でもつて農協の経営に対するさまざまな是正勧告、是正指導という制度がもう導入されることがはつきりしております。この点につきましては、自己資本を充実していかなければならぬ状況にあって、非常に客観的で明瞭な基準でもつて農協としての金融業態におきましても金融健全化法で導入をされると、この制度が導入されておりました。したがいまして、一日から自己資本比率に基づきます早期是正措置と、この制度が導入されることがはつきりしております。

○政府委員(堤英隆君) この点につきましても、員外監事、常勤監事の設置につきましては、他の金融業態におきましても金融健全化法で導入をされています。したがいまして、そこと同様金融機関として横並びということも考えていただきたいと思つております。員外監事を置くといふことは、員外監事につきましては、大体他の業態と同じように賃金一千億円以上の農協について導入をしていく、それから常勤監事につきましては、これも他の業態と同様に賃金二千億円以上

の農協について対応する方向で検討をしていきた

○政府委員(堤英隆君) 剰余金の問題をお尋ねします。剰余金の処分方法の基準といふものを行行政府が決めていかれるということになつてはいるわけですが、それはどのようなものを想定されているかと申しますと、それから、JAにも規模におきまして相当な組合に対しても御議論いただきまして、組合員の方々からの増資、あるいは今申し上げましたような利益が生じました場合の利用高配当を抑えて内部留保を厚くするという形の運用を當面努めていただく。そういう形でほかの金融業態並みに自己資本等が厚くなれば、組合の本来のものに戻りまして利用高配当をやっていただくこと、こういうことで当面対応をしていったらいかがかというふうに考えております。

○三浦一水君 今お話を伺いましたように、農協といふものにおきまして、利用分量配当あるいは出資配当といふものは非常に特徴的なものである、出資配当は一般的ではありますけれども、これらを内部留保を高めるために非常に抑制することになります。したがいまして、これからはやはり厳しい金融情勢、大きな変動が見込まれるわけですが、そういう中では非常に組合員の方々からも農協は大丈夫かといった面での不安が生じてくる。そういう意味で、自己資本、内部留保の問題は、やはり金融機関として活動するためには早く最低限度のものとして備えていただくということをまず御理解いただきかななければならないと思つております。そうでないと、長い目で見ましても組合員の方に対しまして安定的な形での金融サービスを提供することもできなくなるおそれがあるというふうに思つております。

○政府委員(堤英隆君) 剰余金の問題につきましては、現在は組合の性格から見まして剰余金を利用高配当という形で御案内とのおり組合員に精算的に還元をするという形になつております。実際に高配当といふものに当面対応をしていったらいかがかと申します。

○政府委員(堤英隆君) 剰余金の問題につきましては、現在は組合の性格から見まして剰余金を利用高配当といふものに当面対応をしていったらいかがかと申します。

○政府委員(堤英隆君) 剰余金の問題につきましては、現在は組合の性格から見まして剰余金を利用高配当といふものに当面対応をしていったらいかがかと申します。

○政府委員(堤英隆君) 剰余金の問題につきましては、自己資本、内部留保を厚くしていくといふことによりまして、金融機関として一人前だといふことなどで、今回剰余金処分の方法につきまして

第八部 農林水産委員会会議録第一号 平成八年十二月十七日 [参議院]

いと、うふうに考えております。

○三浦一水君 ありがとうございました。

○須藤美也子君 午前中に参考人の方々からお答えをいたただいたわけですが、全中の松旭さん、東北では山形県が一番先進的に農協合併をしていました。こういうふうにお褒めの言葉をいただいたような感じになつたわけですが、その山形で何が起きているか。この山形で、もう農協は自分たちの存在からずつと遠い存在になつてしまつた。農協の利用が非常に弱くなつた。合併してよかつた、こういう話は私の耳には入つてきました。

ですから、そういう点で、農協を合併して規模を大きくしても、その中心が本当に組合員を中心とした農協の事業になつていいのではないか、あるいは地域農業振興のための農協になつていないのでないか、こういうふうに大変心配をしているわけであります。

しかも、近くにある小規模農協、五百人ぐらいの農協、こういう地域に根づいている小さい農協の方が非常に活力がある、事業や地域農業振興でも努力をして成果を上げている。これは衆議院でも数字が出ておりましたね。これでおわかりのように、例えば組合員一人当たりの販売取扱高を見ますと、組合員一人以上の農協は五百戸未満の農協の約四分の一でしかない。

こういう点で、農協合併についてはこの点を一體どのようにお考えになつていらつしやるのか、またこういう小さしながらも組合員と力を合わせて努力をしている農協をどう評価しているのか、この点についてまず大臣からお聞きしたいと思います。

○國務大臣(藤本孝雄君) 農協は組合員中心であります。また地域の農業振興のためにある、これはまさに私もそのような認識をいたしております。

次に、農協合併の問題についていろいろ御意見がございました。須藤先生も御承知のように、農協の合併は組合員の自主的な選択を基本といたしておるわけでございまして、戦後、三十六年に一

万二千の単協が現在におきましては二千二百の組合に合併をいたしております。したがいまして、この合併は組合員の自主的な選択を基本にしておるわけで、ただ、今言われましたような合併によりまして農協がきめ細かい対応ができるなくなるのではないという点については、十分にそういうことがないように私どもも気をつけていかなければならぬ、そういう問題であろうかと思つております。

○須藤美也子君 小さい農協で頑張っている、成果も上げて、こういう農協に対する評価はどうですか。

○政府委員(堤英隆君) 今回、系統の方では、現在の金融情勢非常に厳しい中でござりますので、単協合併を積極的に進めたいということです。二〇〇〇年までに五百五十にしたいという考え方を持っています。

ただ、これはきょうの参考人質疑のときにもぞういう御質疑があつたかと思いますが、やみくもに大きいことはいいことだということで、単協合併を進めていくといふ基本姿勢ではございませんで、基本的にはやはりそれぞれの地域におきます実情と組合員の方々の意思を反映しながら対応していくものといふように系統も思つております。

その際、今御指摘のように、規模は小さな農協ではござりますけれども、かえつてそのことに

よつて理事の方と組合員との関係が言つてみれば顔が見える関係でございますので、意思疎通が図られて活発な活動を展開されている農協も私どもも承知をいたしております。そういう農協で、これからもそんな形で展開していくけるということです。そのため農業衣のまま農協に走つていただけるので、そういう農協についてもそういう形で活動ができます。そして、いろいろなことを顔を見ながらお話しすることができるし、営農指導も受けることができる。ところが、町のど真ん中に大きな建物ができる、そうすると、一々農作業していたものを着がえをして、「十キロも三十キロも離れた本所に行つてやらなければならない」。こういうのでは

りますとか、信用金庫でありますとか、そんな形で地域によりまして相当に厳しい業態間競争を展開している地域も全国を見ますとかなり多くござります。

そういう中で、やはり農協として一定の規模を持つことによりまして、管理部門を縮小したり、それから人件費あるいは物件費等を節減することによりましてコストダウンを図る、スリム化するということによりまして、農家の方々の御負担を少なくして、逆にその分だけ活発に農家に対しますサービスを提供していく、こういう必要性が生じている地域もかなりあると思ひます。

○須藤美也子君 ゼヒ、大型合併を上から押しつけるということではなくて下から、組合員の要求で、組合員の意思で、そういう立場で合併するなら合併する、合意のもとで進めていくべきだと思います。

○須藤美也子君 ゼヒ、大型合併を上から押しつけることなどではなくて下から、組合員の要求で、組合員の意思で、そういう立場で合併するなら合併する、合意のもとで進めていくべきだと思います。

ただ、これがきょうの参考人質疑のときにもぞういう声が多く私の耳に入つております。ですから、そういうことも配慮していただいて、そういう立場で自主性を尊重するということだと思うので、その辺をぜひ注意しながら指導をしていただきたいと思うんです。

きのうの私の本会議での質問に大臣は、合併に当たつては結びつきを弱めない、配慮すべきと答弁なさいました。ですから、最も身近な支所を統廃合したり、今までと身近にすぐ前の前に農協があるから農作業衣のまま農協に走つていただけるので、そういう農協についてもそういう形で活動ができます。そして、いろいろなことを顔を見ながらお話しすることができるし、営農指導も受けることができる。ところが、町のど真ん中に大きな建物ができる、そうすると、一々農作業していたものを着がえをして、「十キロも三十キロも離れた本所に行つてやらなければならない」。こういうのでは

もう自分たちの農協ではないと。しかも今、新規法のもとで業界からの攻勢が激しくなつて、いま農協なんだ、自分たちを救つてくれる、あるいは營農にプラスになるような、そういう指導をしてくるのが農協なんだといふ信頼関係が持てるよう農協をぜひつくつていかなければならぬのではないかというふうに思ひますが、もし行政機関としてその配慮について具体的な案があれば教えていただきたいと思います。

○政府委員(堤英隆君) これはもう農協の合併ということにつきましては、広域合併におきましても農協と組合員との結びつきということがそのことによって希薄化していくことがないよう農協をぜひつくつていかなければならないと私どもも思つています。またしかし現実はそういった指摘が各方面からされているということも事実でござりますので、そういうことを踏まえながら今後十分留意して対応していかきやならないと私どもも思つております。

具体的には、例えばこれは各農協の合併を見ますといふと、大きくなつたから組合員との意思の疎通がなくなつたとか、サービスが低下したというだけではございませんで、例えば支所といふのがそれぞれの地域、集落に密着した形で展開しているわけですが、それでも、そういう支所の機能を充実するということによりまして農家組合員との接觸を多くしてそのニーズを取り上げていくということでやつておられる農協もござります。

それからもう一点は、組合員組織の育成強化と農業衣のまま農協での質問に大臣は、合併にあれば、それはそれとして地域の判断でございまして、そういう農協についてもそういう形で活動ができます。そして、いろいろなことを顔を見ながらお話しすることができるし、営農指導も受けることができる。ところが、町のど真ん中に大きな建物ができる、そうすると、一々農作業していたものを着がえをして、「十キロも三十キロも離れた本所に行つてやらなければならない」。こういうのでは

さらに、普及センターとの結びつきとか、そつ

いうことを私どもとしても今御指摘の点を踏まえまして組合員ニーズができるだけくみ上げて、組合員との接触を保った形で農協としての営農活動あるいは生活サービスができるよう十分系統に対しても指導もし対応もしていきたいというふうに考えております。

（余蔵美等子君）おもしろいことを具体的に実践していただきたいということをまず申し上げまして、次に移ります。

この経営管理委員会の導入に対し、ごらんになつたかもしませんが、日本経済新聞が十二月十四日にこういう記事を載せていました。「全国の農協の理事からは『農協を実務家に乗つ取られてしまう』と設置反対の声が上がる。」、こういうふうな記事が載っております。

それから、フランスとかドイツはこういう例があるというようなことをおっしゃいましたけれども、ヨーロッパはもう既にオランダ、イギリス、フランスの協同組合は、六〇年代から七〇年代にかけて構造改革と呼ばれる広域合併、組織再編が進められたわけですね。協同組合の規模は拡大したけれども、外部からプロの経営者を雇い入れ、事業運営に協同組合らしさを失わさせてしまったと。それが経営破綻を来たした最大の原因だと言われております。

そういう点で私は、専門の実務家、学識経験者、あるいは金融機関、そういうところから来たプロの方々が農業協同組合の原点もわからぬままに理事になつても、私は協同組合が発展するというふうには考えられないんです。

というのは、そういう人たちが企業の経営者として、例えば金融機関やほかの経営機関なんかでも、そういう人たちがいて専主問題とか破綻とか突きてゐるわけでしょう。ですから、そういうプロが入つたからといって農協の経営が効率化され合理化される、こういうふうには考えられないんですね。

私は、やっぱり協同組合は協同組合の原点に立ち返って組合員で構成すべきだというふうに考えているのですから、その点についてどう考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(堤英隆君) ただいまの御指摘は、例えは現行の農協の理事会制度でござりますれば、三分の二以上の方が組合代表、要するに農家の代表

三分の一以上の力が結核で死んでゐる現象の原因であるといふ形になつております。したがいまして、今御指摘のような形で、考え方でこれからも今までの理事会制度を採用していかれる農協もあると思います。それはそれで、それぞれの地域

の御判断でございますので、先ほども御指摘がありましたが、これを強制したりするという性格のものではないというふうに思っております。ただ、今回導入いたします経営管理委員会制度も、これはすべて組織代表の方をもつて構成するということになります。それからその上は、委員会を含む行に関する重要な事項、五十

るに業務の基本方針、重要な財産の処分などいろいろな業務についても、農協の業務執行に関する重要な事項を審議する権限をもつて、その組織代表から成ります。経営管理委員会は、このようにして、その執行がなされるということです。

いますので、今御指摘のような農協の持つておられます協同組織性、この考え方方は私は貫かれていたり、というふうに思います。

他方で、どうしても日常的な業務が非常に高度化、専門化されておりますので、そういう二二の形にもやはりこなえていかなければいけないといふ形の中でのことでございまして、これはあくまで農協の協同組織性の基本をきっちりと据えた形で対応をしていると私どもは考えております。

住専の例もお出しになりましたけれども、住専の場合におきましても、プロの方が行つてもあれだけのことが起つたわけでございますが、これ

はどう見るかということでおさらいまして、プロが入ったから間違いがないということを私ども申し上げているわけではございません。プロが入つてもなおあれだけのことがあつたというふうに理解するのか、あるいはそういうことを考えなくては、少なくとも農協についてもプロの方がやつぱり一主義専念してやつていただいているんだと

いう信頼関係というのは、国民あるいは組合員の方々がかなり要望をされているところではないか。そういった考え方でこれを導入し、しかもそれはそれぞれの地域の判断という形で選択制とい

うふうにしているといふことでござりますので、  
手段の御理解を賜りたいと思っております。  
○須藤美也子君 時間が来ましたのでもうやめま  
すけれども、非常に重大な問題だと思うんです。  
これは経営と組織が非常に離れやすくなつてしま  
う。経営と組織が離れてしまつたら協同組合は  
成り立たなくなるのですから、今ちつとやつと

○国井正幸君　国井正幸でございます。  
今も話題になつております経営管理委員会制度の導入等に関して、それと農林中央金庫の現在のあり方、これについてちょっと大臣の考え方をお聞きしたいと思います。  
私、きのうの本会議での質問の中で、今度の農業政策として、まず最も重要なのが、今後を見ていきたいために、このことを申し上げて質問を終わります。

協法の改正のこのポイントは、非常に農協も大いに合意をしてきて事業分量も相当ふえてきた。そういう中で、これは数字を読むだけだって大変ですよ。私も農協組織の中におりましたが、これは貸借対照表から損益計算書からきつと読んでいくという方は、なかなか大変なことだというふうに僕は思うんです。そういう意味で、きつと経営に当たるという面からすると、やっぱり経営に精通した者を、業務に精通した者を充てていく、これは必要なことだと僕は思つんですね。だから、そういう意味で私は今度の改正農協法の考え方、これは非常にいいことだと思っている

んです。しかしその一方で、農協というのは協同組合ですから、組合員なり会員の意思をいかに事業に反映させるかという、このことも非常に大切なんですね。その英知を絞つたのが、私はこの経営管理委員会制度だというふうにとらえているんです。

質問をしたんですよ。まあさらにもうちょっとと言えば、農林中央金庫にも管理委員会というのがあります。しかし、これをよくよく調べてみると、いわゆる農林中金の理事長以下、役員を推薦する

ときに、その管理委員会が推薦した者が総代会と  
いうか、総会で選ばれるということになつてゐる  
だけなんです。あとは何することも、規定もない  
んです、この農林中金の中では。一方で、審議委  
員というのを十名以内置くということになつてい  
て、現在九人いるんです。理事長がこの人たちに  
重要な事項について諮詢をするんです。今農林中

重視が専らにして言語をとるノイーク農林省  
金がそういう仕組みになつてゐるんですよ。  
今度の信連といふのは、これは農協法に基づく  
法人ですから、信用農業協同組合連合会ね、これ  
を農林中央金庫と一緒にさせるということからし  
て、やっぱり私はこの改正農協法の趣旨を生かし  
て、農林中央金庫の今のあり方だけではまずいん  
じゃないですかと、こういうふうなことを大臣に  
質問したんです。そしたら大臣の答えは、これ  
はもう既に制度上も実態上も会員の意思を十分反

映しながらやっていると、こういってお答えなんですね。大臣、私はこれは農水省においても大きな研究課題だと思ってるんです。ぜひそういうふうにしてもらいたいと思ってるんです。私は、研究しますとか検討しますとか、何かそのくらいの答弁をもらつてしかるべきだと思うんですが、もう完璧だみたいな話じや、私は再質問できなかつたのが本当に残念なんです。大臣、どのように思つていますか。

○政府委員(堤英隆君) 大臣のお答えの前に私の方から趣旨につきまして御説明させていただきま

これはもう先生御案内のとおりでござりますけれども、今おっしゃいましたように、まさに協同組織性を踏まえながら日常のマネジメントは理事会でやっていただき、こういう意味での經營管理委員会制度を導入したわけでございます。この点と、農林中金との関係というやうなことを考えてみますといふと、農林中金につきましては、まずその職務として日常のマネジメントはどうなつて居るかというと、結局、従来から役員につきまして兼職・兼業を制限いたしておりますので、そういう意味では常勤を基本とした日常のマネジメント体制がもう既にできている、これはこのとおりだらうというふうに思います。

うことにつきましては、私もそのとおり、これから適切な運営がなされるよう指導してまいりたい、かように考えております。

○国井正幸君 今度の農中の改正の中で、非居住者に対する融資もできるようになるわけです。

ということはできるかもしれないけれども、途中何よりもできない。これはやっぱり推薦をする限りは裏腹に罷免をするという権限ぐらい持つよにすべきではないのか。極めて僕は常識的な話を言つてゐるんです。

えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。  
○國井正幸君 ゼひ大臣、そういう意味で今後とも研究課題にしてやっていただきたいと思うんです。

併せて、全員意思の反映ということになつまし  
ては、今、審議委員制度と管理委員会制度につい  
ての御指摘がございましたけれども、少なくとも  
例ええば審議委員につきましても理事長の諮問に応  
じまして業務運営に関する重要事項については  
御審議をいただいて、その審議の答申等も反映さ  
せながら具体的な中金の業務に当たつているとい  
ふことは大変大きなことだと、重要なことだと私  
どもは理解をいたしております。

んですから、これは大変な問題ですよ。  
だから、そういう意味で兼職禁止なんという  
そんなことを私は言つてゐるわけじやなくて、こ  
れは当たり前の話で、それでやつてもらえばいい  
と思うんです。だから、そういうきつちと經營に  
精通した人が理事になつてやることが悪いといふ  
ことを言つてゐるんじやないんですよ。そのこと  
はいいんですよ。しかし、一方でやっぱり会員の  
意思といふものを反映させなくちやならないわけ  
ですから、そこの兼ね合いというものが大切な  
だと。

方にも反映させるよう、私は研究してもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(堤英隆君) 例えれば審議委員の方につきましても、現在は三分の二以上が所属団体の関係者というふうになつております。そういう意味では、運用におきまして今御指摘のような国際業務に精通した方も、例えば審議委員に入るといふことは現行でも可能かなという感じはいたしま

問題とかいろいろあるわけです。そうすると、サービスの部分というのは必ずしも収益を生まない部分なんですね。不採算部門なんですね、言うなら。しかし、それは対抗上やつていかざるを得ないんです。

それから、審議委員につきましても、これは役員を推薦するだけという御指摘もござりますけれども、役員の推薦 자체が大変重要なことでございまして、そういう意味での組織の意思はそれなりに私は反映されているというふうに思つておりますが、今後ともできるだけ今御指摘のようなことも頭に置きながら、所属団体のニーズ、それから所属団体の意思ができるだけ農林中金の具体的な業務に反映されますよう、私どもとしてのそういう意味での適切な運営ということを中心がけるよう中金を十分指導してまいりたいと考えております。

○國務大臣（藤本孝雄君） 今、御答弁申し上げましたとおりでございますが、私からも総代会のほか、審議委員、管理委員会制度が設置されているものと認識をいたしております。

さらに、御指摘の組合員の意思を反映するとい

そして、むしろ審議委員の方にいろいろなことを、重要な事項をいろいろ列記されています、これは定款にも。そういうことは率直な話、なかなか組織代表の方でもわかりにくい部分があると思うんです。世の中これだけ有識者もいっぱいいるわけですから、そういう金融を通じた方々等をおろしろ審議委員にして、理事会なり何なりの諮問機関として、どうなんだろうというアドバイスをいたたくような形にして、会員の意思を反映させるという部分では、理事の推薦をすることも大変重要なことです。

しかし、推薦をする限りは、罷免することを要求することができるぐらいのことと腹の関係でつくるべきですよ。私はそう思うんです。推薦しつ放しで、何か事が起きて、再任はさせない

すれば、解任のところまで権限を強めていくといふことは全体としてどうかなという感じがいたたます。でござりますが、確かにいろんな御指摘を私も受けまして、先ほども大臣から御答弁申し上げましたように、農林中金が単位組合それから県連の最上部の機関でございますので、今御指摘のように組合員の方々の意思、それから系統の意思ができるだけ風通しのよい形で農林中金の具体的な日常の運営に反映されますよう十分心して対応してまいりたいと考えます。

○國務大臣(藤本孝雄君) 先ほどから国井先生の御議論を承っておりまして、私も非常に勉強するところがございました。

そこで、組合員の意思を反映するその内容につきまして、私も十分勉強してみたい、かように考

などいうことなんかも想像されて、現場では相当騒いでいる部分もあるんです、率直なところ。したがつて、私はそういう意味でぜひ会員の意見というものが農林中央金庫の中に十分反映され、て、うまいものだけつまみ食いをするというのじやなくて、やっぱりトータルとして抱え込む場合は抱え込むということをやらないといけないといふふうに思ひます。これは農水省にお願いする部分というのは出てくるというふうに思うんですが、今回のやっぱり法改正のこの議論の中である程度しておかないと、法律を通してしまって後はもう農林中金と信連との話だと、御随意に皆さん方でやってくださいということになると、その辺の問題が起きるんじやないかということで現場は相当騒いでいるんで、その問題をあえて私は申

要なことです。

第六十回

○國務大臣(藤本孝雄君) 先ほどから国井先生の御議論を承つておりますて、私も非常に勉強するところがございました。

る程度しておかないと、法律を通してしまって後はもう農林中金と信連との話だと、御随意に皆さん方でやってくださいということになると、その辺の問題が起きるんじやないかということで現場で相当騒いでいるんで、その問題をあえて私は申

し上げておきます。

そういう意味で、今後農林中央金庫の組織のあり方というものも研究していくべきながら、この合併に当たつての農林水産省の指導として、ぜひ会員の意思がそれなりに農中に反映されるように手段の御指導というものを願いして、御見解があれば承つて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○國務大臣(藤本孝雄君) 今の御意見に対しまして重ねて私から、このようなことについて十分に勉強して対応いたしたいと考えておりますので、申し上げます。

○阿曾田清君 平成会の阿曾田でございます。まずもっておくれましたことをおわび申し上げたいと存じます。

今までそれぞれの委員から御質問があつたかと思ひます。重複するかもしれません、御了承いただきたいと思います。

今回の農協二法の改正は、住専問題に端を発して、金融系統のあり方というような問題とあわせて系統再編というような問題が二段階性を踏まえてあつておつたわけでございます。そういう意味が図られたわけでございます。その際に、農協にてあっておつたわけでございます。そこで、農協が国られたわけでございます。その際に、農協にいた意味での、今おつしやいましたけれども、員外監事、常勤監事も含めまして監査体制の強化からして、今回の提案について私も大筋理解と納得のいくところであります。部分的に気がかりなところがござりますので、その点について御質問をいたしたいと思います。

まず、監査制度についてありますが、監査制度そのものが現状の監査制度では不十分だ、だからこそして信用組合や信用金庫並みの監査体制をしらせていて、監査制度についてあります。私は、今単協において監査や常勤監事、さらには中央会の監査については公認会計士を伴つての監査というものがつけ加えられたわけであります。私は、今単協において監査を受ける立場からしますれば、いろんな角度での監査、そして監事監査、さらには中央会監査、県の監査と、この四つが行われております。その監査検査と、この四つが行われております。その監査検査で、あつたにせよ、私は余りにも多過ぎるんじゃないかという感じさえ持っているんです。

いわば中央会監査とそれから県の検査、中央会

の監査が指導監査でございますから、これに強制力を持たせて県の検査と同時にやられたら私はもっと効果が出てくるんじやなからうか、それで十分じゃないかという感じを持つておるわけありますけれども、この点についていかがお考えでございましょうか。

○政府委員(堤英隆君) 先生も今御指摘ございましたように、バブルの発生それから崩壊の過程におきまして、農協のみならず我が国の金融機関をめぐりますリスクが飛躍的に増大をしたにもかかわらず、監査体制が十分ではないのではないかと、いう意味での国民の皆さんの御批判が私は非常に強かつたという理解をいたしております。

そういうものを受けて、さきの通常国会におきましても監査体制の強化ということが必須だいたいということで、他の金融業態におきましては既にそ

うことで、他の金融業態におきましては既にそ

ういった意味での、今おつしやいましたけれども、員外監事、常勤監事も含めまして監査体制の強化からして、今回の提案について私も大筋理解と納得のいくところであります。部分的に気がかりなところがござりますので、その点について御質

問をいたしたいと思います。

いうふうに思つております。

そういう意味で、私ども今後二十一世紀に向けまして、農協が信用事業を日本の金融システムの一つとして果たしていくことによつて、国民や農協の利用者要するに組合員の方々の信頼

にこたえていくためには、最低限ほかの金融業態でとられている事柄については入れていくといふことによりまして、農協も他の金融機関並みの最

低の条件を入れたなどということについて御安心をいただいて、後はその上で、そういう導入され

ました監査制度を十分に活用して、決算検査その

他におきまして組合員の方々の農協の経営に対し

ます信頼を確保していくという、今はそういう時

期ではないかと思つております。

そういう意味では、過重になるのではないかと、いう御指摘もございましたけれども、私はそういった他の金融業態等の状況、住専をめぐりますさまざまな農協経営に対する御批判、そういうことを踏まえれば、このぐらいのことはやはり最低限度のものとして備えていかなければならぬ、そういう考え方から今回御審議をお願いしているところでございます。

○阿曾田清君 監査そのものを重ね重ねしていくことは悪いことではないかもしかねないけれども、実際それを受ける側の実務サイドは極めて時間がかかるし、手間をとらせられるし、極端に言うならば県の検査そのものについて、ある意味では単協では逆にお教えをしているというような実態さえもある。ですから、業務執行上非常に重荷になつてゐるということも忘れないでいただきたいなと思います。

実際、農協金融、これは他の金融機関とは違つておると思います。と申しますのは、御存じのとおりに、組合員からそれぞれ出資をいただき、あるいは預金をしていただいて農協は成り立つてきているわけですね。そして、組合員の方々に貸し出すというのが基本であります。そしてその中で、異常気象やあるいは経営能力等々の問題で経営がおかしくなつて、個々の借入者の中に固定化負債が出てきたとしても、その方がどうやつたらさらに農業を続けることができるかといふことについて、資金面だけではなくて営農指導、技術面、経営面において一つの経営計画を立てさせてやつたらさらには農業を続けることができるかといふことです。どうしてもいけないといふ人がいては、どうやつたらこの悪い状態からうまく立ち退いて別の道へ転身するかといふところまで農協組合金融はお世話をしているんです。

他の金融機関は問答無用式で、まさに銀行として、悪くなつたところはもうあつき支払い命令をかけて処分していくというのが金融機関のあり

方ですけれども、組合金融は、そこには心の通つた対応で進めておるというのが実態であります。

農協はそういう農家の方々に相当の今エネルギーを向けて対応をしているということからするならば、私は他の金融機関とおのずから違うんじやないかなという思いを強く持つておるわけあります。

ただいま申し上げましたように、組合員が出資者でありそして運営者でもある協同組合、フランスの例をとられて經營管理委員会というものを導入されたと聞いておりますが、フランスには監査制度はありません。とするならば、私は協同組合の理念から申し上げて、みずから組織の監査体制で行つことが本来のあり方ではないかなというふうに考えるわけありますが、再度そのところの心の通つた金融制度という観点から、いかにお考えかお尋ねをいたします。

○政府委員(堤英隆君) 先生、具体的な組合業務運営にも従事されておられるわけでございますので、そういう意味での大変貴重な御指摘というふうに私も受けとめております。

今御指摘のように、農協の金融機関としてのあり方というふうに考えてみますというと、他の金融機関と、今御指摘二つ、三つほどの例を出されましたけれども、農協の金融機関としてのあり方というのは、まさにそういうことに存在意義があるといふことです。私がもとのとおりと思ひます。したがいまして、今後ともそういう意味で組合員との心の通つた金融行政、金融業務が展開されることが望ましいし、ぜひそれを基本に置いて具体的な日常業務をやっていただきたいといふふうに私も思つております。

他方で、世の中の金融情勢から見ますといふふうに私も思つております。

ところだけを強調して農協は違うんだと、そのことだけを強調して農協は違うんだと、協同組合員だから違うんだということを言えば言ふふうに私も思つております。

うほど、農協の金融機関としての、何といいますか、一人前ではないんじやないかという意味での不安感、信頼感の低下ということをこれまで感じたこともあります。

そういう意味で、協同組織制の基本は維持しながら、業務執行体制でありますとか、それから自

己資本の厚みでありますと、そういうことと並びで監査体制についても最低限度のものは備えていくということをやつていかなければならないのではないかと思つております。

御案内のように、私ども今非常に大きな問題として、農協の貸出金がこの三月から連続して毎月下がっております。これもさまざま要因がござりますので一概には言えませんけれども、農協の組合員の方々が貯金をおるされるという場合もあるとすれば、やはり農協の信用事業に対する不安感もある。そういう意味では監査体制のみならず業務執行体制その他、今回法案でお願いしておりますさまざまな制度改正をやることによりまして、農協も日本の金融システムの一員として汗をかいてやつているんだなという意味での信頼関係を早急につくっていくことが私は重要だと思っておりまして、監査体制もそういうものの一環としてぜひ御理解をいただきたいと思う次第でございます。

○阿曾田清君 後ほどそれも絡みまして、関連のところでも質問いたしたいと思いますけれども、続きまして、経営管理委員会のことについてお尋ねしたいと思います。

午前中の参考人への常田議員の質問でも不明確な答えしか得られなかつたというようなことがあります。理事会の上に経営管理委員会があるということに今回なるわけであります。理事の責任、経営管理委員の責任は、そして運営権限はどうなつておりますか、明らかになつていないわけでありますので、まず教えていただきたいと思います。

○政府委員(堤英隆君) この経営管理委員会制度につきましては、経営管理委員会のもとに理事会を置くことになつております。この経営管理委員会はすべて組合員、農家の方をもつて構成するということでございます。

具体的な権限につきましては、業務執行に関する重要な事項、さらに具体的に申し上げますと、業務の基本方針それから重要な財産の処分といった

組合にとりまして一番基本になる事柄はこの経営管理委員会で決めていただく、権限として決めていたまく。それとも一つの権限といいましたのは、日常の業務に当たります理事を任命していただく、大変重たい責任がございまして。

理事会の方は、これを受けまして、経営管理委員会の決めました方針に沿つて日常の業務をしていただくという形になるわけでございまして、そういう意味では経営管理委員会が農家の意見を反映した業務執行機関ということをございまして、その組合員の意思を反映した業務執行機関のもとに日常の業務を理事会が業務執行機関としてやつていただくという上下の関係に立つていて、ということをございます。

したがいまして、両者の責任関係について申し上げますと、経営管理委員につきましても、当然ながら法令、定款、総会決議を遵守していただく義務がございます。それから理事につきまして、理事会決議を遵守していただけますから、理事がございます。当然ながら法令、定款、総会決議を遵守していただけます。それから理事がございます。それが、理事が管理委員会が選任するということになりますが、先ほどの国井先生のお話にも関連するんですが、解任については総会に請求できるということになつておりますね。ですから、私は、そういう責任問題についての明確な位置づけをきちんとしておかないと、変にトラブルが生じるときには、双方からお互いの責任回避の話が出てくる心配があるわけがございます。いわゆる鹿児島の事例でありますように、そういう経験者を持つていてさえも不祥事を起こすというわけでありますから、よほどそこのところを、専門家の方々を置いて執行されていく、経営管理委員会は非常勤ですから、往々にして知らなかつたというふうな事態というのが十分考えられます。

ですから、もう前もつてきちんと責任の分担を明らかにしておくことが必要ではないかというふうに思いますので、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(堤英隆君) 経営管理委員会とそれからそのもとに置きます理事会との関係につきましては、先ほど申し上げましたような形で権限と責任がきちんと条文上使い分けをされた形でなされています。

うまくいっておるときはそう問題ないんですけど、うまくいかなくなつた、問題が生じた、そういったときに責任分野が明確に分かれていなければ、私はお互いの責任のなすり合いになつてしまつます。

○阿曾田清君 権限、運営の中身はわかつたんですけど、責任のところがなかなか理解に苦しむところでございます。

うまいっておるときはそう問題ないんですけど、うまくいかなくなつた、問題が生じた、そういったときに責任分野が明確に分かれていなければ、私はお互いの責任のなすり合いになつてしまつます。

古い話を持ち出して大変恐縮でありますと、十数年前に鹿児島市農協で不祥事が起きましたのは、日常の業務に当たります理事を任命していただけます。いわゆる都銀の支店長経験者で、大変重たい責任がございまして、理事会の方は、これを受けまして、経営管理委員会の決めました方針に沿つて日常の業務をしていただく、大変重たい責任がございまして、その組合員の意見を反映した業務執行機関ということでございまして、その組合員の意思を反映した業務執行機関のもとに日常の業務を理事会が業務執行機関としてやつていただくという上下の関係に立つていて、ということをございます。

したがいまして、両者の責任関係について申し上げますと、経営管理委員につきましても、当然ながら法令、定款、総会決議を遵守していただけます。それから理事がございます。それが、理事が管理委員会が選任するということになりますが、先ほどの国井先生のお話にも関連するんですが、解任については総会に請求できるということになつておりますね。ですから、私は、そういう責任問題についての明確な位置づけをきちんとしておかないと、変にトラブルが生じるときには、双方からお互いの責任回避の話が出てくる心配があるわけがございます。いわゆる鹿児島の事例でありますように、そういう経験者を持つていてさえも不祥事を起こすというわけでありますから、よほどそこのところを、専門家の方々を置いて執行されていく、経営管理委員会は非常勤ですから、往々にして知らなかつたというふうな事態というのが十分考えられます。

ですから、もう前もつてきちんと責任の分担を明らかにしておくことが必要ではないかというふうに思いますので、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(堤英隆君) 経営管理委員会とそれからそのもとに置きます理事会との関係につきましては、先ほど申し上げましたような形で権限と責任がきちんと条文上使い分けをされた形でなされています。

したがいまして、あとは具体的に非常に複雑な事例がいろいろ起こると思いますけれども、具体的な事例でその法律に照らしてどちらがどういう責任があるのか、一方だけなのかあるいは共通にあります。

あるのか、今鹿児島市農協のお話もございましたけれども、具体的な事例に即して、この新しい改正法の趣旨に従つて解釈をしていくことになると思います。基本的に理理会もそれからも経営管理委員会も執行機関でございますので、先ほど申し上げましたそれぞれの任務を怠りましては、いつふうに思います。基本的に理理会もそれからも経営管理委員会も執行機関でございますので、先ほど申し上げましたそれからの任務を怠りましては、いつふうに思います。

それは今申し上げましたように、それぞれ具体的なケースに応じてその権限と責任との関係において判断していくしかないわけでござりますけれども、例えればこれは非常に単純化して申し上げますれば、理事会が経営管理委員会の決定に従つて業務執行を行つて損害が発生したというような場合につきましては、これはその決定に従わざるを得なかつた理事というよりは、むしろそういう決定に参画した経営管理委員会の方が責任を負うと逆にまた、管理委員会の決定した業務の基本方針は正しいんすけれども、その方針の中で具体的にだれとどの段階でどういう契約をした、そことの部分において間違つたことがあつた、業務懈怠があつたというような場合につきましては、これはやはりその場合の責任は理事が負つていくという形にならうと思います。

これは一般論で申し上げたわけでござりますが、いずれにしましても、改正法のそれそれの与えられております権限と責任に応じて、具体的なケースに応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

○阿曾田清君 今、堤局長からお話をありましたような具体的な規定といいますか、違反した場合の基準と規定、そういうもの等をやっぱりある程度明確に知らしめてやつていかない、末端ではなかなかわかりにくい、区別しにくいというような感じを持っておりますので、マニュアルをちゃんとつくつていただければなというふうに思いました。

それにいたしましても、先ほど監査制度あるいは

は經營管理委員会に専門の、いわゆる関係ない方を常勤監事とかあるいは組合長に据えることがであります。我々はいわばこの協同組合、一人は万人のために、万人は一人のためにというローチデール組合のその思想といいますか、それを受け継いでずっと今日まで相互扶助の精神のもとでやつてきました。今回の改正の中にも商法の適用部分も員外監事の面で出ておるわけですが、三年前も商法を準用するというようなことで改正がされました。農協が非営利団体としての機能から営利団体へ志向するようなことにだんだん動いていっているような感じがしてならないわけであります。

出資総額の四分の一に達するまでは損金に算入するという形の対応がされておるところでございまして、この点について、出資総額の四分の一といふことでなしに、今回法定準備金が全体の出資総額までということになつたこととの見合いで、例えば出資総額までという形で損金算入、要するに特別控除制度の拡充が図れないかという御指摘であらうかと思います。

私どもは、今回は金融機関としてほかの業態で最低出資金制度といふものがとられておるということやなんかいろんなことを考えまして、信用金庫と同様の形で法定準備金の積み立て基準を引き上げていくという考え方をとつて御審議を賜つておるわけでござりますが、今御指摘の農協の留保所得の特別控除制度につきましては、内部留保の促進を目的として設けられているという趣旨は私どもも理解をいたしておりますが、過度の優遇措置になつてはならないということで、他の協同組合と同様に出資総額の四分の一という形になつておるというふうに理解をいたしております。

この点につきましては御指摘のような御意見もあらうかと思うんですが、現状を申し上げますと、税務当局は九年度の税制改正の中で、こういった言つてみれば優遇措置については廃止を含め、この段階でございまして、これをさらに出資総額まで引き上げるというような状況には客観的に残念ながらないということを言わざるを得ないと思います。

いずれにしましても、私どもとしましては、法定準備金の引き上げその他、今回御審議いただいております出資金等内部留保の充実、さまざま手段で講じておりますので、他の金融機関との関係も見ながら、そいつた面である意味では公明正大な形での内部留保の充実に系統も努力していただくよう私ども指導を強くしていきたいとふうに考えております。

○國務大臣(藤本孝雄君) 今、局長が答弁申し上げましたのと同じ考え方でございます。

○阿曾田清君 提經濟局長はよくわかつていらっしゃつて、環境が許さないというような感じであります。

あるいは連合会もそういう合併をしていくといふ

ような中ですから、合併後の問題もちゃんとやつぱり配慮していくべきじゃないか。それには農協

がちゃんと経営的に安定するための特別な税控除

の対策を、今まで環境がおかしくなつていくとい

いますか、環境が厳しくなつてきているから農協

も今までどおりですよというようなことじやなく

て、もつとやっぱり政策的に、ここは農協を育て

るというような観点で特別控除の無税の対象の考

え方を改めて出す必要があるんじやないか。

この法案を契機に、こういう提案は政策的にで

きないものだらうかと、いうことをお尋ねをいたし

ておるところでございます。局長、どうですか。

○政府委員(堤英隆君) まことに申しあげたとお

ませんが、これは先ほどお答え申し上げたとお

思ひます。たして、今回は二つ改正をお願いして

いるわけですが、地域の振興、

そういう形にやっぱり農協のお金を使っていただ

くということが極めて重要だと、こういうふうに

思ひます。たして、今回は二つ改正をお願いして

いるわけですが、地域の振興、

拠はどこにあるのかお尋ねをいたします。

○政府委員(堤英隆君) 農協につきましては、御案内のように財貸率が他の金融業態に比べまして非常に低うございます。それから、そういうことの中でもうしても特定の業種への資金集中が見られるということで、農協経営としては余り健全でない貸し出しという形になつてゐるという指摘がござりますし、そういう実態にあらうかというふうに思つております。

そういう意味では、農協は農業の方々にできるだけ営農と生活に関しますサービスを提供する意味でそいつた資金ニーズにこたえていくといふことと同時に、地域の金融機関という役割も果たしているわけでございますので、地域の振興、そういう形にやっぱり農協のお金を使っていただ

くということが極めて重要だと、こういうふうに思ひます。たして、今回は二つ改正をお願いして

いるわけですが、地域の振興、

そういう形にやっぱり農協のお金を使っていただ

くということが極めて重要だと、こういうふうに思ひます。たして、今回は二つ改正をお願いして

我が農協では六〇%はいわゆる組合員貸し付けであります。都市におきましては恐らく一〇%台

というものが実態じやなかろかと思ひます。都市

も生産地もいわゆる百分の二十に緩和といふこと

じやなくて、ある程度その地域の実態に即した段階的な緩和策といふのが望ましいんじやないかな

という感じも一方持つておりますが、その点について。

それから、いわゆる地方公共団体、市町村に対して貸付規制を撤廃するというような御提案でございます。これも結構なことだと思いますが、郵政省から予算要望について同様に市町村に融資を認める要請が出されておるわけでございますが、未端では郵便貯金と農協貯金が極めて争つておる

さなかでございますし、貸し付けまで、融資まで

心配をいたしております。その点、私は郵便局

から市の町村に対する融資の要望が出ること

いわゆる官業でございますから、とてもじやない

けれども金利の面で勝てないんじやないかといつ

た心配をいたしております。その点、私は郵便局

から市の町村に対する融資の要望が出ること

についてぜひ反対をしていただきたいといふこと

が二点目でございます。

そして、農業投資資金でそれども、いわゆる

農協の資金を生かして利子補給等を図つていただき

いた上で近代化資金等があるわけであります。

この際、近代化資金といふのは非常に幅広く利用

できるわけでございます。S資金、S資金並み以

下に利子補給等が図られないものだらうか。これ

はつけ加えての質問になりますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

三点です。

○政府委員(堤英隆君) 指定農協のことからまずお答えさせていただきます。

これにつきましては、先ほど申し上げましたように趣旨で、指定農協の員外貸し出しを緩めるといふ

ことによりまして農協の地域金融機関としての役割を大きさせていく。農協貯金がそれぞれの地域において還元をされて農家の営農と生活に資するだけでなじみ、地域の発展にもそのお金が使えます。

御承知のとおりです。

十まで枠を広げられたわけありますが、その根

るようについての観点から今回、制度改正をお願いしているところございます。

この指定農協制度についての枠をどうするかということにつきましては、むしろこれは指定農協がそういう枠を拡大されても、きちんとした管理体制を整えて適正な間違いのない貸し出しを行つて組員の方に御迷惑をかけないと、そういう意味でのリスク管理体制がちゃんととられているかどうかとか、あるいは単協の財政基盤がしっかりと指定農協制度の運営を考えているわけでございまして、立地によつてそこだけでもつて差をつけいくということはなかなか合理的な理由が立ちがたいのではないかと私どもとしては考えております。それから、二点目の郵政省の関係の御指摘でござりますけれども、これは私どもの理解いたしましては、郵政省は大蔵省の資金運用部から原資を借り入れまして、これを郵政大臣が有価証券等に自主運用するという形になつてゐるというふうに考えております。この自主運用の対象として地方公共団体への直接融資といつても認めています。それは、やはり資金運用部自体から行われることで、昭和六十三年から継続的に予算要求が行われていて、これまでもところ認められていないと承知をいたしております。それは、やはり資金運用部自体から行われております地方公共団体への融資といわゆる二元化するというこの理由といふうに承知をいたしております。

今回、来年度予算要求で郵政省が予算要求をさ

らにしているということは承知いたしております

が、私どもとしては、この予算要求が認められるかどうかといふことにかかわらず、農協が地域金

融機関として地方公共団体に貸していくことができるわけでござりますので、郵政省の方の要求

がどうなるにしろ、農協の自己努力によって今回

の改正の趣旨を踏まえた対応をしていただくこと

によりまして、できるだけ安全確実な融資先の確

保をしていただきたいと考えております。

それから三項目の、ちょっと私、理解が十分でないかもしれませんけれども、財援との関係で御指摘があつたのでしょうか。

○阿曾田清君 近代化資金等のいわゆる利子補給等をやっていますね。これをこの際もつと、今非常に低くなつてきておりますし、L資金、S資金

といったのはかなり精査が厳しくございますから、近代化資金だつたら容易に使えると。財源は農協のプロパーでございますから。

○政府委員(堤英隆君) 系統資金が六十八兆円ありますけれども政策資金としてもつと活用できな

いかという御指摘であるかと思います。

もちろん近代化資金のように従来から系統資金を活用して利子補給をやるということによりま

して政策的にこれを運用する手だても講じてきて

いるところでございますが、それをさらに近代化

資金と同じような形で拡充できるかどうか。むしろ今は、今御指摘のし資金のように農家の実質の

方が大変御苦労いただいているので、公庫

資金、近代化資金のそれぞれの特徴を生かしながら、制度資金としてその特徴を生かした手だて

なつておりますし、そういう意味ではカット・ワ

ルグアイ・ラウンド体制その他国際化の中で農家

の利子負担は二%、ということことで期間も非常に長く

いるところです。それで既に大規模經營しているところはもう借りられない、もうあなたのところではこれは利

用できませんよというところが結構実態としては多

いんです。

ですから、今、安易と言つてはおかしいですが、農協の持つ資金をうまく有効活用するために利

子補給等をさらに、今低金利の時代ですから、考

えていただければ、農協の資金も利用できるし、商品を幾つか持つということの方が農家にとって

はありがたいことではないかと私は思います。

中金と県信連との合併、これは住専に端を発し

つままでこの点を質問いたしたいと思います。

中金と県信連との合併、これは住専に端を発し

たことが急速にこういう形になつてきたと思いま

すが、組員から言わせれば、経済と全農の一

体化といふような問題についての希望が一番多い

わけでございます。単協から直取引のできるよう

にいつような要望がいつも部落座談会等々をす

るとときには出てくるわけでございまして、今回

三連合会とも二〇〇〇年を目指して合併といふ

とあります。

その中で、信連と中金との合併について若干私

が危惧いたしますのは、一つは、今、単協が県信連に預金をして、それから信連からいただいてお

る奨励金やあるいは金利等々、そのメリットが、

それは既に借入している人たちにとっては対象と

してなかなか借りられない状況、基準がある

んですよ。ですから、こういう七年でも十年でも

いい、中期間の、近代化資金等のいわゆるL資

金、S資金並みの利子補給をしてやつて、使いや

すい形をとられたらどうですか。この際、資金

運用を、農協の資金を使うわけですから、農協の

プロパー資金をそつう形で有効にふやしていく

ということは必要ではないですか。

今L資金、S資金につきましては評判のいい

面と評判の悪い面とありますし、どちらかという

と、もう既に大規模經營しているところはもう借り

られない、もうあなたのところではこれは利用

できませんよというところが結構実態としては多

いんです。

ですから、今、安易と言つてはおかしいですが、農協の持つ資金をうまく有効活用するために利

子補給等をさらに、今低金利の時代ですから、考

えていただければ、農協の資金も利用できるし、商品を幾つか持つということの方が農家にとって

はありがたいことではないかと私は思います。

中金と県信連との合併、これは住専に端を発し

つままでこの点を質問いたしたいと思います。

中金と県信連との合併、これは住専に端を発し

たことが急速にこういう形になつてきたと思いま

すが、組員から言わせれば、経済と全農の一

体化といふような問題についての希望が一番多い

わけでございます。単協から直取引のできるよう

にいつような要望がいつも部落座談会等々をす

るとときには出てくるわけでございまして、今回

三連合会とも二〇〇〇年を目指して合併といふ

とあります。

その中で、信連と中金との合併について若干私

が危惧いたしますのは、一つは、今、単協が県信

連に預金をして、それから信連からいただいてお

る奨励金やあるいは金利等々、そのメリットが、

した場合のメリット等がよくなるのかどうかなと

いう心配があります。現に、今、中金に直接預金

をしておる単協の話を聞きますと、県信連に預金

をしていたときの方がメリットがあるようだと、こ

ういうお話をちよつと聞いております。

ですから、中金に直接単協が預金をする、出資

をして会員になる、そつした場合のメリット、信

連のときよりもメリットがあるというようなこと

等が実証されるのかどうかなという点、これは

やつてみなきやわからぬことでもあります。そ

の点と、今、信連があることによつて各単協の金

融指導なりあるいは補完的機能を十分やつてお

るだいています。その点を中金になつたときに、中金

がきちんと単協の指導なり補完的な機能を果たし

てくれるのだろうかなといつたような心配が現

実にあるわけでござりますので、そのところの

考え方をひとつ教えていただきなと思うわけ

でございます。

それから、専門連との関係で、総合農協はどん

どん合併をし、そして組織を再編成していくん

でこれからも、専門連についてはいま手つかずと

いうことだと思います。農政審議会農協部会等で

どれほどその専門連の合併といいますか、再編と

いいますか、そういうもので御論議があつたのか

どうか。なかつたとするならば、農林省はどうい

う方向で専門連と、いわゆる総合農協との関連の

中でこういう合併が進んでいくのに、専門

連をこのままにしていきますと、少なくとも半分

ぐらいは赤字じやなからうかと私は推測するわけ

であります。

そういう点で、専門連の機能を段階的に早目に

一本化すれば全国連も自然とそつたつていくで

しょうし、県連が全国連に先に加盟してしまいま

すと、県連にあります専門連農協は県連に集約でき

ず、そのまま全国につながつていかなきやならな

いということになります。どういう手法で専門連農協の体制を図つていかれるようと思っておられるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(堤英隆君) 第一点の中金と信連の統合に伴います配当なり奨励金の水準がどうなるのかと申しますことは大変難しうございま

す。たゞ、申し上げたいことは、従来から中金から信連、信連から農協に各種の奨励金あるいは配当ということが行われております。それが単協の経営にとって極めて重要なものであつたという認識はいたしております。したがいまして、そういう認識を踏まえて、今後、農林中金と信連の統合が行われました際に、そのことによりまして連合会段階での機能重複が排除されるわけございますし、その点につきましてはいわゆるコストダウ

ンということにもなるわけでございます。また、農林中金自体の今回の資金運用規制の緩和等によりまして、農林中金の収益力の向上にも寄与することができれば、それがまた信連やあるいは単協への配当金等という形で具体的な形で寄与するというふうに思います。その点につきましては、そういった統合のメリットをどういう形で単協に生かしていくかという観点から、それぞれ適切に、今後、系統の中できまざまなことを考えながら対処していくべきものというふうに理解をいたしております。それから、従来、信連が行つておられた専門連農協の指導については、現在でも、例えば事業の指導につきましては、専門連農協の指導をいたしております。御案内のとおりでございます。

したがいまして、今後、農協系統信用事業が組合の方々のニーズにこたえていきますためには、

こういったさまざまな意味での指導業務というの

は重要な業務でございますので、信連と農林中金が統合されました際には、信連機能を引き継ぎます農林中金が、こういった従来、信連が果たしたことを行つていかなければなりません。

ただ、例えは統合の方法をいたしまして、事業譲渡を選択して、県段階で例えは推進指導業務を残すという場合もあるかと思います。これは信連事業とは別でござりますけれども、そういう場合には県段階に残りました組織が推進指導をやればいいわけでござりますけれども、基本的には信連業務を担います中金において従来、信連が果たす段階での機能重複が排除されるわけございますし、その点につきましてはいわゆるコストダウ

ンということもなるわけでございます。それから、専門連のお話がございましたけれども、専門連の問題は総合農協の問題とは違つてさまざま業種がござりますし、規模もさまざままでござります。かつ全国必ずしも画一的でもないといふうに私は思つております。そういうふうに考えております。

そこで、専門連の問題は、専門連の問題とは違つてさまざま業種がござりますし、規模もさまざままでござります。かつ全国必ずしも画一的でもないといふうに私は思つております。

そういうことと、それから農協系統は現在三十五万人の人がいるわけでござりますけれども、農協の方もこういう頭でつかちの状態でいくのはなかなか難しいということで、当面五万人を減らしていくこうという考え方を持っておりますし、それから経済事業が赤字であった理由としまして支所や施設をかなり持っていた、そのことが農協全体の赤字部門を拡大していたといふこともあります。

そこで、そういった面での具体的な支所や施設等の統廃合もこれからはやつていいこうと。そういうような従来とは本当に違つた意味で本格的なリスクトラックチャーリングをしていかなきやならないといふうに系統も思つてはいるところでござります

。この点は参考人の質疑でも御確認いただいております法律の改正と農協の方の自主的なそういう改革への熱意、両々相まちまして、先ほどから御

ありますけれども、今後融資を確保でき、それでこれからは自己責任の原則で決せられていくと思うわけでありますけれども、今回の法改正でもつて農協系統金融機関が生き残り、発展していくふうに私ども思つておりますし、そういう指導をしていきたいというふうに考えております。

ただ、例えは統合の方法をいたしまして、事業譲渡を選択して、県段階で例えは推進指導業務を残すという場合もあるかと思います。これは信連事業とは別でござりますけれども、そういう場合には県段階に残りました組織が推進指導をやればいいわけでござりますけれども、基本的には信連業務を担います中金において従来、信連が果たす段階での機能重複が排除されるわけございますし、その点につきましてはいわゆるコストダウ

ンということもなるわけでございます。それから、専門連のお話がございましたけれども、専門連の問題は、専門連の問題とは違つてさまざま業種がござりますし、規模もさまざままでござります。かつ全国必ずしも画一的でもないといふうに私は思つております。そういうふうに考えております。

そこで、専門連の問題は、専門連の問題とは違つてさまざま業種がござりますし、規模もさまざままでござります。かつ全国必ずしも画一的でもないといふうに私は思つております。

そういうことと、それから農協系統は現在三十五万人の人がいるわけでござりますけれども、農協の方もこういう頭でつかちの状態でいくのはなかなか難しいということで、当面五万人を減らしていくこうという考え方を持っておりますし、それから経済事業が赤字であった理由としまして支所や施設をかなり持っていた、そのことが農協全体の赤字部門を拡大していたといふこともあります。

そこで、そういった面での具体的な支所や施設等の統廃合もこれからはやつていいこうと。そういうような従来とは本当に違つた意味で本格的なリスクトラックチャーリングをしていかなきやならないといふうに系統も思つてはいるところでござります

。この点は参考人の質疑でも御確認いただいております法律の改正と農協の方の自主的なそういう改革への熱意、両々相まちまして、先ほどから御

ありますけれども、今後融資を確保でき、それでこれからは自己責任の原則で決せられていくと思うわけであります。この協同組織金融機関としてのあり方というものについて今後どのように考えておられるんでしょうか。

○政府委員(堤英隆君) 農協については、今御指摘のように協同組織性、相互扶助という形の中で基本理念があると私どもも思つております。

現在の農業情勢や農村の状況から見ますといふうに私は思つておりますし、そういう意味で農家の方々の生活と営農に必要な資金等を安定的に供給していくということになりますし、この個性といいますか特徴が今後とも

な状況でござりますけれども、そういった中でほのかの金融機関に対抗できるそういう組織づくりが進んでおるわけであります。しかし、何といふうに私は思つております。

現在の農業情勢や農村の状況から見ますといふうに私は思つておりますし、そういう意味で農家の方々の生活と営農に必要な資金等を安定的に供給していくこと

になりますし、この個性といいますか特徴が今後とも

な状況でござりますけれども、そういった中でほのかの金融機関に対抗できるそういう組織づくりが進んでおるわけであります。しかし、何といふうに私は思つております。

○政府委員(堤英隆君) 農協について、今御指摘のように協同組織性、相互扶助という形の中で基本理念があると私どもも思つております。

現在の農業情勢や農村の状況から見ますといふうに私は思つておりますし、そういう意味で農家の方々の生活と営農に必要な資金等を安定的に供給していくこと

になりますし、この個性といいますか特徴が今後とも

な状況でござりますけれども、そういった中でほのかの金融機関に対抗できるそういう組織づくりが進んでおるわけであります。しかし、何といふうに私は思つております。

○阿曾田清君 終わります。

関に比べてなかなか苦労しているという状況が見えるわけでございます。今回の改正でかなり前進はあつたにしても、果たして農業関係から集まってきたお金を十分に運用して、そこで利益を確保していくけるのかどうかという点が不安でありますけれども、いかがでございましょうか。

○政府委員(堤英隆君) 農協貯金は全体で六十八兆円ございますし、そのうち信連に四十六兆円程度、さらに中金の方に御案内のように二十八兆円という膨大な預金が上がっています。そういう意味では、農林中金は最終的な系統の中におきます資金運用機関ということをございますので、大変重たい任務を持つておられるというふうに思いました。

そういう意味では、集まつてしまります膨大な資金を貸付業務に展開していくということは当然でございますけれども、それだけでこなせるわけじやございませんで、今御指摘のように証券的なもの、国債等も含めまして証券的なものに運用せざるを得ない、あるいは一部は海外へ持つていつて運用するという形で、そこで収益を生んで、先ほども御指摘がありましたように信連や単協に対しましてそれを還元してくると、そのことによつて信連や単協の経営が安定すると、そういう両面を持つておられると思っております。

現在は有価証券の運用は確かに多くございますけれども、ただその中身を見ますといふと株式は非常に少なくて、国債でありますとか地方債でありますとか金融債でありますとか、そういった非常に安全度の高いものを中心に農林中金の場合運用をしている実態にあるといふことでございます。そういう意味では、その点についてはこれらも堅持をしてまいりたいと考えております。

ただ御指摘のように、信連との統合等に伴いまして農林中金へやはり資金が集中する、増大していくことは予想されるわけでございますので、従来以上に貸出業務への展開に努力をすると、いうことと、今申し上げました国債や地方債ども、その過程で、この際、経営管理委員会制度といった安全なものを中心とした有価証券の運用に

努めるということと、今回お願ひいたしております海外におきます非居住者貸し出しということはあつたとしても、果たして農業関係から集まってきたお金で十分に運用して、そこで利益を確保していくけるのかどうかという点が不安でありますけれども、いかがでございましょうか。

○一井淳治君 もう一つ、経営管理委員会というのについて、どのようにこれが有効に活用され、農協の活性化とかあるいは農協の組合員のための活動とか、そういう面で生かされていくかということがいま一步ちょっとわかりにくいところがあるようになります。

経営管理委員会といふものにつきましては、どのような場合にこれを組合内に置くことを想定されておるのか、そのあたりからまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(堤英隆君) 経営管理委員会制度は初めての制度でございますので、どういった農協あるいはどういった地域にまず入れていただくかと、これはこここの段階で一義的に申し上げにくわけございます。基本的には、やはり一つには農協の事業量が大きいということで、日常的な専門的な経営判断を専門の方にやっていただきないとなかなかうまく農協として機能しない、そういう農協でありますとか、それから農協の地域が非常に広くて、それぞの地域から理事の方が選ばれてくるというような運用をされている場合もあるわけでございます。そうなると農協の理事が非常に多くなってしまうということで、そういう意味では理事会としての機能が十分働かないおそれがあります。そういう意味では、その点についてはこれからも堅持をしてまいりたいと考えております。

ただ御指摘のように、信連との統合等に伴いまして農林中金へやはり資金が集中する、増大していくことは予想されるわけでございますので、従来以上に貸出業務への展開に努力をすると、いうことと、今申し上げました国債や地方債ども、その過程で、この際、経営管理委員会制度といった安全なものを中心とした有価証券の運用に

導入して、農協信用事業として専門的に非常に高度化した農協の経営に当たる形のものを組合員の方に認識していただくことによつて信頼をもつた三つのものがバランスよくうまく運用先として回転できますよう心していかなければなりません。

○一井淳治君 もう一つ、経営管理委員会といふものについて、どのようにこれが有効に活用され、農協の活性化とかあるいは農協の組合員のための活動とか、そういう面で生かされていくかということがあります。いざにしましても、この制度の趣旨をそれぞれの関係者に十分御理解していただきまして、それぞれの実態に合った形で、いつた三つのものがバランスよくうまく運用先として回転できますよう心していかなければなりません。

経営管理委員会といふものにつきましては、どういった場合にこれを組合内に置くことを想定されておるのか、そのあたりからまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(堤英隆君) 経営管理委員会制度は初めての制度でございますので、どういった農協があつてしまふ。それの対策だと言うてしまえば余りばつとしないような気もいたします。

農林省の方では、例えば一定規模以上あるいは一定面積以上の場合には経営管理委員会を置くよう指導をするとか、何があるんですか。

○政府委員(堤英隆君) これは国会の御審議においても、農協の理事さんがみんな入ってこられると理事があつてしまふ。それの対策だと言つてしまえます。農林省の方では、例えは一定規模以上あるいは一定面積以上の場合には経営管理委員会を置くよ

うな指導をするとか、何があるんですか。

○政府委員(堤英隆君) これは国会の御審議においても、農協の方々に十分まだその趣旨の理解がついていない面があるのでないかと、御指摘もございました。それから、強制にわたると、いうことではこの制度はかえつてうまくいかないのじやないかといつて御指摘もございました。それ理由のある御指摘だというふうに私ども思つております。

いずれにしましても、日本で初めて導入する制度でございますので、一定の事業規模以上のところには導入しなきゃいけないとか、一定の地区の広がりのあるところについては導入を義務づけるとか、そういうことでは恐らく農協の自主的な団体としての性格から見ましてもなかなかうまくいかないのじやないかと逆に思つております。

そういう意味で、こういう制度を新たに導入しなければならないよくな農協信用事業をめぐる厳しい御負担をいたしました。そういう意味で、組合員の信頼をかち取つていこう、地域の住民の信頼をかち取つていこうと、そういう農協の御理

解が進む過程で、こういう制度を導入していくことによって、海外におきます非居住者貸し出しということも、農協が持つておりますそういう人材を活用するということとノウハウを生かしていくということによりまして、これを使うということも一つの手だてではないかと。

しかし、そのままではやはり信頼性に欠けるといふことによりまして、言ってみれば公認会計士の必置によって中央会の監査全体のレベルを上げて、それを会計監査という形で義務づけていく。こういう手法をとりまして、今回、外部監査とい

いますか中央会の監査を義務づけておりますので、そういう意味では私どもとしましては員外監事や常勤監事の制度導入と相まって、農協におきます監査は格段に拡充強化されてきたのではない

かと思つております。

○一井淳治君 この監査といふものは、例えば公認会計士の資格を持つてゐる人が監査したからと

いってよくできるものじやないと思うんです。例えば住専問題であれほどたたかれた住専会社が、公認会計士を中心とする監査法人がちゃんと監査をして、これは黒字であるという監査をしておられるわけですね。それで配当もしておられるわけです。でも、後から振り返つてみると実際には大赤字であったと云ふのが実情であります。公認会計士の資格を持つておったからというじやなく、まじめに監査をしなくちやいけないというんですか、少々敵が 대해서もやるべきものはやらなきやいかぬ、そつう精神力といったものが私は一番基本であると思うんです。

例えは、担保物権がとつてあるかどうかということは極めて簡単で何も専門知識は要らないわけです。それをきちんと点検していくといいますまじめさといいますか、ただしこれをやろうとすれば嫌われて、次はもう公認会計士さん、おまえさんは頼まないというふになつちやうこともありますから非常に厳しい、自分のシェアも確保しなくてやいけないし、非常に今厳しい関係に置かれていると思うんですけども、やはり何かいうふうに思います。農林省におかれましてはとにかくやる気を持って頑張つていただくことを要望いたします。

○島袋宗康君 二院クラブの島袋宗康でございます。

今回の改正で、貯金率の低さを改善するために資金運用規制の緩和を行つこととし、その一つとして員外貸し出しの緩和をすることになつております。しかし、農協系統信用事業は、本来組合員みずから貯金を原資に安い利息で融通し合い、農業の再生産と生活の向上を図ることを主眼とし、それにもかかわらず、農業投資意欲の減退等により農村地域における資金需要が停滞している現状にかんがみ、員外貸し出しの緩和を進めていますが、これが一番大事だと思いますかやる気といいますか、これが一番大事だと思うんですけれども、いかがでしようか。

○政府委員(堤英隆君) 住専の御議論の際も、今先生おつしやいましたように、住専もすべて公認会計士が見ていたのではないかという意味での御

指摘があつたことは私も承知をいたしております。ただやはり、公認会計士という専門の方が会計監査という職責を持つておられます場合に、それ自体に信頼感、これは組合員の方も含めまして信頼感をやっぱり確保していくことは今現在の状況においては重要なことではないかというふうに思つております。

そういう意味で、公認会計士の位置を義務づけた上で中央会監査を義務づけたわけでございますが、今御指摘のように公認会計士を置けばいいというものじやございませんので、公認会計士の本來の業務に沿つた監査が行われますように、中央会の監査レベルが上がるような形で公認会計士を活用していくだくよう、全中、県中に対する指導を強めていきたいと考えております。

○島袋宗康君 監査の問題もやる気の問題ですけれども、やはり農業問題は非常に厳しい状況に置かれております。何が沈滞ぎみであるというふうに思つてます。農業従事者が少なくとも他産業従事者並みの所得それから労働時間、そういうものが経営体の相当部分を占める農業構造を実現したい、また住みやすい地域も実現したい、というふうに考えておるわけでございます。そのため、そういうことを目指してウルグアイ・ラウンド対策費等の事業を行つておるわけでございまして、質問を終わらたいと思います。

このような施策によりまして、投資意欲も上がってきておると存じております。農業經營基盤強化資金を調べてみると、その実績は平成五年百八十九億円に対しまして平成六年は五百五十八億円、平成七年は八百五一億円との強化資金がふえておるわけでございまして、投資意欲も増大しておるものと承知いたしております。

○島袋宗康君 資金運用規制を緩和するに当たつて、融資審査体制の強化、研修による人的能力の向上、資金運用能力の充実、向上等が求められて

います。これらの点について政府としては今後どのような施策を考えておられるのかお尋ねします。

○政府委員(堤英隆君) 今御指摘のように、今回の改正におきましては、資金運用規制を緩和する

れるような農政こそ求められているのではないかと考えますが、今回の改正の方向では日本の農業はますます衰退の道をたどるのではないかと懸念されます。

農水省は日本農業の将来についてどのように考えておるか、まずお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(藤本孝雄君) 農業は國の大本でござりますし、また改めて申し上げるまでもございませんが、國民への安定的な食糧の供給はもとより國政の

基本的な中心の問題であると思つております。そのため、従来も融資体制の整備とかあるいは専門能力を有します人材の確保ということで、それから人的養成ということがやはり不可欠だと

思つております。

農協、信連職員を対象にした通信教育あるいは集合研修それから実地研修、さらには講師派遣等をやつてきておりますし、トレーニーという形で実地訓練という形のものも行ってきております。

そういう意味で、これからも規制緩和をすればその分だけリスクを負う形になりますので、従来以上に審査体制等の充実を図つていくことが必要でございまして、農業の振興はもとより國政の基本的な中心の問題であると思つております。そのため私どもは、農業従事者が少なくとも他産業従事者並みの所得それから労働時間、そういうものが経営体の相当部分を占める農業構造を実現したい、また住みやすい地域も実現したい、というふうに考えておるわけでございます。そのため、そういうことを目指してウルグアイ・ラウンド対策費等の事業を行つておるわけでございまして、このため

がつておると存じております。農業經營基盤強化資金を調べてみると、その実績は平成五年百八十九億円に対しまして平成六年は五百五十八億円、平成七年は八百五一億円との強化資金がふえておるわけでございまして、投資意欲も増大しておるものと承知いたしております。

○島袋宗康君 資金運用規制を緩和するに当たつて、融資審査体制の強化、研修による人的能力の向上、資金運用能力の充実、向上等が求められて

います。これらの点について政府としては今後どのような御見解をお持ちなのか、それをお聞きしておきたいと思います。

○國務大臣(藤本孝雄君) 今、沖縄の合併構想についてお尋ねでございました。

現在、八年十月末の総合農協二十八を平成十二年末までに八農協へ集約するというものでございますが、問題は、離島農協についての対応が最大の課題だと思います。私も沖縄開発庁長官経験者でございますので、沖縄のことはよく存じております。

ます。特に離島関係につきましては、島の名前を見ながら懐かしく拝見しておりますけれども、この点が非常に問題であるというふうに考えております。

○島袋宗康君 大変ありがとうございます。

農協の大型化に伴い、農協と組合員、農協と市町村行政との関係の希薄化等の問題点が指摘されているようであります。特に我が沖縄県は多数の離島を有する多島県であるために、この点については非常に关心を持たざるを得ないわけであります。

政府としては、この多島県に対してどう対応されていかれるのか、その辺についてお考えをお聞きしておきたいと思います。

○政府委員(堤英隆君) 農協合併につきましては、基本的にはやはり事業規模の拡大ということによりますそれぞれの経営基盤の強化、あるいは先ほども御指摘ありましたように、能力のある役職員の活用、養成という人材養成の観点、それから施設の再配置、統合という意味でのコストの低下、そういう意味で統合、合併にはそれなりのメリットがあるというふうに思っておりますが、やはり統合あるいは合併に伴いまして、どうしても農協とそれから組合員との関係の希薄化、それから市町村行政との関係の希薄化ということは各方面から御指摘をされているところでございます。

その点に十分留意をしながら、農協合併というものは、それぞれの地域の中で十分御議論をいただいてその合意の上で実施に移されていくということがまず基本であろうと思います。それでも、先ほどもちょっとお答え申し上げましたように、それぞれの合併地域におきまして、広域化したけれども農家と希薄にならない形で指導をしていいる、そういう農協もあるわけでございます。

要は、それぞれの地域において十分な御議論を詰めていただいて、農家組合員のニーズに沿った合併のあり方あるいはそれに沿った支所や施設の再整備、そういうことを十分詰めていただい

て、納得すべくこれからやはり農協合併を進めて

いただくことが今御指摘の点にこたえることにならぬんじやないかと思つております。

○島袋宗康君 事業譲渡を行った信連は解散するかまたは信用事業を廃止するため必要な定款の

変更を行わなければならぬとされております。このように事業譲渡について規定したのは、信用事業の譲渡後も信連システム、為替等の事業を継続して行うことを規定したものであるわけであります。

そこで、農林中金に事業譲渡を行った後の信連

については、農水省としてはどのような対応をされるのかお伺いをしておきます。

○政府委員(堤英隆君) 農林中金に事業譲渡を行いました後の信連をどういうふうにするかというのでは、それぞれの地域におきまして組合員の方々の意見が反映した形でいろいろとお話し合いが行われると思います。

基本的には、やはり今回の農林中金と信連の統合というのは、戦後菅谷として三段階でやってまいりました農協組織がそのままではもたないといふうに思っています。そういう意味で、信連は農林中金に全部譲渡という形で対応をしていく。逆に申し上げますと、信連という名前を付した形では残らないということにならざるを得ないと思います。

ただ、それでは何もかもなくなってしまうかと申しますと、信連といふ名前を付した形では残らないということにならざるを得ないと思います。

ただ、それでは何もかもなくなってしまうかと申しますと、信連といふ名前を付した形では残らないということにならざるを得ないと思います。

ただ、それでは何もかもなくなってしまうかと申しますと、信連といふ名前を付した形では残らないということにならざるを得ないと思います。

たいと考えております。

○島袋宗康君 全国農業協同組合中央会の調査によれば平成十二年度、二〇〇〇年までに農林中金への統合を予定している信連は十七であり、このほか二県については一県一農協の合併構想に伴い県連が解散されるということになつております。

しかし、その他多くの信連については、統合についての態度または時期についてまだ決定していない状況である。

そこで、政府としてはこの点についてどのように認識され、どのように見通しを持つておられるのかお伺いをしておきます。

○政府委員(堤英隆君) 県連の意向につきましては参考人質疑のときでも御質問があつたと思いますが、今御指摘のとおりでござります。今おつしやいました数字のところがそれぞれの県段階の取りまとめの結果というふうに私どもも承知いたしております。

これはこそしの十月段階での取りまとめ結果でござります。そういう意味では、まだ法案という形にもなりません、また、こんな形で国会で御審議をいたたく前の段階での組織討議の姿としてあらわれてきたというふうに思つておりますが、私としましては、その段階で今おつしやいました十五とか十七という形で具体的に手が挙がってきております。それから共済につきましては、信連の場合はより数が多くございまして、一県一JAのところも含めまして二十三の共済連であります。それから、各全国段階で見ますといふと、例えば経済事業を取り上げますと、信用事業の動きよろやや先行いたしております。平成十二年には四つの経済連で全農と統合したいという形で手が挙がってきております。それから共済につきましては、信連の場合はより数が多くございまして、一県一JAのところも含めまして二十三の共済連で統合のための手が挙がってきていたるというふうに承知をいたしております。

今回の農協の組織再編は、法律的には信連と中金の統合ができませんのでその部分をお願いしていいるところでござりますけれども、系統もそれから私どもも、単に信用事業の問題ということにどまらず、経済事業や共済事業も含めた農協全体のリストラといいますか、組織再編が必要といふふうに思つております。それから、組織再編が承認をいたしております。

今御指摘のように、様子を見ているところもまだ多いわけでござりますけれども、こういう形で具体的に法案という形で系統の皆さん方ももう読んでおられると思います。それから国会の審議の過程でさまざまの意味で今後の農協のリストラがございます。

を見させていただきますれば、各地域におきましてもっと具体的な形で統合あるいは単協の合併と

いう形の中で議論が進んでいくのではないか。そういう意味では相当農協の自主的な改革を後押しすることになるというふうに理解をいたしております。

○島袋宗康君 信用事業のほか経済事業、共済事業においても県連と全国連との統合を進めることになつておりますけれども、この点についての見通しについてどのようにお考えになつておられますか。

○委員長(真島一男君) 他に御発言もないようですか、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

ただいま議題となつております両案のうち、まず、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案について討論に入ります。

一別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(真島一男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、農業協同組合法等の一部を改正する法律案について討論に入ります。

○須藤美也子君 私は、日本共産党を代表して、農業協同組合法等の一部を改正する法律案に反対する立場から討論を行います。

本法案では、經營管理委員会制度を新たに導入することとしていますが、この經營管理委員会は、農協の代表権を持つ理事を選任することがであります。その選任される理事は正組合員に限らなくともよく、何ら資格要件は問わないと云ふものです。その結果、正組合員でない実務者が農協の業務を執行することができるようになります。これは、企業のやり方を農協に持ち込み、組合員こそ主人公とする協同組合の原点を大きく後退させるものです。

また、農協合併成法の合併期限を二〇〇一年三月末まで延長することについてですが、農協の広域合併は、支所の統廃合や職員の削減により、最も大切な省農指導などを切り捨て、農協と組合員との結びつきを弱めています。農協の広域合併の推進は、地域農業の発展にとっても深刻な事態を招かざるを得ません。

最後に、信連と農林中金の合併が進められることにより、信連の不良債権が農家組合員に押しつけられないようになります。また、信連職員などに雇用の確保を図り、労働強化にならないようすべきであることを強く指摘いたしまして、反対討論を終わります。

○委員長(真島一男君) 他に御意見もないようですか、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

農業協同組合法等の一部を改正する法律案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(真島一男君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、農業協同組合法等の一部を改正する法律案について討論に入ります。

○石井一二君 私は、ただいま可決されました農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案及び農業協同組合法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、平成会、社会民主黨・護憲連合、民主党・新緑風会及び二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

以下、案文を朗読いたします。

農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案及び農業協同組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

農業協同組合は、農業者の協同組織として、組合員の負託にこたえるとともに、地域農業の振興や地域の活性化に大きな役割を果たしてきました。

しかししながら、最近における我が國農業及び農村の変化、金融の自由化等の農協系統を取り巻く厳しい状況の中で、農協系統が組合員の多様化・高度化するニーズに的確にこたえるとともに、系統信用事業に対する国民の信頼を回復し、金融システムの安定を図るために、農協を招かざるを得ません。

系統の事業・組織の見直しと改革が現下の最重要課題となつてゐる。

よつて政府は、両法の施行に当たつては、今後の金融改革の動向等を考慮しつつ、次の事項の実現に努め、組合員はもとより国民の目に見える形での早急かつ着実な改革の促進に万遺憾なきを期すべきである。

一 農協系統の事業・組織の改革の推進・実行に当たつては、經營の合理化、効率化等によるメリットを組合員や地域社会に最大限に還元するという改革の趣旨を徹底するとともに、農協活動の原点である営農支援事業の充実や高齢者福祉事業など地域社会のニーズに即した事業への取組を強化すること。

二 農協の広域合併を推進するに当たつては、合併後の経営展望を明示すること等により、組合員を初めとする関係者の理解と納得の下に行われるよう指導すること。

また、組織二段を推進するに当たつては、地域の実情等に配慮しつつ、組織の自主的な協議、合意形成が円滑に進められるよう環境整備に努めること。

三 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との統合に際しては、系統信用事業全体の効率的かつ健全な発展を阻害することのないよう不良債権の処理等を徹底するとともに、要員の処遇や再配置等にも十分配慮すること。

四 新たに經營管理委員会制度を導入するに当たつては、その趣旨を役職員・組合員に周知徹底し、これが選択肢として導入されるよう環境整備に努めること。

あわせて、常勤役員等の兼職・兼業の制限の的確な実施、学識経験者等の理事への積極的登用等により、責任ある業務執行体制の確立が図られるよう十分指導すること。

五 員外監事・常勤監事の配置等により、監査体制の強化が図られるよう十分指導するとともに、中央会による監査が、中央会に置かれる公認会計士の積極的活用により、他の金融

業態と同等の監査となるよう指導すること。また、行政検査等の充実と併せて、監査の実効性が確保されるよう努めること。

六 自己資本・内部留保については、組合員の理解と協力の下、早急にその充実を図ること。

また、部門別損益の組合員への開示等につけては、これが組合の経営体質強化に適切に追加等により、信用補完事業としての機能が十分發揮されるよう信用保証保険制度の適切な運営に努めること。

七 農業信用基金協会の行う保証業務への対象に、農業信託の発行による保証業務への対象反映されるよう十分指導すること。

八 部門別損益の組合員への開示等について、これが組合の経営体質強化に適切に追加等により、信用補完事業としての機能が十分發揮されるよう信用保証保険制度の適切な運営に努めること。

以上でございます。

○委員長(真島一男君) ただいま石井君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(真島一男君) 全会一致と認めます。

よつて、石井君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、藤本農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。藤本農林水産大臣。

○国務大臣(藤本孝雄君) ただいま御決議いたしました附帯決議の趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○委員長(真島一男君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(真島一男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(真島一男君) この際、派遣委員の報告

に關する件についてお詰りいたします。

先般、本委員会が行いました農林水産業の実情調査のための委員派遣については、第一班及び第二班からそれぞれ報告書が提出されておりますので、現地での要望とあわせて、これを本日の會議録の末尾に掲載することにいたしたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(真島一男君) 御異議ないと認め、さよう取り計ります。

○委員長(真島一男君) 請願の審査を行います。

第一七七号新たな農業・農村基本法の制定に関する請願外二件を議題といたします。

これらの請願につきましては、理事会で協議の結果、第一七七号新たな農業・農村基本法の制定に関する請願外二件は採択すべきものにして内閣に送付するを要するものとし、第三六〇号減反政策反対、安定的な米の供給に関する請願は保留とすることに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(真島一男君) 御異議ないと認めます。

よつて、さよう決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(真島一男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(真島一男君) 繼続調査要求に関する件についてお詰りいたします。

農林水産政策に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(真島一男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(真島一男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(真島一男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

等であります。

以下、視察先の概要を申し上げます。

最初に、福島市におきまして、県果樹試験場を

視察いたしました。本県は全国有数の果樹生産県

であります。それを支えているのがこの試験場

であります。ここでは今年、りんごの新品种の開発に成功いたしました。「ほおずり」と命名され

たこのりんごにより、生産農家の労力分散と市場

シェアの確保が期待されております。

次に、須賀川市におきまして、農畜産物集出荷

貯蔵施設を視察いたしました。「きゅうりん館」

と名付けられたこの施設は、夏秋きゅうりの一大

産地でありますこの地方一帯の発展を図るため設置されたものであります。ここでは、きゅうりの

荷受けから選別・出荷・一時貯蔵までを、コン

ピューター制による自動で行ております。こ

の施設によりまして、質の高いきゅうりの供給が

可能となるため、産地の規模拡大と農家所得の増

大に寄与することが期待されております。

次に、郡山市におきまして、県・市・町村・関係

団体が協力して設置した、県きのこ振興センター

を視察いたしました。ここでは、生産者への情報

発信や情報交換、県きのこ消費拡大への取組、

県林業試験場で開発された品種の実用化へ向けた

検査や優良種菌の供給等を行つており、その成果

が県内のみならず県外からも注目を集めております。

次に、猪苗代町で、農協のカントリー・エレベー

ターを視察いたしました。ここ特徴は、県のリ

ゾート地域景観形成条例の指定地域内にあるた

め、磐越自動車道からの磐梯山の眺望に配慮し

て、高さを通常の六〇%程度に抑制し、施設の色

調も彩度を落としたものとなつてゐることであります。

次に、同じ猪苗代町で、大区画ほ場を視察いたしました。この地区は、鹿道が狭く、水路も用排

水兼用であったため、ほ場としての条件が極めて

低い状況にありました。そこで磐越自動車道の建

設を契機に、平成四年度から五カ年にわたり、低

高齢化の進行等深刻な問題を抱えており、早急な

対策の確立が求められております。

本県で受けた主要な要望は、農業・農村政策の充

実強化、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策

等の推進、新食糧法下での水田農業の安定対策

農業農村整備の促進、林業の振興、水産業の振興

コスト化水田農業を目指すための大区画ほ場整備がなされているところであります。地元では、このほ場とカントリーエレベーターの活用が、安定的な良質米の生産に資するものと期待しております。

次に、山都町で、「飯豊とそばの里センター」を視察いたしました。町では、そばを核とした地域活性化に取り組んでおり、センターは、その一環として、昨年オープンしました。そば打ち体験等を通じて、そばに親しむ施設であります。地

元では、この施設が都市生活者との交流や新たな

産業の確立に寄与するものと期待しております。

福島県を辞しまして、新潟県に入りました。

本県は、農業の地位が高く、食料品製造業を合

わせた産出額は県内全産業の約七%を占め、基幹

産業と呼ぶにふさわしい水準にあります。米につ

いては、魚沼産コシヒカリ等の良質米の生産でよ

く知られておりますが、質ばかりでなく量も北海道に次ぐ第二位の生産を誇る、文字通りの「米どころ」であります。米の他にも、チユーリップの全国一、エリや枝豆の全国二位、本県産が大半を

占める洋梨のル・レクチエ等、特産品を中心に関

国上位の生産量を誇るものが多数あります。林業

におきましては、広大な県土を背景に、森林面積

は全国六位にあり、きのこ類の生産量は全国二位

であります。また水産業におきましては、南北に

長い海岸線が日本海に面し、また信濃川と阿賀野川があることから、海面漁業、内水面漁業とともに

あります。また水産業におきましては、南北に

中山間地域対策等、多くの深刻な問題を抱えてお

ります。

本県で受けた主な要望は、将来展望の持てる食

料・農業政策の展開、農業経営体成対策の充

実、食糧法に対応した生産・流通対策の充実、園

芸生産流通対策の充実、畜産物生産流通対策の充

実、農業農村整備対策の充実強化、林業振興施策

及び森林整備の推進、水産業振興施策の充実、農

山漁村地域活性化対策の充実等でありました。

以下、視察先の概要を申し上げます。

最初に、上川村におきまして、東蒲原郡森林組合を視察いたしました。東蒲原郡は県内で最も森林率の高い地域であります。しかし、手の高齢化等が原因で、森林管理の遅れが目立つてきているところであります。このような状況に対処して、この森組合は今年九月に広域合併を行い、郡内全域を活動区域といたしました。そして、公共工事用の木材製品の開発等を中心とした積極的な活動を行なう、健全経営を実現しているとのことであります。

次に、亀田町で、亀田郷土地改良区を視察いたしました。亀田郷は中蒲原郡亀田町を中心とした、信濃川及び阿賀野川に挟まれた一帯で、低湿地のために災害等で灌水状態になることが多く、早い時期から大規模排水施設の設置等の土地改良事業が渴望されておりました。大変な努力の結果、現在では排水施設も整備され、さらには農業支援情報システムも郷内に確立されて、豊かな穀倉地帯となっております。

次に、新潟市におきまして、県水産海洋研究所を視察いたしました。ここは現在、二隻の漁業指導船と佐渡・村上の二箇所に水産技術センターを所有し、漁業をはじめとして資源管理、増養殖、製造加工に係わる技術開発を積極的に推進するところで本県水産研究の拠点となっております。

次に、巻町におきまして、県農業大学校を視察いたしました。ここは昭和五五年以降一年制で担い手の教育にあたってきたところであります。意欲ある農業の担い手を確保・育成するため本年度から定員を拡大することとし、それに対応して生産実習施設、教育施設、学生寮を整備中であります。

最後に、高柳町におきまして、都市住民との交流、特産品の販売等の施設をもつ、第三セクター経営の「じょんのび村」を視察いたしました。この町は、急峻な山合に位置し、稻作が主体の純農村であります。昭和六〇年代から地域活性化に

取り組み、事業への町民の合意形成に努めてまいりました。核となる施設が完了した今年度

は、当初見込みの倍の約一四万人が訪れたとのことであり、県内外の地域活性化対策担当者の注目を集めています。

以上が福島、新潟両県における調査の概要であります。最後に、今回の調査に当たってお世話になりました方々に厚く御礼を申し上げまして報告を終わらせていただきます。

## ○第二班

第二班委員派遣について御報告申し上げます。

去る十一月十八日、十九日の両日、三浦委員、常田委員それに理事の私、一井の三名で、岡山、鳥取の両県におきまして、農林水産業の実情を調査してまいりました。

以下、その概要について御説明申し上げます。

最初に岡山県に参りました。本県の農業粗生産額は全国第二十四位とほぼ中位にあります。その内訳は、米が四十%、野菜・果実等が三十三%、畜産が二十六%とバランスの取れた構成になっています。最初に岡山県に参りました。本県の農業粗生産額は全国第二十四位とほぼ中位にあります。その内訳は、米が四十%、野菜・果実等が三十三%、畜産が二十六%とバランスの取れた構成になっています。畜産が二十六%とバランスの取れた構成になっています。

次に、新潟市におきまして、県水産海洋研究所を視察いたしました。ここは現在、二隻の漁業指導船と佐渡・村上の二箇所に水産技術センターを所有し、漁業をはじめとして資源管理、増養殖、製造加工に係わる技術開発を積極的に推進するところで本県水産研究の拠点となっております。

次に、巻町におきまして、県農業大学校を視察いたしました。ここは昭和五五年以降一年制で担い手の教育にあたってきたところであります。意欲ある農業の担い手を確保・育成するため本年度から定員を拡大することとし、それに対応して生産実習施設、教育施設、学生寮を整備中であります。

ることであります。

以下視察先の概要を申し上げます。

まず赤山高原に参りました。本県では赤山地方を酪農先進地域にすべく、昭和二十九年ジャージー牛を導入したところであり、現在約二千頭が飼われております。視察した中国四国酪農学校第二牧場は、ジャージー牛導入の中核的施設であります。ジャージー牛は小型で小規模經營に適するといわれ、牛乳の飲み味は濃厚で高価に取引されています。

次いで中国四国酪農学校に参りました。同校は、昭和四十年、中国及び四国の各県のほか、兵庫県を加えた広域行政圏の酪農後継者の養成施設として設立され、昨年十一月、三十周年記念として新しい本館が完成したところであります。教育期間は、二年間で、二年生になると、先進酪農家において、長期研修を行っており、また酪農ヘルパーの養成にも取り組んでいるところであります。卒業生の就職先を見ると、酪農後継者が約六割を占め、ほかに酪農ヘルパー等が二割強であります。蒜山のジャージー牛農家の半数は同校の卒業生のこととあります。地元酪農業の発展に大きな力となっております。

岡山県を後にして、鳥取県へ参りました。鳥取県は面積小さく、積雪など気象条件にも恵まれず、耕地面積の三分の二が中山間地域という不利な状況のもとにあります。水田整備率は、七十五%に達し、その他農地の流動化、特産品の開発等に取り組み、一戸当たりの農業所得は中国五県の中では最高とのことです。米、野菜、果実、畜産が農業粗生産のそれそれ四分の一といふバランスのとれた構成で、二十世紀なし、対応すべく高品質、高付加価値農業の積極的推進に努め、稲作の不耕起乾田直播やほ場の大区画化による稲作コストの削減、全国に先駆けた栽培基準の設定や認証マークの発行による有機無農薬農業、認定農業者に対する育成及び支援等に取り組んでいました。

とのことでありました。

本県の森林面積は県土の四分の三を占めるため、従来の原木産地から製品産地への脱皮を目指して努力がなされております。水産業について

は、水揚げ数量で全国第一位を誇っている境港を有することもあり漁獲量は全国第七位を占めおりますが、主力であるまいわしの減少、韓国船との漁場競合等に苦慮しているところであります。

当県での主な要望は、新たな農業基本法の制定、中山間地域施策の充実強化、輸入農水産物関連対策の拡充強化、国営事業及び農用地総合整備事業の促進、森林病害虫等防除対策の拡充強化、森林公共事業の促進、排他的経済水域の早期全面適用、新しい海洋法秩序下での水産業への支援、漁業基盤整備の促進であります。また関係団体との意見交換では、最近の農産物の輸入急増に対し、原産地表示品目の拡大が、水田農業に関して生産調整面積の現行維持とその実効確保が強く求められたところであります。

以下、視察先の概要を申し上げます。

まず、県中央部の北条砂丘に参りました。ここに開拓された砂丘畑では、全国で初めて県営畑地に

かんがい事業に着手し、畑地かんがい施設を導入するとともに、県営は場整備事業により畑地の基本盤整備を行った結果、不毛の砂丘地は優良農地に生まれ変わっております。現在では、ながいも、ぶどう、すいか等の特産物を栽培する砂丘地農業が確立され、なかでも、ながいもの作付け面積は

全国第二位であります。

次に大栄町の西高尾ダムを視察しました。昭和五十四年度から始まつた東伯農業水利事業は、三つのダムを建設し、大栄、東伯、赤崎の三町の農業用水を確保して、水田經營の安定化を図るところに普通畑及び樹園地の畑地かんがいを行なうもので、平成十七年の完成を目指しております。西高尾ダムを中心とした東部幹線水受路が平成五年度に完成しており、六年夏の干魃時には大いに効果を發揮したとのことであり、残る事業の早期円



配合飼料価格の引上げ等により畜産農家は大きな影響を受けていることから、畜産物の価格安定制度及び配合飼料価格安定制度の一層の充実強化並びに「畜産再編総合対策事業」等の各種補助事業の拡大を図ること。

#### (5) 中山間地域対策の充実強化について

中山間地域における多面的機能と国土・環境保全等公益的機能を踏まえ、生産活動維持のための我が国独自の所得補償制度の創設について検討するなど、中山間地域対策の充実強化を図ること。

#### 3 新食糧法下での水田農業の安定対策について

本県においては、世界貿易機関農業協定の実施や新食糧法の施行等、農業を取り巻く大きな情勢変化の中で本県農業の基幹である水田農業の安定を図るために、新食糧調整推進対策の円滑な推進とともに、新たな稻作生産構造の実現のための低コスト大規模稻作経営の育成のための直播栽培の普及定着化が緊急の課題となっています。國におかれましては、生産者の営農意欲を高め、稻作の扭い手育成を通じ、米の生産と価格の安定を図るため、下記の事項について特段の御高配をお願いいたします。

#### (1) 新生産調整推進対策について

ア 新生産調整推進対策の円滑な推進を図るために、農業者が自主的かつ積極的に生産調整に取り組めるよう助成金の増額、加算要件の簡素化等制度を見直すとともに、計画流通助成額の増額等、制度の充実強化を図ること。また、今年度の地域調整推進事業補助金(ともに補償金)については次年度の推進を図る観点から年内支払いに努めること。

イ 生産調整の積極的な推進を図る上で、米の生産の将来像を農業者に示す必要があることから、国において米の生産の将来構想を明確化すること。

ウ 米の需給は緩和基調にあるものの、備蓄米

の機動的運用や食糧援助の実施、加工用米の生産数量の増枠、「ミニマム・アクセス米の適切な処理等により、生産調整目標面積の拡大をしないこと。

#### (2) 水稲直播栽培の普及定着の促進について

米の生産の安定確保を図る上で、直播栽培は生産コストの低減と経営規模の拡大により稻作の担い手農家の育成を図ることができる革新的な技術であることから、二十一世紀に向けた新たな稻作構造の実現のため、直播栽培普及推進方針の樹立並びに直播栽培の導入促進のための条件整備及びリスク軽減措置の充実等、総合的な施策を創設すること。

#### 4 農業農村整備の促進について

農業農村整備事業は、農業生産から農村生活さらには地域の防災保全に及ぶ広範かつ多岐な分野にわたっており、農業者だけでなく農村居住者全体会の生活を向上させ、農業・農村の発展はもとより、バランスのある県土づくりのために極めて重要な役割を担っていることから、本県においては、「創ろう水と緑の住みよい農村」をキヤッチフレーズに「福島県第4次土地改良長期計画」一ふくしま新農村整備プラン」を策定し、その推進に努めているところであります。

#### 記

（1）農業生産基盤の整備について

農業生産に必要な土地や水資源を確保し、その整備水準を高め、生産性の向上を通じて農業生産の体質強化を図るとともに経営の規模拡大等構造政策を推進する「かんがい排水事業」、「ば揚整備事業」等の事業実施に必要な予算枠の確保を図ること。

（2）農村の生活環境の整備について

農村の快適な生活環境と定住条件を確保するため、生産基盤の整備と一体的に生活環境の整

備を図り、美しいむらづくりを進める「農道整備事業」、「農業集落排水事業」等の事業実施に必要な予算枠の確保を図ること。

#### 農地等の保全と管理について

農業生産を維持し、農村居住者の生命や財産を守る農地防災・保全施設等の整備及び土地改良施設の管理を行う「農地防災事業」等の事業実施に必要な予算枠の確保を図ること。

#### 5 林業の振興について

本県の森林は県土の七一%を占め、多面的機能の発揮により地域経済の発展や県民生活の向上に重要な役割を担っている一方、森林を支える林業・木材産業は経営コストの増大、国際競争の激化、林業労働者の減少及び高齢化などにより、厳しい状況におかれています。

このような中で、今後ますます多様化し高度化していく県民の期待にこたえ得る森林を整備し、林業・木材産業の活性化を図ることが極めて重要な課題となっておりますので、下記の事項について特段の御高配をお願いいたします。

#### 記

#### （1）林野公共事業の推進について

ア 会津地域の広大な森林地帯を森林・林業を中心とした総合的に開発するため、「大規模林業園開発林道事業」の予算枠の拡大を図ること。

イ 森林整備事業計画に基づいた森林整備事業（造林・林道）の計画的な推進を図るとともに、「あるさと林道緊急整備事業」については平成十年度以降も継続すること。

ウ 治山事業は県土の保全等に極めて重要な役割を果たしていることから、「第9次治山事業五箇年計画」に基づく事業実施のための予算枠の確保を図ること。

#### （2）木材の安定供給体制の整備について

木材の生産及び流通の円滑化を図るため、木材の安定供給の確保に関する特別措置法」が制定されたことを踏まえ、林業生産活動の活性化と林産加工体制の整備強化を地域が一体と

なって積極的に推進できるよう、関連施策の予算枠の確保を図ること。

#### （3）林業担い手育成強化対策の拡充について

林業担い手育成強化対策の拡充について育成確保法律」が制定されたことを踏まえ、「森林整備担い手育成確保総合対策事業」等の施策の拡充と必要な予算枠の確保を図ること。

#### 6 水産業の振興について

近年の水産業を取り巻く情勢は、国際的には漁業資源の持続的開発や生物の多様性の保全に対する取組み、さらには国連海洋法条約の批准に伴う新たな海洋秩序の構築が進んでいます。国内的には沿岸域の重要性が増加する中での漁業資源水準の低下や漁業就業者の減少と高齢化の進行などを大きく変動しております。

このような状況を踏まえ、本県においては、本年三月に二十一世紀を展望した新たな視野に立った水産業の振興を図るために、「第3次福島県水産業振興基本計画」を策定し、「豊かで魅力ある水産業の実現」に向けて各種の施策を積極的に展開しているところであります。計画の目標の実現を図るために、国におかれましては、次の事項について特段の御高配をお願いいたします。

#### （1）資源管理型漁業とつくり育てる漁業の推進について

豊かな漁業資源の実現に向けて、効率的かつ合理的に資源を利用する資源管理型漁業の定着化と種苗生産・放流によるつくり育てる漁業の一体的な推進によるつくり育てる漁業の「資源生産基盤」と漁村環境の整備について活力ある漁村の形成に向けて、漁業生産基盤

としての漁場や養殖場の整備・開発を進め、漁港施設や共同利用施設の整備を図るとともに快適で魅力ある漁村環境の整備の推進を図ること。

(3) 漁業・漁協経営の安定について

魅力ある生活の実現に向けて、漁家における経営改善、漁協等団体における経営基盤や指導体制の強化を図るとともに、次代の担い手となる若い漁業就業者の育成・確保を図ること。

(4) 内水面の高度利用について

内水面の高度利用の実現に向けて、環境の維持保全に努めつつ、水域の特性に応じた魚種の種苗放流を進め、河川・湖沼漁業の振興と遊魚による利用推進を図ること。

(5) 水産物の高度利用と高品質化について

高付加価値産業への転換に向けて、水産物の産地市場の流通機能を強化するとともに消費者ニーズに対応した新製品の開発等により消費の拡大等を図ること。

新潟県

当県の農林水産業行政につきまして、日頃格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

当県は、カット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う、新たな国境措置など、昨今の農林水産業をめぐる厳しい現状に対処するため、農林水産業の生産性の向上と体质強化を目指し、積極的に施策展開を図っているところであります。つきましては、当県が将来とも良質米を基幹とともに、豊かでゆとりある農山漁村づくりが進められますようお願い申し上げます。

平成八年十一月十九日

新潟県知事 平山 征夫

(1) 将来展望の持てる食料・農業政策の展開について  
大綱に基づく諸対策を強力に推進すること

と。

(2) 新たな国境措置の下で、農業者が明日に夢を持てる新しい農業・農村基本法を制定すること。

(3) 米の特例措置の将来方針を早期に明確にすること。

(2) 農業経営改善支援センターの活動強化を図ること。

(1) 新規就農者の研修や資本装備に対する支援など、新規就農者の確保・育成対策を充実すること。

(2) 市町村農業経営改善支援センターの活動強化を図るためのモデル育成策を創設するなど、経営感覚に優れた効率的・安定的な農業経営体を早期に育成するための施策を充実すること。

(3) 経営体の育成に向けて税制上の特例措置を拡充すること。

(4) 食糧法に対応した生産・流通対策の充実について

(1) 高品質・良食味米の低コスト生産に向け、當農支援体制を整備する施策を充実すること。

(2) 新たな用途開発に向けた試験研究を充実するなど、米の需要拡大対策を推進すること。

(3) 価格安定に配慮した儲蓄数量の弾力的な調整や機動的な調整保管の実施など、米の価格安定・流通対策を充実すること。

(4) 良食味米の生産や作柄の安定など適地適作に配慮したガイドラインを提示するとともに、地域産業との結び付きを基本とした加工用米制度の弾力的な運用、生産調整実施への優遇措置の充実など、生産調整対策が円滑に推進できるようになります。

(5) セーフガード(緊急輸入制限措置)の発動に関する検討を行なうなど、急増する輸入野菜への対応策を充実すること。

(6) 新たな園芸担い手の育成・確保のための支援策を充実すること。

(7) 園芸を核とした周年農業を実現するための支援策を充実すること。

(8) 農業整備担い手基金に係る地方財政措置を拡充するなど、森林・山村対策を継続すること。

(9) 水産振興施策の充実について

(10) 国連海洋法条約の批准に伴う漁獲可重量(TAC)制度の実施に当たっては、国と地方の適切な役割分担に基づく的確な対策を講じること。

(11) 水産業振興施設の充実について

(12) 水産業振興施設を充実強化すること。

(13) 水産業振興施設を充実強化すること。

(3) 園芸を核とした周年農業を実現するための支援策を充実すること。

(2) 農業整備促進支援策を充実強化すること。

(1) 中山間地域の農林漁業振興対策事業を充実強化すること。

(2) 農村休暇法に基づく農山漁村滞在型余暇活動への支援策を充実強化すること。

(3) 農地等の適切な保全・管理の確保と有効利用を促進するための制度の創設・拡充並びに関係法令を改正すること。

(4) 中山間地域に対する我が国独自の所得補償制度を検討するとともに、その実現に向けて國民的コンセンサスを形成すること。(当面の施設の創設)

(5) 新規就農者の経営定期までの所得補償制度を行なう市町村公会オペレーターに対する所得補償

(6) 農地管理を行う市町村公会オペレーターに対する所得補償

(7) 林業振興施策及び森林整備の推進について

(1) 林業経営の基盤強化、労働力確保及び木材流通の合理化等林業・木材産業等の活性化を図るため、林業労働力確保支援センターへの支援策を強化するなど、総合的対策を拡充すること。

(2) 平成九年度を初年度とする森林整備事業計画及び第九次治山事業五箇年計画の策定に当たっては、所要の事業費を確保するとともに、広葉樹資源の整備に向けた造林補助事業を創設するなど、地域の実情に即した制度を拡充すること。

(3) 森林整備担い手基金に係る地方財政措置を拡充するなど、森林・山村対策を継続すること。

(4) 水産業振興施設の充実について

(5) 国連海洋法条約の批准に伴う漁獲可重量(TAC)制度の実施に当たっては、国と地方の適切な役割分担に基づく的確な対策を講じること。

(6) 水産業振興施設を充実強化すること。

(7) 水産業振興施設を充実強化すること。

(8) 水産業振興施設を充実強化すること。

(9) 水産業振興施設を充実強化すること。

(10) 水産業振興施設を充実強化すること。

(11) 水産業振興施設を充実強化すること。

(12) 水産業振興施設を充実強化すること。

(13) 水産業振興施設を充実強化すること。

(1) 中山間地域の農林漁業振興対策事業を充実強化すること。

(2) 農村休暇法に基づく農山漁村滞在型余暇活動への支援策を充実強化すること。

(3) 農地等の適切な保全・管理の確保と有効利用を促進するための制度の創設・拡充並びに関係法令を改正すること。

(4) 中山間地域に対する我が国独自の所得補償制度を検討するとともに、その実現に向けて國民的コンセンサスを形成すること。(当面の施設の創設)

(5) 新規就農者の経営定期までの所得補償制度を行なう市町村公会オペレーターに対する所得補償

(6) 農地管理を行う市町村公会オペレーターに対する所得補償

(7) 林業振興施策及び森林整備の推進について

(1) 林業経営の基盤強化、労働力確保及び木材流通の合理化等林業・木材産業等の活性化を図るため、林業労働力確保支援センターへの支援策を強化するなど、総合的対策を拡充すること。

(2) 平成九年度を初年度とする森林整備事業計画及び第九次治山事業五箇年計画の策定に当たっては、所要の事業費を確保するとともに、広葉樹資源の整備に向けた造林補助事業を創設するなど、地域の実情に即した制度を拡充すること。

(3) 森林整備担い手基金に係る地方財政措置を拡充するなど、森林・山村対策を継続すること。

(4) 水産業振興施設の充実について

(5) 国連海洋法条約の批准に伴う漁獲可重量(TAC)制度の実施に当たっては、国と地方の適切な役割分担に基づく的確な対策を講じること。

(6) 水産業振興施設を充実強化すること。

(7) 水産業振興施設を充実強化すること。

(8) 水産業振興施設を充実強化すること。

(9) 水産業振興施設を充実強化すること。

(10) 水産業振興施設を充実強化すること。

(11) 水産業振興施設を充実強化すること。

(12) 水産業振興施設を充実強化すること。

(13) 水産業振興施設を充実強化すること。

(14) 水産業振興施設を充実強化すること。

(15) 水産業振興施設を充実強化すること。

(4) 地方公共団体が、地域の特性に応じて自主的	5 森林病害虫等防除対策の拡充強化について	4 国営事業及び農用地総合整備事業の促進について
(3) 農山村地域社会の活性化を図るために、農業・農村に対する国民の合意が得られる内容とする	6 林野公共事業の促進について	5 森林病害虫等防除対策の拡充強化について
(2) 自給率の向上とそれに応じる農業振興方策を明確にすること。	7 國連海洋法に基づく新たな海洋秩序の下での水産業への支援について	6 林野公共事業の促進について
(1) 農村の多面的な機能の維持、都市との共生による国土の均衡ある発展を図るために、農業・農村の果たす役割を明確にするとともに、農業・農村に対する国民の合意が得られる内容とする	8 新たな農業基本法の制定について	7 國連海洋法に基づく新たな海洋秩序の下での水産業への支援について
(4) 地方公共団体が、地域の特性に応じて自主的	9 漁業基盤整備の促進について	8 新たな農業基本法の制定について

(説明)	2 中山間地域対策の充実強化について	に施策を実施できるよう財政上の配慮をすること。
(説明)	3 輸入農林水産物の増加に係る関連対策の充実強化について	こうした中で、農林水産物の価格は、低迷又は伸び悩みの傾向で推移し、国内産地の衰退が懸念される状況にあります。
(説明)	4 国営事業及び農用地総合整備事業の促進について	については、国内産地の強化を図り、ひいては農業・農村の維持発展が図られるよう、下記のような関連対策の充実強化について格別の御配慮をお願いします。
(記)	5 森林病害虫等防除対策の拡充強化について	県土の約八割を占める中山間地域においては、近年、担い手の減少や高齢化が急速に進む中で、森林の管理水準の低下や耕作放棄地が増加し、集落そのものの崩壊が懸念されるなど、大変厳しい状況に直面しております。
(記)	6 林野公共事業の促進について	このような状況に対応するため、当県では平成七年度に「鳥取県中山間地域活性化基本方針」を策定するとともに、鳥取県型のデカッピング的施策として「中山間ふるさと保全施設」を創設するなど、早急に対策を講じようと考えておりますので、地元負担の軽減に留意しつつ、下記の事項について格別の御配慮をお願いします。

(1) 中山間地域が果たす公益的機能の意義について、国民的合意を得るべく全国的な普及啓発運動を展開し、世論の喚起に努めること。	(1) 輸入農林水産物の生産・流通動向の把握及び情報提供の強化を図ること。	4 国営事業及び農用地総合整備事業の促進について
(2) 中山間地域の定住条件の整備と地域の活性化を助長するため、産業の振興や生活環境の整備、国土・環境保全対策など、広範な分野にまたがる諸施策について、関係省庁が連携し総合的に展開すること。	(2) 輸入農林水産物の原産地表示の義務付けについて、品目の拡大及び加工品等も含めるよう制度とすること。	5 森林病害虫等防除対策の拡充強化について
(3) 中山間地域の市町村は財政力が弱い上に、過疎地域の指定を受けている市町村もあることから、過疎地域と同様の財政支援が行われるよう、所要の措置を講じること。	(3) セーフガードの発動について、実情に応じた迅速な対応を図ること。	6 林野公共事業の促進について
(4) 中山間地域が果たす公益的機能の重要性に着目し、この公益的機能の維持・永続の担い手となる個人や集落、団体に対して支援措置を講じること。	(4) 国営による大山山麓総合農地開発事業及び東伯かんがい排水事業は、当県農業の振興・近代化にかんがい排水事業は、当県農業の振興・近代化に欠くことのできない事業であり、関係市町においても、事業の早期完成を要望しております。	7 國連海洋法に基づく新たな海洋秩序の下での水産業への支援について
3 輸入農林水産物の増加に係る関連対策の充実強化について	5 森林病害虫等防除対策の拡充強化について	8 新たな農業基本法の制定について

農用地総合整備事業						
日 野	区 域 名	市 町 村 名	受 益 面 積 (ha)	期 間	間	平成八年度までの進度
日 南 町	東伯かんがい排水事業	大山山麓総合農地開発事業 中山町外一市六町	農地造成 細地かんがい一、七八六	昭和四十七年 平成十一年度	六六・二%	
		大栄町外二町		昭和五十四年 平成十七年度	六六・六%	
			二、九八〇	平成二年 平成九年	八七・三%	平成八年度までの進度

(説明)

5 森林病害虫等防除対策の拡充強化について

当県の松林は、民有林面積の約二割を占め、杉、桧と並ぶ重要な森林資源となっております。また防風、防潮、土砂流出防止、水源かん養等の公益的機能とともに海岸松林などは、景観の形成にも重要な役割を果たしております。しかしながら、当県の松くい虫被害は、松林面積の約六割にも及んでおり、その被害量は、昭和

(説明)

5 森林病害虫等防除対策の拡充強化について

五十四年度をピークとしてこれまで減少傾向にあったものの、平成六年、平成七年の夏季の高温・少雨等により平成六年度から一転して増加の傾向があります。

県としては松くい虫被害を防止するため、「松くい虫被害対策特別措置法(平成四年法律第十二号)」(平成八年度末で期限切れ)に基づき、平成四年度から五年間の「松くい虫被害対策実施計画」を策定し、計画的、総合的、効率的な被害対

策に取り組んでおります。

ついては、この貴重な松林資源を確保し、公益的機能等を維持増進していくための適切な森林病害虫等防除対策について、格別の御配慮をお願いします。

#### 6 林野公共事業の促進について

#### (次期森林整備事業計画及び第九次治山事業五箇年計画について)

(説明)

森林は、木材生産のみならず、国土の保全、水資源の涵養、保健休養の場の提供等多様な機能の発揮により、安全で快適な国民生活の実現に大きく寄与しています。しかしながら、県土の七四%を占める森林を取り巻く情勢は、林業採算性の低下、担い手の減少・高齢化、林道等基盤整備の立ち後れなど極めて厳しいものがあり、このまま推移すれば、森林の適正な管理に重大な問題が生じるものと懸念されます。

また、森林の大半は急しづんな地形で、自然災害を受けやすい状況にあるにもかかわらず荒廃地・荒廃危険地の整備は依然として低い水準にあります。さらに、近年は、激甚な山地災害に加えて地震、火山噴火等に起因する多様な災害が発生し、改めて国土保全の重要性が問い合わせられているところです。

ついては、森林・林業・山村地域の活性化を図ることとも、安全で緑豊かな国土を形成するため、下記事項について格別の御配慮をお願いします。

記

(1) 平成九年度を初年度とする「次期森林整備事業計画」を策定するとともに、その計画規模の大額な拡大を図り、森林保全整備事業及び森林環境整備事業を強力に推進すること。

(2) 平成九年度を初年度とする「第九次治山事業五箇年計画」を策定するとともに、その計画規模の大額な拡大を図り、治山事業を強力に推進すること。

#### 7 排他的経済水域の早期全面適用について

(説明)

本年七月二十日に国連海洋法条約が発効し、関連法が施行されたことにより、平成九年一月一日から漁獲可能量(TAC)制度が実施されるなど、我が国水産業は新しい時代を迎えようとしております。

このようなかで、我が国が主権と義務とを有する排他的経済水域において、水産資源の適正な管理と永続的な利用を図るため、日韓・日中渔业協定を早急に見直し、二百海里の排他的経済水域を、韓国、中国を含め全面適用するよう要望します。

8 国連海洋法に基づく新たな海洋秩序の下での水産業への支援について

(説明)

我が国においても、本年七月二十日に国連海洋法条約が発効し、関連法が施行されたことにより、平成九年一月から漁獲可能量(TAC)制度が実施されることとなり、我が国水産業は新しい時代を迎えることとなります。

古くから、国民に動物性たんぱく質を供給してきた水産業の役割は今後ますます重要なと考えておりますが、一方、新たな海洋秩序への移行により、水産業はかつてない転機を迎え、多くの問題に直面するものと懸念しております。

ついては、水産業が将来にわたって持続・発展していくための措置を講じらりますよう、格別の御配慮をお願いします。

記

(1) 漁業の構造再編、経営維持に係わる国の手厚い支援策を行うこと。

(2) 水産物の国内生産量に十分配慮した輸入対策を行ふこと。

(3) 中長期的な水産物の需要見通しと計画を策定すること。

(4) 地域の特性に十分配慮した弾力的な水産振興支援策を行うこと。

#### 5 現行の沿岸漁業等振興法の見直し、拡大等、漁業基盤整備の促進について

(説明)

当県の沿岸は、単調な砂浜海岸が多くを占め、有用な水産資源の再生産や漁場形成に恵まれず、また、冬期風浪による出漁の制約等漁業生産活動が厳しい自然条件によって阻害されやすい状況にあります。

このようなかで、安定的な漁業生産活動の場を確保することは、従来にも増して重要な課題となっています。

ついては、漁業生産基盤の総合的な整備水準の向上を図るために、下記事項について格別の御配慮をお願いします。

記

(1) 沿岸漁場の総合的な整備開発を促進するため、第四次沿岸漁場整備開発計画の着実な進展を図ること。

(2) 漁業生産・流通拠点としての漁港の安全性、機能性の一層の向上を図るため、第九次漁港整備長期計画の着実な進展を図ること。

(3) 漁業生産・流通拠点としての漁港の被害防止とともに、利用され親しまれる海岸環境の創出の観点から、第六次海岸事業五箇年計画の着実な進展を図ること。

鳥取県農業協同組合中央会  
鳥取県農政農業政策議会  
本県農業・農村の振興については、格別のご指導・ご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、農業・農村は、農業労働力の高齢化や減少、WTO体制のもとでのミニマム・アクセス米をはじめとする農畜産物輸入の増大、新食糧法における新生産調整推進対策の実施など様々な課題

を抱えています。

このようなかでJAグループとしては、農業者ならびに組合員の営農と生活を守るために、鋭意努力をしておりますが、その対応に苦慮しているところであります。

つきましては、今後の農業の振興と農村の活性化のため下記事項の実現について格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

9 漁業基盤整備の促進について

(説明)

当県の沿岸は、単調な砂浜海岸が多くを占め、有用な水産資源の再生産や漁場形成に恵まれず、また、冬期風浪による出漁の制約等漁業生産活動

が厳しい自然条件によって阻害されやすい状況にあります。

このようなかで、農業・農村の役割と機能を明確に位置付けるとともに、食糧自給率の向上を前提に農業の振興と農村の活性化を図るため、農業者・農業・農村の道しるべとしての「農業・農村振興基本法(仮称)」の制定を促進すること。

また、食糧自給率の向上のための具体的な方策を明示すること。

1 農業・農村振興基本法(仮称)の制定促進について

わが国経済・社会における農業・農村の役割

と機能を明確に位置付けるとともに、食糧自給率の向上を前提に農業の振興と農村の活性化を図るため、農業者・農業・農村の道しるべとしての「農業・農村振興基本法(仮称)」の制定を促進すること。

また、食糧自給率の向上のための具体的な方策を明示すること。

2 JAグループの組織整備について

全国連と県連の統合を可能とする法的整備と、統合に伴う課税面での特例措置を講じること。

Aの機能として農業経営が行えるよう関係法の整備を行うこと。

また、農業の担い手の減少や高齢化に伴い荒廃地が増大する中で、農地の維持管理のためJAの機能として農業経営が行えるよう関係法の整備を行うこと。

3 水農業対策について

生産調整面積の現行維持と実効確保対策の充実

① 九年度の生産調整の面積については、現行以上に拡大しないこと。

② 生産調整の円滑な推進に向け、生産調整への助成の充実や制度的な実効確保措置の充実、推進体制の確立など国の責任ある対応を強化すること。

② 在庫対策の早急な実施と適正な備蓄・調整保管数量の決定

① ミニマム・アクセス輸入米については、

国産米の需給に影響を与えないよう処理するとともに、需給の改善に資するよう、政府米在庫を計画的に処理すること。  
② 備蓄・調整保管数量は、生産者・JAグループの過大な負担につながらないよう適正に決定すること。

③ 世界の食料不足に対し、WTO体制下での我が国の国際貢献対策として、世界食糧備蓄機構(仮称)の創設に着手すること。

(3) 現行を基本とした政府買入価格の決定と買入数量の確保

① 九年産米の政府米買入価格は、現行を基本に決定すること。決定にあたっては、生産調整の実効の担保や所得の安定的確保に資する対策を講ずること。

② 政府買入数量は、百五十万トンを基本に適正に決定すること。

③ 政府米の銘柄区分の設定は、現行との連動に配慮し、適切に設定すること。

(4) 食糧法の適切な運営のための十分な予算の確保

生産調整対策、在庫対策、備蓄・調整保管対策、米需要拡大対策、計画流通米対策等に要する十分な予算を確保すること。

WT.O体制のもとでの農畜産物の輸入が増大しており、わが国農業は大きな影響を受けている。一方消費者に対しては、国産品が適切に選択しうる情報の提供が重要となつていて。ついては、輸入農畜産物(加工品の原材料を含む)の原産地表示の義務付けについて所要の措置を講じること。

鳥取県森林組合連合会  
我が国の森林・林業を巡る状況は、材価の低迷、林業労働力の減少・高齢化、さらには製品を中心とする外材の輸入増で、木材自給率二〇%の維持すら懸念される等、まさに危機的様相を呈しております。特に、長引く材価の低迷は林業再生産の大きな足枷となり、林家は経営意欲を失い施

業放棄に追い込まれようとしております。このままの状況が続くなれば、手入れ不足の森林の増加で国土保全上由々しい問題を生ずるばかりではなく、山村の存立基盤を揺るがすことさえ懸念されます。

ようやく利用期に達しようとしている森林資源を活かし、来るべき国産材時代を現実のものとするとともに、森林の有する様々な公益的機能に対する国民的期待に応え、多様で質の高い森林整備を進めるには、林業生産基盤の整備、担い手の育成確保、国産材の安定供給体制の整備等、山積する課題の克服に向け取組みを強化することが必要です。

また、本年は林野三法の実行に加え、森林組合合併助成法、松くい虫被害対策特別措置法の期限切れ、森林整備事業計画等の策定等重要な年であります。私ども森林組合系統では流域を単位に、地域林業の中核となるべく努力しておりますが、現下の厳しい状況を自らの努力のみで克服することは極めて困難です。

つきましては、林業、山村活性化に向けて取組みを強化するとともに、この一層の推進を図るために、下記事項の実現に特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

4 輸入農畜産物の原産地表示の充実について

WT.O体制のもとでの農畜産物の輸入が増大しており、わが国農業は大きな影響を受けている。一方消費者に対しては、国産品が適切に選択しうる情報の提供が重要となつていて。ついては、輸入農畜産物(加工品の原材料を含む)の原産地表示の義務付けについて所要の措置を講じること。

1 国産材の利用促進  
(1) 公共建築物の木造化等の推進  
(2) 間伐・小径材の利活用の積極的な展開  
(3) 国産材の新用途開発及び耐震性を含めた国産材住宅の良さのPR

2 林業労働力対策の拡充  
(1) 相続税負担の軽減  
① 「立木一代一回課税」制度の創設  
② 相続税財産評価額の軽減

③ 相続税評価における倍率の引き下げ  
④ 所得税負担の軽減

① 山林所得の特別控除額の引き上げ  
② 山林所得の概算経費控除率の引き上げ  
④ 森林病害虫等防除対策の拡充強化

#### 鳥取県漁業協同組合連合会

百三十六回通常国会において、我々漁業者の悲願でありました国連海洋法条約の批准、及び関連水産四法案の可決承認、決議採択にはご尽力を賜り、衷心より感謝申し上げる次第であります。

ご高承の通り、二百海里排他的經濟水域の設定・施行・実施に当つては、日韓・日中漁業協定の見直し、新たな協定の締結が急務とされており、つきましては、これが早期解決に向け一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

又、二百海里体制の本格実施と資源管理のための漁獲可能量(TAC)制度という新たな仕組みが我が漁業に導入され、生産体制の大きな変革を迎えることとなります。よって現行の漁業制度の見直しと併せ、抜本的漁業経営・振興対策を講じていただきたく、下記事項について要望いたします。

つきましては、百九年度予算の確保を併せており、衷心より感謝申し上げる次第であります。

つきましては、これが早期解決に向け一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、これが早期解決に向け一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 二百海里排他的經濟水域を早期に全面設定・全面適用すること。

1 韓国・中国との新漁業協定の早期締結を図ること

1 二百海里排他的經濟水域を早期に全面設定・全面適用すること。

1 新漁業協定体制移行までの間の違反操業の取締り強化を図ること

1 TAC制導入に伴う減収補填、国主導による生産構造再編整備を促進すること

2 漁業基本法を制定し水産諸施策を拡充すること

3 漁業経営安定対策、流通・加工対策等、水産業の総合的な振興対策を促進するため「基金」を創設すること。

鳥取県土地改良事業団体連合会  
農業農村整備事業の推進に当たりましては、平

素、深いご理解とご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

本連合会といたしましては、県及び会員相互の連携のもと積極的に農業農村整備事業の推進、土地改良区の育成強化対策に取り組んでいるところであります。

つきましては、下記事項の実現について格別のご配慮を賜りますようお願いします。

1 農業農村整備事業の予算確保について  
2 土地改良区に対する公的支援について  
3 農業用道路及び水利施設等の維持管理主体である土地改良区は、農産物価格の低迷や、農業従事者の高齢化等により組織が脆弱化し、今後における施設の適正な機能の維持に支障を生じております。

つきましては、国土・環境保全などの公益的機能をも有する施設の維持管理を行う土地改良区に對しより一層の公的支援の充実をお願いします。

農業用道路及び水利施設等の維持管理主体である土地改良区は、農産物価格の低迷や、農業従事者の高齢化等により組織が脆弱化し、今後における施設の適正な機能の維持に支障を生じております。

つきましては、国土・環境保全などの公益的機能をも有する施設の維持管理を行う土地改良区に對しより一層の公的支援の充実をお願いします。

第一七七号 新たな農業・農村基本法の制定に関する請願  
第一七八号 林野公共事業の促進に関する請願  
第一七九号 林野公共事業の促進に関する請願  
八号)

十二月十三日本委員会に左の案件が付託された。  
1、新たな農業・農村基本法の制定に関する請願(第一七七号)  
2、林野公共事業の促進に関する請願(第一七八号)  
八号)

第一七七号 平成八年十二月四日受理  
新たな農業・農村基本法の制定に関する請願

請願者 新潟市寄居町七〇四ノ二 嵐嘉明  
紹介議員 吉川 芳男君

農業基本法が制定されて三十五年が経過したが、この間、農林漁業・農山村を取り巻く状況は、担い手の高齢化や後継者不足、生産基盤と生活基盤の整備の立ち後れ、中山間地域を中心とした過疎化の進行、さらにはガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意という新たな事態を迎えるなど大きく変化している。一方、我が国の穀物自給率は先進国の中でも極めて低い水準にあり、多くの食料を外国に依存している。ついては、農業・農村が安定的継続的に発展していくよう、次の事項を盛り込んだ新たな農業・農村に関する基本法を制定されたい。

一、食料自給率の維持向上を基本とした食料・農業・農村政策の確立

二、国土環境の保全や地域経済の安定などの農業・農村の多面的機能の維持増進

三、新たな国境措置の下での農産物の需給・価格安定のための措置

四、国際化時代に対応した農業経営の体質強化や担い手育成のための措置

五、中山間地域など条件不利地域への我が国独自の所得補償制度の創設

六、資源有効利用による環境に優しい農林水産業の推進

七、以上の政策を総合的に推進するために必要な財源の確保

第一七八号 平成八年十二月四日受理  
林野公共事業の促進に関する請願

請願者 新潟市寄居町七〇四ノ二 星野伊佐夫

紹介議員 吉川 芳男君

森林・林業を取り巻く環境は厳しく、平成八年四月、いわゆる林野三法の成立を契機として、林業経営の安定化、労働力の確保、木材供給体制の整

備と需要の拡大など、諸施策の総合的・計画的な推進が求められている。新潟県においても来るべき国産材時代に対応し、森林に対する多様な要請にこたえるため、広葉樹資源の整備・活用や雪森林施設の効率化、山村の定住条件の改善にも資する林道事業の推進など、林業の振興と森林の整備が求められている。一方、本県は豪雪地帯に位置し、せい弱な地層と急しゅんな地形から土砂崩壊、地滑り、雪崩など山地に起因する災害が発生しやすい。また、六百キロメートルを超える海岸線を有し、冬期季節風による海岸浸食、飛砂や強風被害の進行などから治山事業の一層の推進が求められている。ついては、平成九年度から始まる森林整備事業計画及び第九次治山事業五箇年計画において現計画を大幅に上回る投資規模を確保し、林業の着実な発展と国土の保全など森林の持つ公益的機能を高度に發揮させるため、林野公共事業を強力に推進されたい。

二月十六日本委員会に左の案件が付託された。  
一、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案  
二、農業協同組合法等の一部を改正する法律案  
三、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案

十二月十六日本委員会に左の案件が付託された。  
一、農業協同組合連合会がその信用事業(この事業に附帯する事業を含む)並びに同条例第十条第一項第一号及び第二号の事業(これら

の事業に附帯する事業を含む)並びに同第六項から第九項までの事業をいう。以下同じ。)の全部を農林中央金庫に譲り渡し、当該信用事業の全部を農林中央金庫が譲り受けることをいう。

## 第二章 合併

### (合併)

第三条 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会とは合併を行うことができる。この場合において、合併後存続する法人は、農林中央金庫とする。

### (合併契約書の承認)

第四条 農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会は、合併を行うには、合併契約書を作成して、それぞれ総会の承認を受けなければならない。

2 農林中央金庫における前項の承認の決議(以下「合併決議」という)については、総出資者(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資者を除く。以下同じ)の半数以上が出席し、その議決権の四分の三以上の多数による議決を必要とする。

3 農林中央金庫は、合併決議を総代会で行うこ

とができる。この場合には、総代の半数以上が出席し、その議決権の四分の三以上の多数によることにより、農業者の協同組織を基盤とする系統団体による金融業務の効率化及び健全な運営の確保を図り、もって国民経済の発展に資することを目的とする。

（定義）  
第二条 この法律において「信用農業協同組合連合会」とは、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第一号及び第二号の事業を併せて行う農業協同組合連合会をいう。

2 この法律において「事業譲渡」とは、信用農業協同組合連合会がその信用事業(農業協同組合法第十条第一項第一号及び第二号の事業(これら

の事業に附帯する事業を含む)並びに同第六項から第九項までの事業をいう。以下同じ。)の全部を農林中央金庫に譲り渡し、当該信

用事業の全部を農林中央金庫が譲り受けることをいう。

## 第六条

農林中央金庫は、総代会において合併決議をしたときは、当該決議の日から十日以内に、出資者協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資者を除く。以下同じ。)に当該決議の内容を通知しなければならない。

（農林中央金庫の総代会における合併決議の通知）  
第六条 農林中央金庫は、総代会において合併決議をしたときは、当該決議の日から十日以内に、出資者協同組織金融機関の優先出資者に関する法律に規定する優先出資者を除く。以下同じ。)に当該決議の内容を通知しなければならない。

2 出資者が総出資者の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して、総代会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から三週間以内に総代会を招集すべきことを決しない。

3 前項の請求の日から一ヶ月以内にしなければならない。

4 第一項の通知に係る事項についての前二項の総代会の承認の決議については、第四条第二項の規定を準用する。

5 第二項又は第三項の総代会において第一項の通

知に係る事項を承認しなかつた場合には、当該

第一条 この法律は、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案

第一章 総則(第一条・第二条)  
第二章 合併(第三条—第十七条)  
第三章 事業譲渡(第十八条—第二十四条)  
第四章 雑則(第二十五条—第二十八条)  
附則(目的)

第一章 総則





資者組合の決議の不存在又は無効確認の訴え

三 商法第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで(取締役に対する訴え)(同法第二百八十九条第一項「監査役への適用」において準用する場合を含む) 理事長、副理事長、理事及び監事の責任を追及する訴え

四 商法第三百八十一条(株式会社の資本減少の無効の訴え) 資本減少の無効の訴え

之

農業協同組合法等の一部を改正する法律案

(農業協同組合法の一部改正)

第一条 農業協同組合法(昭和二十一年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「百分の十五」を「百分の二十」に改め、同条第二十三項第一号中「で政令で定めるもの」を削り、同条第二十五項中「同項及び」を「同項、第二項及び」に改め、同条第二十六項中「同項及び」を「同項、第二項及び」に、「外」を「ほか」に改める。

第十二条第一項中「どうか」の下に「剩余金の処分の方法が適当であるかどうか」を加え

第三十条第十項中「この項」の下に「及び次条第二項」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第三十条の二 組合は、定款の定めるところにより、役員として、理事及び監事のほか、経営管理委員の定数は五人以上とし、そのすべてが組合員でなければならない。

経営管理委員を置くことができる。

前条第二項の規定にかかるわらず、三人以上とする。

前項の組合の理事は、前条第三項及び第九項の規定にかかるわらず、経営管理委員会が選

任する。  
前条第十項の規定は、第三項の組合には、適用しない。

第三十一条の次に次の二条を加える。

第三十一条の二 第三十条の二第三項の組合の理事は、他の組合若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。

経営管理委員は、理事、監事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

第三十二条中「理事会は」の下に「(第三十一条の二の第三項の組合にあつては、経営管理委員会が決定するところに従い、)」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第三十三条の二 経営管理委員会は、この法律で別に定めるもののほか、組合の業務の基本方針の決定、重要な財産の取得及び処分その他の定款で定める組合の業務執行に関する重要事項を決定する。

経営管理委員会は、理事をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

理事会は、必要があるときは、経営管理委員会を招集することができる。

前項の規定による招集については、商法第二百五十九条ノ二の規定を準用する。

経営管理委員会は、理事が次条第一項の規定に違反した場合には、当該理事の解任を総会に請求することができる。

経営管理委員会は、総会の日から七日前までに、前項の規定による請求に係る理事に解任の理由を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えないければならない。

第五項の規定による請求につき同項の総会において出席者の過半数の同意があつたとき

は、その請求に係る理事は、その時にその職を失う。

第三十三条第一項中「及び総会」を「並びに組合員(准組合員を除く。)は、総組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から理事の解任を請求することが

理事が第三十六条第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、理事がその記載、登記又は公告をしたことについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第三十四条中「理事会」の下に「(第三十条の二の第三項の組合にあつては、経営管理委員会)」を加える。

第三十五条第二項中「及び理事会」を「理事会及び経営管理委員会」に改め、同条第四項中「債権者は」の下に「いつでも、理事に対し」を加え、「掲げる書類」を「の書類」に改め、「閲覧」の下に「又は謄写」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

第三十八条第一項中「役員」の下に「(第三十条の二の第三項の組合にあつては、理事を除く。)」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「理事の全員」の下に「経営管理委員の全員」を「改選」の下に「又は解任」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を「改選」の下に「又は解任」を、「理事」の下に「(第三十条の二の第三項の組合にあつては、経営管理委員。以下この条において同じ。)」を加え、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「第四十三条の四」を「第四十三条の四第一項」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第六項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「第四項」を「第五項」に改め、同条第一項の次に次の二条を加える。

第三十条の二第三項の組合にあつては、組合員(准組合員を除く。)は、総組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から理事の解任を請求することが

第三十九条を次のように改める。

第三十九条 理事、経営管理委員及び監事については、商法第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項、第二百五十八条第一項及び第二百六十七条から第二百六十八条ノ三までの規定を、理事及び経営管理委員については、同法第二百六十九条の規定を準用する。

理事については、民法第五十五条並びに商法第二百六十一条、第二百六十二条及び第二百七十二条の規定を、経営管理委員について

は、同法第二百六十九条の規定を準用する。

第三十九条第一項二於監事三付テ准用スル第一項第一項」と、同法第二百七十七条第一項

の規定を削り、同項の次に次の二条を加える。

第三十二条中「及び理事会」を「並びに

第三十三条第一項中「及び総会」を「並びに組合員(准組合員を除く。)は、総組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から理事の解任を請求することが

第三十条の二第三項の組合にあつては、組合員(准組合員を除く。)と、同条第二項中の「理事若ハ経営管理委員」と、「第二百六十七条第一項」とあるのは、「農業協同組合

法第三十九条第一項二於監事三付テ准用スル第一項第一項」と、同法第二百七十七条第一項

第十八条中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と読み替えるものとする。  
理事会及び経営管理委員会については、商法第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで、第二百六十条ノ二、第二百六十条ノ三並びに第二百六十条ノ四第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、経営管理委員会について準用する場合には、同法第二百六十条ノ三第二項中「取締役」とあるのは、「理事又ハ経営管理委員」と読み替えるものとする。

第四十条第一項中「又は役員」の下に「(第三十条の二第三項の組合にあつては、理事を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「選挙し、又は」を「選挙し、若しくは」に改める。  
第四十二条中「理事」の下に「、経営管理委員」を加える。

第四十三条の四中「理事会に」を「理事会(第三十条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会。以下この項において同じ。)」に改め、「に」に改める。

第四十四条第一項中「理事の」を「理事(第三十条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員。以下この項において同じ。)」の「に」に改め、「同条に次の一項を加える。

第三十条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員及び監事の職務を行う者がないとときは、理事は、総会を招集しなければならない。

第四十七条中「第二百三十一条」の下に「第二百三十七条ノ三」を加え、後段を次のように改める。

この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「農業協同組合法第四十三条の五第三項」と、商法第二百三十一条中「取締役会」とあるのは、「理事会(農業協同組合法第三十条の二第三項ノ組合ニ在リテハ経営管理委員会)」と、同法第二百三十七

条ノ三中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「農業協同組合法第四十三条の五第三項」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同法第二百四十七条第一項及び第二百四十九条第一項(同法第二百四十九条第一項「同法第二百五十一条において準用する場合を含む。」中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする)。

第四十八条第七項中「第十六条第二項」を削る。  
第四十九条第一項中「作らなければならぬ」を「作成し、かつ、組合の債権者の閲覧に供するため、これらを主たる事務所に備えて置かなければならぬ」に改める。  
第五十条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項中「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

第五十一条第一項中「十分の一」の下に「(第十条第一項第二号の事業を行う組合については、五分の一)」を加え、同条第二項中「二分の一」の下に「(第十条第一項第二号の事業を行う組合にあつては、出資総額)」を加える。

第五十四条に次の一項を加える。

全国の区域を地区とする農業協同組合連合会(次項において「全国連合会」という。)は、

その会員たる農業協同組合連合会と合併したときは、前項の規定にかかるらず、当該会員の持分を取得することができる。

全国連合会が前項の規定によりその会員の持分を取得したときは、速やかに、これを処分しなければならない。

第五十七条第一項中「理事」の下に「若しくは、理事を除く。」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第六十九条に後段として次のように加える。  
この場合において、商法第四百十五条规定によつて設立する組合が第三十条の二第三項の組合であるときは、「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

第六十九条に次の一項を加える。  
この場合において、商法第四百十五条规定によつて設立する組合が第三十条の二第三項の組合であるときは、「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

第七十二条第二項中「第七十二条の二」を

「第七十二条の二」に改める。

第七十二条第二項中「前項」を「第一項」に

改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

第三十条の二第三項の組合の清算人は、前

項の承認を求める場合には、あらかじめ、決算報告書について経営管理委員会の承認を受けるなければならない。

第六十六条第一項中「因つて」を「よつて」に、「適任」を「選任」に、「役員」を「役員」に改め、同条に次の一項を加える。

第六十七条第一項の規定による経営管理委員の選任に

読み替えるものとする。

第六十八条第一項中「因つて」を「よつて」に、「適任」を「選任」に、「役員」を「役員」に改め、同条に次の一項を加える。

第六十九条に後段として次のように加える。

この場合において、商法第四百十五条规定によつて設立する組合が第三十条の二第三項の組合であるときは、「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

第七十条第一項中「因つて」を「よつて」に、「適任」を「選任」に、「役員」を「役員」に改め、同条に次の一項を加える。

第六十九条に後段として次のように加える。

この場合において、商法第四百十五条规定によつて設立する組合が第三十条の二第三項の組合であるときは、「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

第七十一条第二項中「第七十二条の二」を

「第七十二条の二」に改める。

第七十二条第二項中「前項」を「第一項」に

改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

第三十条の二第三項の組合の清算人は、前

項の承認を求める場合には、あらかじめ、決算報告書について経営管理委員会の承認を受けるなければならない。

第六十三条の二に後段として次のように加え

る。

この場合において、同条第二項中「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

第六十六条第一項中「因つて」を「よつて」に、「適任」を「選任」に、「役員」を「役員」に改め、同条に次の一項を加える。

第六十七条第一項の規定による経営管理委員の選任に

読み替えるものとする。

第六十八条第一項中「因つて」を「よつて」に、「適任」を「選任」に、「役員」を「役員」に改め、同条に次の一項を加える。

第六十九条に後段として次のように加える。

この場合において、商法第四百十五条规定によつて設立する組合が第三十条の二第三項の組合であるときは、「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

第七十条第一項中「因つて」を「よつて」に、「適任」を「選任」に、「役員」を「役員」に改め、同条に次の一項を加える。

第六十九条に後段として次のように加える。

この場合において、商法第四百十五条规定によつて設立する組合が第三十条の二第三項の組合であるときは、「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

第七十一条第二項中「第七十二条の二」を

「第七十二条の二」に改める。

第七十二条第二項中「前項」を「第一項」に

改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

第三十条の二第三項の組合の清算人は、前

項の承認を求める場合には、あらかじめ、非

出資組合にあつては財産目録及び財産処分の

方法、出資組合にあつては財産目録、貸借対

照表及び財産処分の方法について経営管理委員会の承認を受けなければならない。

第五十七条第一項中「理事」の下に「若しくは、理事を除く。」とあるのは「役員」と

読み替えるものとする。

第七十二条第二項中「前項」を「第一項」に

改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

第三十条の二第三項の組合の清算人は、前

項の承認を求める場合には、あらかじめ、非

出資組合にあつては財産目録及び財産処分の

方法、出資組合にあつては財産目録、貸借対

照表及び財産処分の方法について経営管理委員会の承認を受けなければならない。

第七十二条第二項中「前項」を「第一項」に

改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

第三十条の二第三項の組合の清算人は、前

項の承認を求める場合には、あらかじめ、非

出資組合にあつては財産目録及び財産処分の

方法、出資組合にあつては財産目録、貸借対照表及び財産処分の方法について経営管理委員会の承認を受けなければならない。

第七十二条第二項中「前項」を「第一項」に

改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

第三十条の二第三項の組合の清算人は、前

項の承認を求める場合には、あらかじめ、非

出資組合にあつては財産目録及び財産処分の

方法、出資組合にあつては財産目録、貸借対

照表及び財産処分の方法について経営管理委員会の承認を受けなければならない。

会及び經營管理委員会」に、「第四十三条の四中「理事」とあるのは「会長、副会長及び理事」を「第四十三条の三第二項中「理事会(第三十条の二第三項の組合にあつては、經營管理委員会。以下この項において同じ。)」とあるのは「会長」と「理事会は」とあるのは「会長は」と、第四十三条の四第一項中「理事(第三十条の二第三項の組合にあつては、經營管理委員会。以下この項において同じ。)」とあるのは「会長、副会長及び理事」と「理事が」とあるのは「会長、副会長及び理事」を「理事が」である。

第十一条の二第二項中「理事(第三十条の二第三項の組合にあつては、經營管理委員会。以下この項において同じ。)」とあるのは「会長、副会長及び理事」を「理事が」である。

第七十三条の二十一第四項中「理事」の下に「又は經營管理委員」を加える。

第七十三条の二十三第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「理事」の下に「又は經營管理委員」を加え、同条第四項中「前条第四項」を「同条第四項」に改める。

第七十三条の二十四第一項中「前条第二項第二号」を「同項第二号」に改め、同条第二項中「選任による代議員」を「選任による代議員」に改め、「理事」の下に「若しくは經營管理委員」を加え、「こえる」を「超える」に改める。

第七十三条の二十五第三項中「理事」を「理事又は經營管理委員」に、「理事又は」を「理事若しくは經營管理委員又は」に改める。

第八十九条中「第七十二条の二、第七十三条第四項又は」を「第七十二条の二第一項又は第七十三条第四項若しくは第七十二条の二」に改める。

第九十三条第二項中「主務大臣は、第十条第一項第二号の事業を行つ農業協同組合連合会」を「行政庁は、組合」に、「又は信用事業規程」を「行政事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業經營規程」に、「當該農業協同組合連合会」を「當該組合」に改め、同条第三項及び第四項中「農業協同組合連合会」を「組合」に改める。

第九十四条第五項中「主務大臣」を「行政事業協同組合連合会」を「組合」に、「當該農業

協同組合連合会」を「當該組合」に改める。

第九十八条第一項中「行政庁」を「行政

府県知事が指定した農業協同組合」を「第十一条第二項の事業を行う組合」に改める。

第一百条第二項中「第十一条第一項第二号の事業を行つ農業協同組合連合会」を「組合」に改め、同号の次に「行う農業協同組合連合会」を「組合」に改める。

第一百一条第五号中「第三十八条第五項」を「第三十二条の二第六項、第三十八条第六項」に改め、同号の次に「超える」を加える。

五百の一 第三十二条の二第一項又は第二項（第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第一百一条第七号の二中「第三十九条」を「第三十九条第二項」に改め、同条第七号の三中「第三十九条若しくは第七十二条の二」を「第三十九条第三項若しくは第七十二条の二の二」に、「又は第七十二条の二」を「第七十二条の二第一項又は」に改め、同条第八号中「第四十三条の四」を「第四十三条の四第一項」に、「第三十八条第四項」を「第三十八条第五項」に、「第七十二条の二の二」に改め、「含む。」の下に「第四十二条の二」において準用する場合の二において準用する場合を含む。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

八の二 第四十七条又は第五十八条第七項において準用する商法第二百三十七条ノ三の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

第一百一条第一項第二号の事業を行う組合（政令で定める規模に達しない農業協同組合を除く。）の監事の互選をもつて常勤の監事を定めなければならない。

第十一条第一項第二号の事業を行う組合（政令で定める規模に達しない農業協同組合を除く。）は、監事の互選をもつて常勤の監事を定めなければならない。

前項の書類については、監事の監査を受けなければならない。

理事会は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、第一項の附属明細書を監事に提出しなければならない。

理事会は、通常総会の日の七週間前までに、第一項の書類（附属明細書を除く。）を監事に提出しなければならない。

前項の監査報告書については、商法第二百八十二条ノ三第二項の規定を準用する。この場合において、同項第九号中「第二百八十二条第一項」とあるのは「農業協同組合法第三十六条第一項」と、同項第十号中「取締役」とあるのは「理事及經營管理委員」と読み替えるものとする。

理事会は、監査報告書を添えて第一項の書類を通常総会に提出しなければならない。

理事会は、通常総会の日の二週間前から、第一項の書類及び監査報告書を五年間主たる事務所に、その副本を三年間從たる事務所に備えて置かなければならない。

組合員及び組合の債権者は、いつでも、理事に対し前項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

第一項の事業報告書、貸借対照表、損益計

一人以上は、当該各号に定める者以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合又はその子会社（組合が株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式又は有限会社の百分の五十を超える出資口数を有する場合における当該株式会社又は有限会社をいう。次項において同じ。）の理事若しくは取締役又は使用人でなかつたものでなければならぬ。

第三十六条 理事は、事業年度ごとに、非出資組合にあつては事業報告書及び財産目録を、出資組合にあつては事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び附屬明細書を作成し、理事会及び經營管理委員会の承認を受けなければならない。

前項の書類については、監事の監査を受けなければならない。

理事会は、通常総会の日の七週間前までに、第一項の書類（附属明細書を除く。）を監事に提出しなければならない。

前項の監査報告書については、商法第二百八十二条ノ三第二項の規定を準用する。この場合において、同項第九号中「第二百八十二条第一項」とあるのは「農業協同組合法第三十六条第一項」と、同項第十号中「取締役」とあるのは「理事及經營管理委員」と読み替えるものとする。

理事会は、監査報告書を添えて第一項の書類を通常総会に提出しなければならない。

理事会は、通常総会の日の二週間前から、第一項の書類及び監査報告書を五年間主たる事務所に、その副本を三年間從たる事務所に備えて置かなければならない。

組合員及び組合の債権者は、いつでも、理事に対し前項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

第一項の事業報告書、貸借対照表、損益計

第三十六条及び第三十七条を次のように改める。

第三十六条 理事は、事業年度ごとに、非出資組合にあつては事業報告書及び財産目録を、出資組合にあつては事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び附屬明細書を作成し、理事会及び經營管理委員会の承認を受けなければならない。

前項の書類については、監事の監査を受けなければならない。

理事会は、通常総会の日の七週間前までに、第一項の書類（附属明細書を除く。）を監事に提出しなければならない。

前項の監査報告書については、商法第二百八十二条ノ三第二項の規定を準用する。この場合において、同項第九号中「第二百八十二条第一項」とあるのは「農業協同組合法第三十六条第一項」と、同項第十号中「取締役」とあるのは「理事及經營管理委員」と読み替えるものとする。

理事会は、監査報告書を添えて第一項の書類を通常総会に提出しなければならない。

理事会は、通常総会の日の二週間前から、第一項の書類及び監査報告書を五年間主たる事務所に、その副本を三年間從たる事務所に備えて置かなければならない。

組合員及び組合の債権者は、いつでも、理事に対し前項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

第一項の事業報告書、貸借対照表、損益計

算書及び附屬明細書の記載方法は、省令で定める。

第三十七条 第十条第一項第一号の事業を行う農業協同組合の理事は、事業年度ごとに、前

条第一項の書類のほか、省令で定める事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした書類を作成し、これを通常総会に提出しなければならない。

第三十七条の次に次の二条を加える。

前項の規定により通常総会に提出する書類については、あらかじめ、理事会及び經營管理委員会の承認を受けなければならない。

第三十七条の二 第十条第一項第二号の事業を行なう組合（政令で定める規模に達しない農業協同組合を除く。以下この条において「特定組合」という。）は、第三十六条第一項の書類について、監事の監査のほか、農業協同組合中央会（以下この条において「中央会」といいう。）の監査を受けなければならない。

特定組合の理事は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、第三十六条第一項の附細書を除く。を監事及び中央会に提出しなければならない。

特定組合の理事は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、第三十六条第一項の附細書を除く。を監事及び中央会に提出しなければならない。

中央会は、第二項の書類を受領した日から四週間以内に監査報告書を特定組合の監事及び理事に提出しなければならない。

前項の監査報告書には、第三十六条第六項において同項の監査報告書について準用する商法第二百八十二条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項を記載しなければならない。

特定組合の監事は、中央会に対して、第四項の監査報告書につき説明を求めることができる。

受領した日から一週間以内に、監査報告書を理事に提出し、かつ、その謄本を中央会に送付しなければならない。

前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 中央会の監査の方法又は結果を相当ないと認めたときは、その旨及び理由並びに自己の監査の方法の概要又は結果

二 会計以外の業務の監査の方法の概要

三 第二十六条第六項において同項の監査報告書について準用する商法第二百八十二条第一項、第十号及び第十一号に掲げる事項

第四項及び第七項の監査報告書の記載方法は、省令で定める。

第一項の中央会については、商法第二百七十四条第二項及び第二百七十四条ノ三並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下この条及び第一百一条において「商法特例法」という。）第八条から第十一条まで及び第十七条の規定を特定組合の理事については、同法第十六条第一項の規定を準用する。この場合において、商法第二百七十四条第二項中「取締役」とあるのは「理事、經營管理委員」と、同法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社（農業協同組合法第三十条第一項二依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム）」と、同法第二百八十六条中「第一百六十八条第一項第七号及第十三条第一項中「第二百五十四条第三項」の下に「第二百五十四条ノ二」を加え、同項に後段として次のように加える。

第三十九条第一項中「第二百五十四条ノ二第三号中「本法」と読み替えるものとする。

二 第三号中「本法」とあるのは、「農業協同組合法、本法」と読み替えるものとする。

第三十九条第二項中「第二百七十四条ノ二、第二百七十五条」を削り、「同法第二百七十五条」を「同法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社（農業協同組合法第三十条第一項二依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム）」と、同法第二百七十五条に改める。

第四十一条第一項中「及び損失処理案」を「損失処理案及び附屬明細書」に改め

る」と、「監査役」とあるのは「各監事」と、「記載（各監査役の意見の付記を含む。）」とあるのは「記載」と、「同法第二百八十三条第一項」とあるのは「農業協同組合法第四十四条第一項」と、「同法第二百八十二条第一項及び第二号に掲げる書類」とあるのは「貸借対照表及び損益計算書」と、商法特例法第十七条第一項中「第二条」とあるのは「貸借対照表及び損益計算書」と、商法特例法第十七条第一項中「第二条」とあるのは「監査役会又は監査役」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

特定組合については、第三十六条第七項から第六項までの規定は、適用しない。

特定組合に対する第三十六条第七項から第九項までの規定の適用については、同条第七項中「監査報告書」とあるのは「監事の監査報告書及び中央会の監査報告書」と、同条第八項中「及び監査報告書」とあるのは「監事の監査報告書及び中央会の監査報告書」と、同条第九項中「監査報告書」とあるのは「監事の監査報告書及び中央会の監査報告書」と、同条第十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

この場合において、同法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは、「農業協同組合法第五条二規定スル会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム」と、同法第二百八十六条中「第一百六十八条第一項第七号及第十三条第一項ニ規定スル子会社（同条第十一項ニ規定スル会社ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号但書二項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム）」と、同法第二百八十六条中「第一百六十八条第一項第七号及第十三条第一項ニ規定スル会社ノ負担ニ帰スベキ設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「農業協同組合法第五条二規定スル組合ノ負担ニ帰スベキ設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「農業協同組合法第五条二規定スル組合ノ負担ニ帰スベキ設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」と読み替えるものとする。

第五十二条の三中「前三条」を「第五十条の二第三号中「第二百五十四条ノ二」を加え、「及び貸借対照表」と「貸借対照表」と、同条第三項中「第二百五十四条第三項」の下に「第二百五十四条ノ二」を加え、「及び貸借対照表」と「貸借対照表」とあるのは「通常総会の日の三週間前まで」と、同条第八項中「二週間」とあるのは「七週間」とあるのは「五週間」と、同条第四項中「前項の書類を提出した日から三週間以内」とあるのは「通常総会の日の三週間前まで」と、同条第八項中「二週間」とあるのは「五週間」と、五年間主たる事務所に、その謄本

第五十条の三の次に次の二条を加える。

組合の帳簿その他の書類について

では、商法第三十二条から第三十六条までの規定を、組合の計算については、同法第二百八十五条、第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四から第二百八十六条ノ三まで及び第二百八十七条ノ二の規定を準用する。この場合において、同法第三十二条第一項、第三十

三条第二項から第四項まで、第二百八十五条ノ四から第二百八十六条ノ三まで及び第二百八十七条ノ二の規定を準用する。この場

合において、同法第三十二条第一項、第三十

三条第二項から第六項まで、第二百八十五条ノ四から第二百八十六条ノ三まで及び第二百八十七条ノ二の規定を準用する。この場

本を三年間従たる事務所に」とあるのは「主たる事務所に」と、同条第十項中「事業報告書、貸借対照表、損益計算書」とあるのは「事務報告書、貸借対照表」と、商法第二百五十四条第一項中「本法」とあるのは「農業協同組合法、本法」とに改める。

「職員」を「監査に当たる者」に改める。  
第七十三条の二十中「第三十六条及び」を削り、「第四十三条の三第一項」の下に「及び第七十二条の十二の一」を加え、「第三十七条」を「第三十一条の二第四項」に改める。

項若しくは第三十六条第二項（これらの規定を第七十三条第一項及び第七十三条の二十において準用する場合を含む）の規定による閲覧を拒んだ」を「記載をした」に改め、同条第七号を次のようになり改める。

第十条の次に次の二条を加える。

第十条の二 前条第一項第二号の事業を行う組合の出資(第十三条の二第二項の回転出資金を除く。次項において同じ。)の総額は、政令で定める区分に応じ、政令で定める額以上でなければならない。

前項の政令で定める額は、農業協同組合の

第七十二条の十二)の二 理事は、通常総会の日から一週間前までに、非出資農事組合法人にあつては事業報告書及び財産目録を、組合員に出資をさせる農事組合法人以下「出資農事組合法人」という。)にあつては事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これを監事の監査書に記載して置かなければならぬ。

第一項の口うたは、不の行、無能の監不  
聞し公認会計士又は監査法人が公認会計士法  
(昭和二十三年法律第百三号)第二条第一項又  
は第二項の業務を行つ旨の契約を、公認会計  
士又は監査法人と締結しなければならない。  
第一百条に次のただし書きを加える。  
　ただし、その行為について刑を科すべきと  
きは、この限りでない。

及び第七十三条の二十において準用する場合を含む）、第三十六条第九項（第三十七条の二、第十二項の規定により読み替えて適用する場合及び第七十二条の二の二において準用する場合を含む）又は第七十二条の十二の二第二項（第七十三条の二十において準用する場合を含む）の規定による閲覧又は書きを臣ござります。

出資の総額にあつては一億円（組合員（第十六条第一項ただし書に規定する組合員を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する農業協同組合の出資の総額にあつては千万円）、農業協同組合連合会の出資の総額にあつては十億円を、それぞれ下回つてはならない。

組合員及び農事組合法人の債権者は、いつでも、理事に対し前項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

第一項、第三項に改め、「含む。」の下に「若しくは第四項（第七十二条の二及び第七十三条の二十において準用する場合を含む。）又は第七十一条の十一第五項」を加え、同号を同条第五号の四とし、同条第五号の次に次の二号を加える。

第一百一条第七号の二中「第三十九条第二項を「第三十七条の二第十項若しくは第三十九条第二項」に改め、「又は」の下に「第三十九条第一項において準用する」を加え、同条第七号の三中「第二百四十四条第一項若しくは第一項」の下に「第五十条の四において準用する

〔第十一条第一項第二号〕に、同条第二項中「前  
条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に  
改める。

第一項の書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならぬ。

五の二 第三十一条第十一項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任すべきときは。

**同法第三十二條第一項**」を加え、「若しくは財産目録若しくは貸借対照表」を「会計帳簿

〔第三条第四項中「平成十年三月三十日」を「平成十三年三月三十日」に改める。〕

第七十二条の十五第一項中「組合員に出資を  
せる農事組合法人（以下出資農事組合法人と

五の三 第三十条第十三項に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

財産目録「貸借状照表」は改め 同号を同条第七号の四とし、同条第七号の二の次に次の一  
を加える。

〔農林中央金庫法の一部改正〕  
第五条 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十  
二号)の一部を次のように改正する。

第七十三条第二項中「第三十六条」を削  
る。」を「出資農事組合法人」に改める。

第一百一条第六号中「若しくは第三十六条第一項（これらの規定を）」を「（これらの規定を第七

七の三 第三十七条の二第十項において準用する商法特例法第十七条第一項又は第二項

第十三条第一項第四号ホ中「以外ノ者」の下に「(以下「非居住者」ト謂フ)」を加え、同号

、「第三十五条第二項」を「同条第四項中第三十六条第一項」とあるのは「第七十二条の十二の「第一項」と、第三十五条第二項」に改める。

十二条の二の二に、「含む。」の規定に違反して「含む。」を「含む。」、第三十六条第六項(第七十二条の二の二において準用する場合を含む)若しくは第八項(第三十七条の二第十二項の規定にて

の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。  
第一百一十条に次の二項を加える。

「中若ハ第四号」を「第三号若ハ第六号」に改める。

第七十三条の十一第一項中「第七十三条の二  
一」を「第七十三条の二十一第一項」に改め  
第七十三条の十一の二第一項中「中央会は  
の下に「第三十七条の二第一項の監査以外の  
監査について」を加え、「聞いて」を「聴いて」  
に改め、同条第二項中「監査に当る」を削り、

より読み替えて適用する場合及び第七十二条の二において準用する場合を含む)、第三十一条の二第五項若しくは第八条項又は第七十二条の二第一項(第七十三条の二十において準用する場合を含む)の規定に違反して「備え置かず」を「備えて置かず」に、「記載をし、又は正当な理由がないのに第三十五条第四項

第七十七条第一項若しくは第二項に規定する者が、第三十七条の二第十項又は第三十九条第二項において準用する商法第二百七十四条ノ三第二項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

三 所属団体ヲ補完シテ貸付ヲ為スコトガ適  
切ト認メラルモノトシテ命令ヲ以て定ム  
ル地域ニ於テ事業ヲ営ム者(前一号ニ掲グ  
ル者ヲ除ク)ニ対シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ  
貸付又ハ手形ノ割引ヲ為スコト



全部若しくは一部の譲渡、共済事業（新農協法第五十条の三第一項に規定する共済事業をいふ。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部の譲渡、共済事業に係る財産の移転又は合併について適用し、同日前に議決された出資一口の金額の減少、信用事業の全部若しくは一部の譲渡、共済事業の全部若しくは一部の譲渡、共済事業に係る財産の移転又は合併については、なお従前の例による。

3 新農協法第五十一条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に開始する事業年度に係る準備金の積立てから適用し、同日前に開始した事業年度に係る準備金の積立てについては、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に存する組合については、新農協法第五十一条第二項の規定は、この法律の施行の日以後最初に招集される通常総会の終了前は、なお従前の例による。

（第一条の規定による農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定の施行の際現に存する組合については、同条の規定による改正後の農業協同組合法（以下この条において「新農協法」という。）第三十条第十一項及び第十三項の規定は、第二条の規定の施行の日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

2 第二条の規定の施行の際現に存する組合の理事、監事又は清算人については、新農協法第三十条の二第一項及び第四項並びに新農協法第三十九条第一項及び第七十二条の二において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百五十四条ノ一第一号及び第二号の規定は、第二条の規定の施行の日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

ただし、同日以後に新農協法第三十九条第一項又は第七十二条の二において準用する商法第二百五十四条ノ一第一号又は第二号に該当することとなつたものについては、この限りでな

3 い。

3 第二条の規定の施行前にした行為について刑法に処せられた者に係る理事、監事及び清算人の資格に関しては、同条の規定の施行後も、なお従前の例による。

4 第二条の規定の施行の際現に存する組合の参考については、新農協法第三十一条の二第一項の規定は、第二条の規定の施行の日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

5 第二条の規定の施行に存する組合については、新農協法第三十六条（新農協法第七十二条の二において準用する場合を含む。）、第四十四条第一項及び第五十条の四の規定は、第二条の規定の施行の日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

6 第二条の規定の施行の際現に存する組合については、新農協法第三十七条及び第三十七条の二の規定は、第二条の規定の施行の日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

（農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第五条の規定による改正後の農林中央金庫法（次項において「新農林中央金庫法」といいう。）第二条第一項の規定は、この法律の施行の日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

（農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の

規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるものは、ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

十二月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、減反政策反対、安定的な米の供給に関する請願（第三六〇号）

十二月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、減反政策反対、安定的な米の供給に関する請願（第三六〇号）

第三六〇号 平成八年十二月九日受理

請願者 広島県山県郡豊平町吉木一、七一

紹介議員 須藤美也子君

政府は、米の「過剰」を誇大に宣伝し、生産者米価を更に引き下げ、「輸入のための減反」を更に強化しようとしている。しかし「過剰」なのは、WTO協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定）によって押し付けられた外米（ミニマム・アクセス米）であり、新米よりも古米の方が高いことによって不人気になつた古米・古米である。

これらは、WTO協定の受入れと新食糧法（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律）の施行がもたらした結果である。アメリカ農務省の発表によつても、世界の米生産量はここ数年、消費量を百万吨程度下回つてゐるなど、米の不足は明瞭である。こういう事態を承知の上で、十分な自給能力を持つ国（政府）が、外米を買ひあさる一方、「輸入のための減反」を農民に押し付けるやり方は、人類に対する犯罪と言つても過言ではない。については、次の事項について実現を図られた。

一、ミニマム・アクセス米は海外援助に回すこと。  
二、外米受入れのための減反拡大と減反の押し付けをやめ、農家の意向を尊重すること。

三、米の作柄変動に備え、どんな不測の事態が起きたも国民に安定的に米を供給するために、政府の責任で国産米を二百万トン以上備蓄すること。備蓄の用が済んだ古米・古米は、これまで政府が行つてきただよに、加工用・援助用、さらに飼料用に回すこと。

四、WTO協定の改定を提起すること。



平成九年一月七日印刷

平成九年一月八日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局